

# I 準備作業

147 条文解釈に関するわが方覚書(5)

(昭和 26 年 8 月 21 日) .....655

148 平和条約案第12条(d)の条文解釈について

(昭和 26 年 8 月 23 日) .....659

149 平和条約第15条(a)に関する紛争解決のための協定案

(昭和 26 年 8 月 25 日) .....660

付 記 上記協定案へのわが方意見

(昭和 26 年 8 月 28 日) .....661

150 吉田総理内奏資料

(昭和 26 年 8 月 27 日) .....663

〈参考〉

「日本国との平和条約草案の解説」

(昭和 26 年 8 月 4 日) .....669

対日講和問題に関する情勢判断

極秘

A - 1

対日講和問題に関する情勢判断

二五、九、二二

一、最近の経緯

(欄外記入)

トルーマン大統領は、九月十四日の定例記者会見で、対日講和問題に  
関し、「第一段階として極東委員会を構成する各國政府と、今後の進め  
方 (future procedure) について非公式の討議を開始することを國務省に  
命じた」と声明した。ここに至るまでの最近の経緯は、次の通りである。

1、昨年九月、米英仏三国外相会議の機会に、米英両国外相は、対日講  
和を促進することに意見が一致し、本年初頭には、英連邦諸国のコロ  
ンボ会議の開催を見た。しかし、米国の國務、国防両当局の間で、安  
全保障に関する問題について意見が一致せず米国の條約案がまとま  
ないため、講和問題は又一頓座を來した。<sup>(脚注)</sup>

2、その後、日本で、野党連合の永世中立、全面講和を要望する共同声  
明の発出 (四月二十六日付)、イールズ事件、米兵おう打事件、第七  
国会における地方税法案の否決等のことがあり、これ等一連の事件は、  
米国において、占領の長期化の不利を実証するものとして注目をひい  
た。従来、國務省とマツカーサー元帥は、早期講和論であり、国防当  
局は、安全保障の見地から反対の立場をとつていると伝えられていた  
が、このような日本の情勢をも反映して、早期講和論が勢いを得て來  
た。このような背景の下に、六月、ジョンソン国防長官とブラッドレ

---

(欄外記入) 外務省從來單ニ客觀状勢觀察を主として之ニ對処する施策の考慮甚た乏  
し留意を乞フ經世家としての經綸ニ乏しきを遺憾とする SY

イ合同参謀本部議長、次いでダレス国務長官顧問が日本に来た。

3、しかるに、たまたま朝鮮の動乱が勃発したため、一時は、対日講和問題は又棚上げされたという報道もあつたが、その後次第に、民主主義諸国としては、日本の積極的な協力が得られるようにすべきであり、そのためには、何等かの形において対日講和を促進すべきであるとの論が強くなつて来、又、安全保障の問題についての國務、国防両当局の意見の不一致も、朝鮮動乱の勃発により解消したため、対日講和が再び真剣に取り上げられてきた。

## 二、対日講和促進の理由

最近米国は、世界情勢の急迫化にかんがみ、世界全般にわたり、共産勢力に対する民主主義諸国の陣営の整備強化を急いで來ている。米国政府がこの際対日講和を促進しようと決意した動機は、およそ次のようなものであると思われる。

- 1、日本を速かに民主主義諸国の陣営に引き入れ、ソ連の東亜における新攻勢に対処する態勢を整えること。
- 2、対日講和問題について、米国がその意図するところを実現するため、日本との関係においても、英連邦諸国その他との関係においても、朝鮮動乱の発生に伴う新事態を利用すること。

## 三、今後の発展

### (一) 多数講和方式の問題

今回の動きは、米国としては、いよいよ多数講和についての決意をしたことを意味する。問題は、他の民主主義諸国がこれに対していくかなる態度をとるかであり、最大の難関は、中国の関係であろう。

- 1、米国は、一応、ソ連を含め、又国民政府を相手とする建前をとつて、ソ連と国民政府との個別交渉は、一番後廻しにするであろう。個別交渉の内容は、議決方式等の手続問題のみに止まらず、多数講和に対する民主主義諸国の意向の打診、平和條約の基本的な内容にも及ぶであろう。これは、トルーマン大統領が記者会見で、記者側から

の質問に対し、日本の再武装問題も、「非公式の討議において検討せられる問題の一部である」と答えたこと、又、トルーマン大統領の発表の翌日（十五日）国務省の当局者が米国の平和條約案の大綱を非公式に発表したことからも推察される。

- 2、ソ連は、手続問題で譲歩せず、従つて、結局、脱落するであろう。
- 3、国民政府を中国の政府として参加せしめるについて、問題は、英國やインドがいかなる態度をとるかということである。特に、インドは、最も強く難色を示すであろう。中共政府の参加の可能性については、米国が関係各国と個別交渉をやっている間に、極東委員会構成国の中、いま一国が中共を承認して、中共政府承認の方が多いに至るような場合には、米国としても中共政府の参加に反対し難くなるであろう。（注）しかし、中共政府は、ソ連と同調するであろうから、実際問題としては、結局のところ参加しないことになる公算が大きい。そうなると、インドの如きは、ソ連のみならず、中共政府をも除外した多数講和に参加することには、その従来の対中共態度にかんがみ、相当難色を示すものと思われる。このように、中国を代表する政府の問題は、最も困難な問題であるが、結局、中共政府も国民政府も参加させないことに落着するかも知れない。

### 注、極東委員会構成国の中政府承認状況

承認国（承認月日）	未承認国
ソ連（四九、一〇、二）	米国
ビルマ（四九、一二、一七）	フランス
インド（四九、一二、三〇）	フィリピン
パキスタン（五〇、一、五）	オーストラリア
イギリス（五〇、一、六）	ニュージーランド
オランダ（五〇、三、二七）	カナダ

### (二) 内容上の問題

今回国務省の当局者が非公式に発表した條約の内容に関する米国案に

は、民主主義諸国の中でも、異論があるように報道せられている。特に、日本の再軍備について、禁止ないし制限する規定を設けないことについては、一部の国に相当強い反対があるようである。

### (三)結論

手続上も、内容上も、種々困難な問題があるから、まだ手放しの樂観はできない。米国としては、民主主義諸国との間に、平和條約の基本的な内容に至るまで大体の話がまとまつた上で、いわゆる講和予備会議を招集し、多数講和を実現しようとするであろう。しかし、関係各国との個別交渉の成行如何によつては、多数国による講和予備会議の開催、多数講和の成立という段取をとらないで、結局、いわゆる個別講和（二国間條約）ないし戦争状態終了宣言というようなことに落着く可能性もなくはない。しかし、今回の米国の動きから、何等かの形で、多数の諸国との間に平和回復が結実することだけは、確実である。

~~~~~

2 昭和25年10月1日

### 安全保障に関する陳述(草案)

極秘

安全保障に関する陳述(草案)

五〇、一〇、一

N稿<sup>†1</sup>

一、朝鮮動乱に際し国際連合が侵略行為に対して採つた制裁措置が着々と効をそうして半島において侵略が排除され平和と秩序とが勝を制しつつあるのは、連合がその最大責任である国際の平和と安全の維持を有効に果し得る機関たることを実証するものである。このことは政党のいかんを問わず、

また、老若男女のいかんを問わず、ひとしく、日本が独立を回復した暁には國の安全は国際連合によって確保されなければならないという一点において帰一している日本人にとつてこの上ない快心事である。

二、戦争放棄と無軍備とを国是とする日本に対する侵略が何の制裁もうけず放置されるようでは世界の平和と安全とはあり得ない。世界の平和と安全とが確立されない限り戦争を放棄し軍備を有しない国家は存在し得ない。日本の安全は世界の安全と不可分の関係にある。わが憲法が平和愛好諸国との公正と信義に信頼してわれらの安全と生存とを保持することを声明し（前文）、また、戦争放棄と無軍備とが正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求するためであると明言しておる（第九條）のは、日本の安全が世界の安全に通じ、日本の平和愛好の誠意が世界の平和愛好の民主主義の確立に通ずることを意味する。日本のみならず世界の各國がかのような精神に徹して堅く協力して行く限り、世界の平和は必ず安全であろう。われわれの安全保障に対する考え方の根本は、ここに、存する。

三、いうまでもなく、国際連合が嚴として存在し、世界のいざこにおける不法の侵略も常に防止され鎮圧されるためには、連合の構成国はもとより連合の目的に賛同する国々の並々ならぬ勇気と犠牲とが必要である。朝鮮動乱における連合各國の行動は雄弁にそれを物語つておる。日本も、平和條約によって自主独立を回復し国際社会に一員として復帰した場合に、國の安全について国際連合の保障を享受しようとする以上、連合加盟を許された場合には加盟国の義務として、しからざる場合においても、非加盟国として連合の保障を享受する限り、わが国はの許す範囲において最大限度の協力をなす覚悟と用意とを有する。われわれは国際協力の精神の上に國の安全保障を考えるのである。

以上のような一般的考慮の下に、日本政府は、連合国において日本の安全保障について左のような考慮を拂われることを要請する。

<sup>†1</sup> N は西村熊雄條約局長。

## 平和條約について

国際連合は、国際の平和と安全の維持をその主要な目的とする。そして、連合の世界の平和と安全を維持する責務は、連合国に対するとひとしく非加盟国に対しても存することは憲章の明定するところである。日本自体が平和愛好の民主国として徹底することと国際連合の上記の使命とのふたつの上に日本の安全は必ず確保されうる、いな確保されなければならない。日本の安全保障について特定国（複数又は単数）と特別の取極を必要とするとしても、その取極は、国際連合に根源を有するものでなければならない。

かのような意味で、次のような趣旨が平和條約に挿入されることを希望する。

「連合国政府は、日本の安全が国際連合によって保障されるべきことを声明する。

連合国政府は、平和條約の実施後日本の国際連合に対する加盟の申請を支持することを約する。

連合国政府は、国際の平和と維持に関する限り非加盟国に対しても憲章の原則を適用することが国際連合の根本原則であることに特に留意する。

以上の趣旨を実現するため合衆国政府は連合国政府に代わって日本政府と所要の取極を締結することができる。」

## 日米間の取極について

国際連合による一般的の安全保障の外に、更に特別協定を必要とすることは、憲章に規定されておる安全保障理事会を中心とする一連の安全保障体制が今なお完全に作用し得ない事態にある限りやむを得ないところである。このことは日本人のすべてが了解しておるところである。

朝鮮動乱において、国際連合の安全保障は、非加盟国のためにも、侵略行為が行われる場合には、発動され、そして、それが実効をおさめることを目のあたり見ておる日本人は、国際の平和と安全の維持に関する責務を今後ますます広く連合総会に與えようと、合衆国その他の民主諸国によって努力がなされていることに多大の関心を持ち、且つ、そのすみやかな成功を念願し

ている。けだし、総会においては安全保障理事会のように平和愛好国の行動が世界平和の破壊を策する国（単数）によって阻止されるようなことがないからである。

朝鮮動乱によって、侵略は必ず国際連合によって制圧されることが実証されたのであるから、もはや世界のどの国も侵略行為にはでないことを希望する。しかしながら、世界の現情はいまだこの希望の上に安眠をむさぼることを許さない。われわれは、朝鮮動乱から今ひとつの教訓をひき出すことができる。それは、国際連合の制裁発動によって朝鮮における侵略行為は制圧された。しかし、朝鮮において平和と安全が回復されるまでにこの地域は二回戦場になつた——初めは侵略軍によって、次に平和回復軍によって。われわれの理想は、こういうことをなくするにあらねばならぬ。いいかえれば、侵略を未然に防止するにあらねばならない。合衆国政府が、日本の安全保障のため日本と特別の取極を締結する必要ありとされるのも、日本に対する侵略を未然に防止することを確保するためであると信ずる。日本政府は、この合衆国政府の好意に感謝するとともにその所見を忌憚なく述べてみたい。

一、二国間の取極は、平和條約の委任によって締結することとしたい。このために前述のとおり平和條約に日本の安全保障についての條項を挿入することとしたい。

二、この取極は、合衆国政府が日本及び（又は）合衆国の利益のためにのみ締結するのではなくして、その目的が世界の平和の増進にあること、いいかえれば国際連合のわく内で締結され且つ国際連合の強化のため両国が対等に協力する根本に立つこととしたい。国際連合に国の安全を委せようとする日本の国民感情と平和條約後はあらゆる国と対等の立場にたつて世界平和の増進に応分の協力をしたいとの日本国民の熱望を裏切るような形式はどうしても回避しなければならない。眼前の政治と又は軍事上の必要なため日米両国の永遠の友情と信頼に陰影を投ずるような愚をあえてしてはならないと信ずる。

このために、取極では、

「合衆国政府は国際連合による日本の安全保障を確実にするため国際連合のためにこの取極を日本政府と締結する。合衆国政府はできる限りすみやかに国際連合総会にこの取極を報告しその承認を得なければならぬ。」

という趣旨を明定することとしたい。

三、問題の核心は、どうすれば、日本に対する侵略を未然に防止しうるかにある。国際連合による制裁行動が発動されるまで、侵略に対抗しうる力が日本にあればかのような問題は発生しない。日本は、自衛権は完全に有する。しかし、侵略対抗に必須な武力がない。<sup>(如々)</sup>そこでこの武力の欠除を補完するため日本に合衆国の軍隊を駐屯させておくことがきわめて自然に考えられるのである。しかし、一国が外国の軍隊をその領土内に駐屯させることは対等国間においては異常のことであり駐屯国の政府にとってこれを受諾するにはきわめて重大な政治的決意をすることである。

他面、軍隊派遣国においてもある一国が無軍備で侵略の的となりやすいということだけでその国に軍隊を派遣するものはない。要するに、問題の国が安全であることが自国の安全に絶対に必要である関係がある場合にのみ、かような決意をなすものと考える。この点は、重要である。けだし、国際連合加盟国に関する限り、国際連合が安全保障のため制裁措置に及ぶ前に武力行使に訴えうるのは、武力攻撃が発生したとき自衛権を発動するとき限られておる。従つて、日本に対して武力攻撃が発生した場合国際連合が、措置をとる前に合衆国がその武力を行使しようとするならば、日本に対する武力攻撃が合衆国に対する武力攻撃でもなければならないのである。かように考えてくると、取極では、

「日本に対する武力攻撃は、合衆国に対する武力攻撃を構成すること」が明白にされねばならない。また、「憲章第五十一條の関係から、武力攻撃が発生したときはこれを阻止するため自衛権を発動して所要の措置をとる。これらの措置は国際連合に通報する。国際連合が制裁行動を決定したら上述の措置は終了する。」趣旨が盛られなければならないまい。

四、しかる上に、日米両国政府は、合衆国の陸、海、空軍が駐屯しうる場所ないし港湾を規定する。これらの場所ないし港湾は、なるべく大都会を避け、その数を限定しなければならない。「基地貸與の形式を避け北大西洋条約の下に合衆国の軍隊が西欧諸国に駐屯しておるような形式をとる」との華府新聞報道は、合衆国政府において、この駐軍が日本国民に及ぼす影響を考慮され駐屯国のナショナル・プライドを重んじられる証左として、われわれの感謝するところである。取極は、特定の場所又は港湾に合衆国の軍隊が駐在することに日本政府は同意し、駐在に必要な施設を提供するという形式であらねばならない。

駐屯軍は、国際法の原則にもとづく治外法権を享有する。この治外法権の反映として合衆国軍隊の用に提供された場所や施設は治外法権的地位に立つことはあるけれど、「基地貸與」の場合のように場所又は施設そのものが日本の法権の外に立つという考えは完全に放棄されなければならないのである。

更にまた、将来永きにわたる間駐屯軍隊と日本政府または一般日本人との間に不愉快な紛争の生ずることを回避するため、駐屯軍隊の享有すべき特権（警察、課税、裁判、補償）や権利（演習、移動）や日本政府の提供すべき役務の種類と限界、駐軍の財的負担について、詳細且つ明確に規定しておかなければならぬ。

日本政府の提供すべき役務の種類と限界については、日本は戦争放棄と無軍備の国是により明白な限界が存すること、並びに、駐屯の財的負担については、それが合衆国の負担においてなさることを当然に期待するものであることを、ここに、明らかにしておきたい。

五、取極の期限は、現在の国際情勢の下では、明確に時日を限定しがたい。「国際連合総会の勧告に従つて取極を修正し、又は、取極を終了せしめることができる」趣旨を定めておくのが妥当であると思考する。

六、日本の安全保障に関連して、今なお連合国の一員では日本からの脅威に対して自己の安全を問題にする向があるようである。これは、日本政府の

きわめて遺憾とするところである。上来しばしば言及した新日本の国是とこの国是に徹しようとする日本人の決心と、更に、海外領土をすべて喪失し、鉄鉱、石油、アルミニウム、ゴムその他近代戦における潜在戦力の基礎をなす資源をなにひとつ有しない今日の日本を思われるならば、かような日本に再侵略の脅威ありとする人々の理性を、われわれは疑わざるを得ない。加うるに、以上に述べた国際連合による安全保障は、われわれの見解によれば、日本の利益のために作用すると同時に、日本が万一侵略行為にでるようなことがありとするならば、立ちどころに日本の不利益に作用し得、且つ、作用すべきものである。かような次第であるから、われわれは、平和条約において日本の再侵略に対する保障のごときは、決して規定されるべきものでないと確信するものである。合衆国政府においては、必ずやこの点について日本政府と所見を一にされ、他の連合国を説得して、すでに敗戦により十分その栄誉感をおとしておる日本国民に対し、平和条約において再びそのナショナル・プライドを毀損するようなことを避けられることを要請するものである。

3 昭和25年10月2日

### 米国の対日平和条約案の構想

極秘

A-2

#### 米国の対日平和条約案の構想

二五、一〇、二

トマス・トルーマン米国大統領が対日講和に関する声明を発表した翌九月十五日、國務省係官は対日講和に関する米国の構想を明らかにした（九、一五、米国

(欄外記入) 此構想ニ対し我国として考ふべき点如何

政府ビュレティン別添)。  
〔見当らず〕

この米国案は、もっぱら敗戦国を制約する趣旨で作られる一般平和條約とは根本的にその性格を異にし、日本を民主主義陣営の一員としてだきこんで日本にかれらと協力させ、あるいは、日本を活用する基礎をつくることを主眼とし、従つて、種々の「禁止」ないし「制限」についての規定を置かず、きわめて簡単な内容のものになっている。そして、米国政府としては、その案について、ある程度の修正には応ずるが、その基本原則を変更する意図はない、と國務省当局は述べている由であり（九、一九、UP、外国外交官筋）、このことは、今回、米国が対日講和の促進を決意するに至った理由（「対日講和問題に関する情勢判断」参照<sup>†1</sup>）からも明らかである。

しかば、米国は何をもって基本原則としているかということになるが、一応の観測としては、

- (一) 日本の再軍備を禁止ないし制限しないこと
  - (二) 米国軍の日本駐屯の道を開いて置くこと
  - (三) 日本の経済発展に対して不当の障害を設けないこと
- の三つであると思われる。

従つて、今後の問題は、米国が対日講和の基本的目的を達成するために、これらの基本原則以外の点について、どの程度関係諸国の主張に妥協するかということである。

右のような観点から、対日平和条約の主要な問題点を拾つて見よう。

#### (一) 領土條項

(欄外記入) 琉球列島（九、一五、米国政府ビュレティン）小笠原諸島及び硫黄島（九、二二、UP、米国務省スワクスマン）は、米国の信託統治領となる。もつとも、その態様及び地域的範囲は、不明である。

(欄外記入) 日本国籍ヲ有スルモノノ利益保ゴニ付考フヘキ問題ナキヤ

<sup>†1</sup> 第1文書。

台湾については、イタリー平和條約における旧イタリー植民地の処理の場合のような方式が考えられている。イタリー平和條約においては、旧イタリー植民地の処理について平和條約実施の日から一年以内にその処分を協定することができない場合には、国際連合総会の決定にゆだねることにしている。

南樺太及び千島列島については、何ら触れていないが、日本は、これらの領土に対する権原を放棄することを約せしめられることになる。

#### (二) 政治條項

占領と管理が終止することと日本の国際連合加盟を支持する趣旨が明らかにされるであろう。

政治上の制限としては、日本が占領管理下にあつて、政治、経済、教育、社会等の面で行つてきた民主化に関する根本原則を確保する趣旨の抽象的な規定が設けられ、その場合、(一)軍国主義的諸団体の禁止、(二)戦争犯罪人及び追放者に対する措置の維持、(三)地方分権、(四)警察制度、(五)労働條件及び社会保険制度の国際水準維持並びに労働者の団結権の保障及び労働組合の発展の援助、(六)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保、(七)農地改革の維持等の諸項が問題となろう(右(五)及び(六)には、日本の国際経済における競争力の減殺の意味合いもある)。

#### (三) 軍事條項

日本の再軍備を禁止ないし制限する條項は設けられない。これは、米国の基本的主張であるから、関係諸国が強く反対しても、譲らない。しかし、日本軍国主義の復活を懸念する豪、比、新等の諸国の反対に対しては、米国は、何らかの妥協を余儀なくされるべく、海軍及び空軍について制限ないし禁止し並びに一定の兵器(航空機、軍艦等)の製造を禁止する可能性

(欄外記入1) 台湾トノ経済干係ニ付考フルトコロなきや

(欄外記入2) 我國の利益上考フヘキ点研究ノコト

(欄外記入3) 同右

がある。

なお、海上の警察力についても、何らかの制限を受ける可能性がある。

#### (四) 経済條項

##### 1、経済上の制限

米国は、正常の経済活動を制限するような規定を一切設げず、日本国民のために健全な経済と、より高い生活水準を許す條約を想定している。しかし、前述の通り、一定の兵器の製造は禁止される可能性があるが、それに伴い、軍用にあらざる航空機、船舶の製造についても制限を設けることになる可能性がある。

##### 2、賠 償

米国は過重な賠償を規定しない寛大な條約を望んでいる。問題は、フィリッピンであるが、賠償が新たに請求されることはないものと思われる。

#### (五) 條約履行の保障

平和條約が政治的、軍事的及び経済的に詳細な制限的規定をほとんど含まないものとすれば、條約の履行を監視するための機構を特に設置する必要はないということになる。しかし、イタリー平和條約の場合(ローマ駐在の大尉に若干の権限を認めていた)程度のものは規定される可能性が多い。

#### (六) 安全保障

平和條約の中に、日本の安全保障に関する規定が設けられるかどうかは明らかでない。

駐兵に関する規定については、その形式、内容共に、明確でない点が多いが、一応、次のようなことが考えられる。

(イ)「米国空軍が英國に駐屯しているのと同じような関係」といい、日本に止まるべき米国軍は、「占領軍ではなく、米国が現に歐洲に送りつたある増派部隊が歐洲諸国に対してもつと同様の関係を日本に対してもつ」という。これから推測されるところは、共同防衛のための、被駐屯

国側の要請に応じての派兵という考え方である。

従つて、駐兵に関する約定の内容は、たとえば軍事基地貸與の場合のようにリデッドなものでなく、相当融通のきくものになる可能性が多い。「日本に米国のベイスをもつてではなく、米国軍が日本にベイスされる」というのにも、そういう意味合いが含まれているとも解される。そうなると、駐兵地域のごときも、正式の国際約束としては、余り明確に区画されないかも知れず、いずれにしても、十分に行動の自由をもちうるよう規定されるであろう。

経費の負担についても、日本防衛のための派兵に対する反対給付として、現在日本側が負担している施設、役務等に関する経費と同種の経費の負担を求められる可能性がある。

(d) 駐兵ということが、建前上、国際連合と結び付けられるかどうか、明らかでない。国務省の係官の談話は、国際連合との関係について言及していない。国際連合に結び付けられるとすれば、憲章第五十一條（「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して、武力攻撃が発生した場合において、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を執るまで、個別的又は集団的な固有の自衛権を害するものではない。……」）を引用する位のところであろう。これは、前記談話中に、「日本国憲法は軍備の保有を禁じているが、これは、国際連合憲章にいわゆる固有の自衛権を排除するものとは解されない」とあることからも、うかがわれる。

4 昭和 25 年 10 月 4 日

## 米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)

極秘

(欄外記入) A-3

米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)

### 目 次

#### 第一、方針

#### 第二、要望の内容

一 領土條項

二 政治條項

三 軍事條項

四 経済條項

五 條約<sup>(履行)</sup>の保障

六 安全保障（駐兵）

米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)

二五、一〇、四

### 第一、方針

米国は、対日平和条約を、一般の平和条約とは異なり、日本をして民主主義諸国と協力せしめるための基礎を設定するものとして構想している（別紙「対日講和問題に関する情勢判断」及び「米国の対日平和条約案の構想」参照<sup>†1</sup>）。従つて、わが方としては、対日平和条約の内容となるべき事項について、大胆卒直にその要望を表明すべきである。しかして、わが方の要望の根

(欄外記入) 野党の口吻の如し

無用の議論一顧の値なし経世家の研究ニ付一段の工夫を要す SY

<sup>†1</sup> 省略。第1文書および第3文書として採録。

本基調は、これを次の五つの原則におくものとする。

- 一 独立国としての完全な主権の回復と平等の基礎における民主主義諸国との協力
- 二 民主主義諸制度維持の不可欠の前提としての日本經濟の自立
- 三 領土問題及び駐兵問題の取扱における国民感情の尊重
- 四 世界的安全保障機構による日本の安全の確立
- 五 世界の平和と繁栄の増進に対する積極的寄與

わが方の要請の時期については、米国からの日本側所見開陳方の要請を待つてはいるが、平和條約案の大綱が決つてしまつた後になり時期を失すこととなるおそれがあるから、政府としては、この際、米国からの要請をまたず、非公式に日本側の要望を、下記の要領により、表明することとした。後述の通り、米国軍の日本駐兵に関し、事前に国際連合総会の決議を得る方式を採用するということであれば、国際連合総会の会期の関係上、特に至急措置する必要がある（A-4<sup>†1</sup>の案による）。

なお、今般発表された米国の平和條約に関する構想に対して、日本の新聞紙上にほとんど何らの反響があらわれていない。こういう状況がいよいよ平和條約が締結されるまで続くことは、長い眼で見て面白くないから、本件申入れに関連して、講和問題に関する言論を自由にすることについて、総司令部の了解を得ることとした。

## 第二、要望の内容

### 一、領土條項

朝鮮の独立、台湾、澎湖島、閩東州租借地、南洋委任統治地域及び南樺太に関する権利権原の放棄については、異存ないこととし、次の諸項について要望する。

(一) 千島列島は、ソ連へ引渡されないこと。

<sup>†1</sup> 第5文書。

南樺太が日本から切り離されることは、ポツダム宣言の文言（「日本國の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びにわれらの決定する諸小島に局限せられる」）から推測されるが、千島列島については、「われらの決定」にゆだねられているものに属するというだけである。この決定は、米英ソ間では、すでにヤルタの秘密協定でできていたわけであるが、これは、領土の拡張を求めずとした大西洋憲章の條項及び精神に違背するものであり、又日本のみならず、他の連合諸国の関知するところではない。従つて、三分の二の多数で否決され、ヤルタ協定の規定が実現されなくなることも、技術的に不可能ではない。そして、千島列島については、日本の領有關係の歴史的因縁が最も深い。以上の理由から千島列島の保有を要望する。

なお、齒舞諸島及び色丹島は、北海道の一部であつて、千島列島には属しないから、領土処分の対象となすべきではないという立場をとる。

(二) 琉球列島、小笠原諸島及び硫黄諸島は、日本から切り離されないこと。

これは、今後長きにわたる国民感情上の問題であり、従つて米国側にとっても、政治的に重要な点として強く要望する。米国の対日平和條約案の構想によれば、日本の本土に米国軍が駐屯することとなる以上、これらの諸島を本土と別個のベイシスにおく必要は、何もない。この場合、米国において、これらの諸島の使用が是非共必要とあらば、わが方としては、十分に米国側の要望に沿うようにする用意があることを明らかにする。

米国側で、本土と別個のベイシスにおくことを固執する場合には、地域を最小限度に止め、しかも何らかの方式により、日本の領土主権が残される形をとることを要望する。（注）

（注）一、かかる方式としては、これら諸島の特定地域を限つて、本土とは別個の軍事的使用協定を締結することを考慮する。

二、上記の要望がどうしても通らない場合には、信託統治を受諾するが、その場合にも、地域を最小限度に限定し、左のいずれ

かの方式を考慮されんことを要望する。

- (イ) 日本と米国が共に共同の施政権者となる。
- (ロ) 信託統治の期間を定め、期間終了後は人民投票によって帰属を定める。
- (ハ) 特定期間経過後、米国は施政権者としての権利を日本に引き継ぐ。

右いずれの場合にも、日本との経済的商業的交流について、これら地域と日本との従前の密接な関係が続けられるようにする。

## 二、政治條項

日本は、民主主義体制を護り抜いて、自主的立場に立って世界の平和維持に積極的に貢献せんことを期しているのであるから、その趣旨により、次の諸項目を十分考慮されたい旨を要望する。

- (一) 独立国としての完全な主権を回復し、自由諸国民の共同体における平等な一員となること。
- (二) 日本の民主化に関する規定を平和條約中に設ける必要はないが、これを入れる場合には、日本は民主化に関する根本原則を確保して行く所存であるから、イタリア平和條約第十五條のように、民主主義の基本原則を掲げるに止めること。
- (三) 占領管理下における改革の現状 (一)軍国主義的諸団体の禁止、(二)戦争犯罪人及び追放者に対する措置、(三)地方分権、(四)警察制度、(五)労働條件及び社会保険制度の国際水準維持その他労働関係諸制度、(六)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等、(七)農地改革等) をそのままフリーズしてしまうような規定を設けないこと。
- (四) なかんずく、警察制度及び警察力について、制限を設けないこと。
- (五) 日本の国際連合への加盟を支持することを約する規定を入れること。
- (六) 戦争犯罪人については、新しい訴追を打ち切るとともに、平和條約の成立の機会に、連合国において戦争犯罪人に対して大赦の措置を執られるよう懇請する。なお、刑の執行を日本側に一任すること。

## 三、軍事條項

日本の再武装を禁止ないし制限する規定を設けないことは、日本の自主性の尊重という意味においてアプライシエイトしつつ、同時に、日本は、再武装の意思をもたないことを、理由を挙げて明らかにする。

## 四、経済條項

日本は、経済自立を達成し、東亜諸地域の経済開発、ひいては、民主主義世界全般の経済発展に積極的に寄與することを熱望しているものであるから、経済上の制限は、一切これを設けないのみならず、進んで世界経済における活動の自由を確保されるように、次のことを要望する。

- (一) 国際経済機構への参加  
平和條約中において、日本の各種国際経済機構への参加を支持する旨の規定を設けること。
- (二) 通商及び資源に関する機会均等  
経済自立に資するため、国際通商及び資源利用上の均等待遇の確保に関する規定を設けること。
- (三) 産業制限  
潜在的に軍需工業の基盤となるという理由で、産業に対する制限を設けないこと。
- (四) 海運  
一切の制限を設けないこと。
- (五) 漁業  
一般的国際條約に基く制限以外の制限が課されないこと。
- (六) 賠償  
すでに撤去済の施設以上に一切の賠償、特に新規生産物の取立が行われないこと。
- (七) 在外資産  
連合国により賠償の見地から処分される日本人の在外資産のための日本国民に対する日本政府の補償義務について、日本経済の背負い切れな

いような補償を結果するような原則的規定を設けないこと。

(八) 割譲地に関する経済財政事項の処理

割譲地に関する各個の公私の債務（公債、保険その他）について、日本の公私の分担を追求しないようにすること。

なお、平和条約の締結に関連し、経済的及び技術的援助の継続を懇請する。

五、條約履行の保障

平和条約を誠実に履行する日本の決意にかんがみて、関係各国による監視の要はないことを指摘する。

六、安全保障（駐兵）

日本の安全保障問題に関するわが方の基本的な考え方を明らかにし、これに基いて次の三項を要望する。

(一) 駐兵に関する取極は、平和条約と別個にすること。

平和条約は、強制的な性質のものであり、これに対して、駐兵は、日本側もこれを希望して行われる建前のものであるから、両者を一つの條約で規定することは、国民感情上おもしろくない。又、駐兵が保障占領的の意味合いのものではなく、日本の安全保障のためのものであるから、これを平和条約自体で規定することは不適当である。駐兵は、その原則規定を含めて、あくまで別個の取極によることとすべきである。

(二) 駐兵に関する取極は、期間、地点、経費の負担、特権等について、合理的且つ明確に規定すること。

平和条約の締結により、占領管理の「管理」の方は解かれても、駐屯の態様が不明確であるならば、それは現在の米占領軍と大差ないこととなり、講和に期待されていた利益の重要な一項が失われる。駐兵の期間、地点、経費の負担、特権等について、合理的且つ明確な規定がおかるべきである。

(イ) 駐兵については、一定の期間（この期間は、政治的に見て、なるべく短い方が賢明である）を定め、更新の道を開いて置くと共に、期間

継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとする。

(ロ) 地点は、なるべく中心部から遠い場所に限定する。

(ハ) 経費は、原則として米国側の負担とする。

(ニ) 駐屯軍の特権については、一般国際法上、一国の軍隊が他国に駐屯する場合に享有する特権の範囲内で明確に規定する。

(ミ) 国際連合との結び付きを、できるだけ、密接且つ具体的にすること。

これは、現在の国民感情からも、又政治的観点からも、大切なことである。すなわち米国軍の日本駐屯が單に日本と米国一国との特殊関係に基くものではなく、客観的に日本の防衛が世界の安全保障組織（すなわち国際連合）の一機能であるという意味の名分を立てなければならないのである。この機能を体現して、その衝に当るという方が、米国としても、名分が立つて具合がよいであろう。

これについては、種々の方式が考えられるが（注）、最も理想的な行き方としては、駐兵に関する取極がなされる以前に、国際連合総会において、「国際連合は、日本の安全を確保するため適當の措置を執ることを米国に求める」趣旨の決議が採択され、これに基いて、日米間の取極がなされることである。米国にその決意さえあれば、総会において、このような決議を成立させることができるはずである。（この点にかんがみるも、総会の会期（十一月末閉会）の関係上特に至急措置する必要がある）。

（注） この方式については、国際連合総会の決議の有無とその時期を基準として分類すれば、次のようなものが考えられる。

(イ) 決議を取極の締結前にする方式

駐兵取極が平和条約と同時になされる場合には、この方式によることが最も理想的である。総会では、極東委員会構成国のうち平和条約に参加を予定されているもの全部の共同提案とするのが適当であろう。

(ロ) 決議を取極の締結後にする方式

駐兵取極は、その締結後最近の機会に、総会によって承認されるべきものとし、それによつて効力を確定されるものとする。これは、(イ)の方式が不可能の場合の次善の策である。

(ハ) 決議のない方式

駐兵取極で憲章第五十一條を引用し、米国と日本とが相互に集団的自衛権が発生する関係にあることを明確にするに止める。これは北大西洋同盟條約の方式であり、米国が現在考えているものは、これであろうと思われるが、これでは国際連合との結び付きがきわめて薄い。

~~~~~

5 昭和 25 年 10 月 4 日

対米陳述書(案)<sup>†1</sup>

極秘

A - 4

二五、一〇、四

われわれは、去る九月十四日トルーマン大統領がなされた対日講和問題についての非公式討議開始方に関する声明を心から歓迎した。そして、その翌日、米国政府当局者によって明らかにされた対日平和條約の構想を知つて、さらにその喜びを深くした。それは、米国の構想する対日平和條約が、もっぱら戦敗国を束縛する趣旨で作られる一般の平和條約とは根本的にその性格を異にするものであることを端的に示している。ダレス氏は、八月一日サン・フランシスコで行つた演説において、「日本国民に、自由諸国民の共同体における平等のパートナーとなり、世界の平和、安全、経済繁栄、文化的及び

精神的生活に貢献する機会」をすみやかに與える要あることを強調された。右の平和條約の構想は、この趣旨によるものようである。われわれは、米国政府のこのような態度を深く多とし、又、それが民主主義世界全体の利益に合致するゆえんであることを信ずるものである。

われわれは、平和條約によって、独立国としての完全な主権を回復し、民主主義諸制度維持の不可欠の前提として日本経済の自立を達成し、世界的安全保障機構により日本の安全を確立し、もつて世界の平和と繁栄に積極的に寄與せんことを念願する。

われわれには、平和條約の締結前に、正式に意見を表明する機会が與えられるかも知れないが、それに先立ち、ここにあえて貴方にわれわれの所見を卒直に開陳せんとするのは、将来における緊密なる協力体制の基礎を置くことが、貴我双方の共同目的であり、日本の利益とするところは、米国その他の関係国のひとしく利益とするところであるべきを固く信ずるからである。ここに述べる要望の中には、戦敗国として戦勝国に対して提起するのはいかがと思われる節があるとすれば、それも右のような考え方から来るものと了承されたい。

一、領土問題

われわれは、大西洋憲章の諸原則に賛同するものであつて、もはや住民の意思に反して領土を持とうとは思はないのであるから、台湾及び澎湖島に対する権原を放棄し、朝鮮を独立させ、南洋諸島の委任統治を放棄することは充分の用意がある。

またこの故にわれわれは、本来の日本——すなわち歴史的にも人種的にも常に日本のものであつたすべての島を保持することを許されるように希望する。これらの諸島は、日本が戦争により取得したものでなく、久しく、且つ継続的に日本の領土であつたものである。どう考えても、カイロ宣言にあるように日本が「暴力とどん欲で奪取し又は占領した」領土ではない。日本の領有の根源自体が、日本にこれらの諸島を保有する充分な根拠を與えている。連合国は、この根拠を無視する不正義をあえてなされないものと期待する。

<sup>†1</sup> 本文書の別添は見当らない。

われわれは、何故に南樺太のほかに千島列島を放棄することを要求されなければならないかを理解し得ない。

われわれは、現在ソ連によって不当に占領されている歯舞諸島及び色丹島の原状回復を当然期待する。

われわれはまた、現在日本の行政の範囲外にあって、米国軍の占領下にある南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島の領有を保持することを希望する。もし、米国において、これらの諸島の使用が是非共必要とあらば、充分米国側の要請に沿う用意があることを附言したい。

面積からいえば、これらの諸島は小さい。あまり小さいので、連合国はわれわれがこう強くその保有を主張するのを不思議に思われるかもしれない。しかし、海外領土の全部を失つた日本国民にとっては、本土のどんな小さい部分でも剥奪されることは、堪え難いことである。これら的小島は、今や経済的にも、その面積に比例しない大きな意味をもつて至つた。

#### (一)千島列島

千島列島については、ウルップ島以北の北千島は、一八七五年の千島樺太交換條約によって平和的に獲得したものであり、また南千島は、常に日本の領土であつたもので、一八五五年の日魯通好條約によって正式に確認された日本の領有権は、かつていかなる国家からも問題とされたことはなかつた。

ヤルタ協定は、南樺太はソ連に「返還さるべし」と規定しているが、千島は「引き渡さるべし」と規定している。日露戦争前の原状回復が目的であつたとすれば、南樺太の返還をもつて足りるであろう。何故に千島をも、しかも南千島をも含む千島の全部をも引き渡すのであろうか。これは領土拡張政策を排した大西洋憲章の條項及び精神に真向から違背する。

千島列島は、緯度の高い関係上、在住民は比較的少なかつたが、すべて、少数のアイヌ人を含む日本人であつた。しかしながらこの列島の近海は豊かな漁場に富み、戦前における漁獲は、戦前価格で年額六千万円に及び、二万人の漁業者とその家族の生計をささえていた。この重要な漁業の中心

地喪失は、日本の経済及び食糧の供給に少なからざる打撃を與えることになる。(別添「日本の附属小島1、千島歯舞及び色丹島」「南千島歯舞及び色丹島」及び「樺太」参照)。

#### (二)歯舞諸島及び色丹島

北海道根室半島ノシャップ岬の沖合に散在する歯舞諸島及び色丹島は、現在千島列島と同じようにソ連軍の占領下にある。

しかし、これらの島は、千島列島の一部ではない。この事実は、戦前出版された英國及び米国の水路誌のいずれによつても認められている事実であり、連合国総司令部の指令も両者を区別している。

これらの島は、地帶構造上千島列島とは区別して北海道根室半島の延長部を成すものである。行政的には、これらの島は、徳川將軍の時代このかた根室国(現・北海道)の一部であり、日本人のみが居住していたものである。これらの島は、日魯通好條約(一八五五年)及び千島樺太交換條約(一八七五年)に関するものを含み、いかなる外交交渉においても論議の的となつたことはない。

一九四五年九月二日の連合国総司令部指令第一号に基いて発せられた陸海軍一般命令第一号によつて満洲、北緯三十八度以北の朝鮮、樺太及び千島にある日本軍は、極東ソ連軍指揮官に降伏することになった。千島に送られたソ連軍は、歯舞諸島及び色丹島も占領した。次いでこれらの島から日本人を退去させ、千島と同様に取り扱つている。モスクワ政府は、千島に関する日露領土交渉に関してその有するすべての記録に照らして、歯舞諸島及び色丹島の領有に関する事実を知らなかつたと主張しうるとは思われない。われわれは当然、ソ連によるこれらの島の不当な「事実上の」占領が「法律上の」併合となることを許されることがないように望むものである。本土の一部であつて、北海道本島から指呼の間にあつたこれら歯舞諸島及び色丹島を剥奪されることは、民族の心に癒え難い傷手を負わせるものであろう。

のみならず、これらの島は、長い間日本の重要な漁業の中心地であつて、

かに、たら、ほたて貝を多産し、こんぶに至つては日本全生産額の四十五パーセントを産していた。このためその喪失は日本の食糧事情と輸出貿易に大きな打撃を與えるものである。(別添「日本の附属小島Ⅰ、千島、齒舞色丹島」「南千島、齒舞色丹」参照)。

#### (三)南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島

南西諸島、小笠原諸島及び硫黄諸島は、米国の信託統治地域とする構想である趣であるが、われわれはこれら諸島を従来通り保有することを強く希望する。

これらの諸島は、後述の通り古くからわが国に知られ、その住民はわれわれと同一の民族に属し、その地域は日本本土の一部又は延長と考えられてきたのである。このことは、歴史上の文献において明らかであるのみならず、これら地域の遺物や遺跡にもあらわれており、近代に至つては、正式にわが本土の行政区画に編入され、本土の法令がそのまま施行されたのである。

しかるに、いま、米国の信託統治におかれるとすれば、国際連合憲章にもとづいて、これら地域はわが国から分離され(第七十七條(回))、その将来は、自治又は独立に向うことになる(第七十六條(回))。これは、わが国民感情上どうしても納得し難いところである。そもそも国際連合における信託統治制度の本来の使命は、たとえばアフリカの諸地域のように、文化的程度の著しく低い地方の民度を向上発達させることを主要眼目とする。しかるにこれらの諸島は、わが本土の一部又はその延長であり、政治、経済、社会、教育のいずれの点よりも、本土と同様の程度にあり、ことさら、これらの諸島のみ切り離して、信託統治制度を施行しなければならないという理由を発見し難いのである。

これらの諸島に対する領土主権を失うことは、わが本土の住民のみならず、これら諸島の住民にとっても、到底耐え難いところである。

もちろんわれわれは、米国がこれらの諸島に対して重大な軍事的価値を置いている点について、深い認識を有する。そして、軍事上の点について

は、わが国自身の安全保障の見地からも米国の要望に応え、積極的に協力する用意をもつ。しかしこれは別の方法によつて充分に達成できると信じる。たとえば、日米間における安全保障に関する取極をこれら諸島に対しても適用すればよいのであって、これら諸島のみ本土と区別して、別個のステータスに置く理由を発見し難いのである。われわれは、将来永きにわたる日米間の親善及び信頼関係のために、これら諸島の取扱については、特にわが国民感情を十分考慮せられんことを要望する。

#### (イ)南西諸島

沖縄を含む南西諸島の住民が人種的に本来の日本人に属することは、考古学的、言語学的研究によって疑問の余地なく確立されたところである。なかんずく、奄美諸島以北の島々は、一二世紀末以来九州の島津藩の領地の一部であった。沖縄諸島は、七世紀以来日本の宗主権に服していたが、その地理的位置が遠く且つ孤立しているため、地方的特色が生ずるに至り、政治的にも、十二、三世紀から十六世紀までオートノマスの地位を得るに至った。しかし十七世紀には九州の島津藩の封土に加えられ、広汎な自由を許されていた。明治維新以後は、奄美諸島以北の島々は鹿児島県の一部となり、沖縄諸島以南の島々には沖縄県が設置され、他の諸県と全く異なるところのない施政が行われた。その住民は、他の諸県の住民と全く同一の権利を享有した。

一九四〇年における南西諸島の人口は、約八十万であつた。又、これらの諸島の出身者は多数日本の他の部分に住居し、相互に交通し、これらの諸島と日本の他の部分と一体化していた。従つて、これが剝奪されることは、四大島の一部が剝奪されるのと同じことである。(別添「日本の附属小島Ⅱ、琉球及び他の南西諸島」参照)。

#### (回)小笠原諸島及び硫黄諸島

小笠原諸島は、十六世紀末、日本人によってはじめて発見された。爾來断続的ながら島の開発事業が行われ、一八七五年公式に日本領土に編入され、東京府の一部となつた。

一九四四年には人口六千二百に達した。その大部分はこの地を家郷とする永住者であつた。外国人は八十名にすぎず、彼らも日本国籍を取得し、日本人と親しく混住していた。

硫黄諸島は、列国いずれも領有権を主張することなく、十九世紀末まで無人のままであつた。一八九一年に至つて日本に帰属し、東京府の管轄下に置かれた。爾来日本人が住みつきはじめ、一九四四年には人口千余に達した。小笠原の場合と異り外国系の人は全然含まれていない。(別添「日本の附属小島Ⅲ、小笠原及び火山列島」参照)。

## 二、政治問題

マックアーサー元帥は、一九五〇年九月二日、「再編された日本は、アジアにおける今後の事態の成り行きに遠大な影響を及ぼすものと期待される。占領の基本目的は確保された。いまや平和状態にある日本は、政治的にも経済的にも社会的にも世界の信用を裏切ることはないとであろう」と述べられた。われわれは、この見地から次の諸項を要望したい。(別添「日本の現状(政治篇)」参照)。

(一)われわれは、平和条約によって、独立国として完全な主権を回復し、自由諸国民の共同体における平等な一員となることを要望する。  
(二)日本の民主的改革は、すでに完成されており、日本の民主化に関する規定を平和条約に設ける必要はないと考える。独立国としての体面からいつても、平和条約でこれを強制されるような形となることは、面白くない。しかし、もとより、日本は、民主主義体制を護り抜くことを自ら決意しているものであるから、平和条約に日本の民主化に関する規定を設ける場合には、イタリア平和条約第十五條のように、民主主義の基本原則を掲げるに止められたい。

(三)占領管理下に民主的改革のために樹立された諸制度の具体的な内容をそのまま恒久化することになるような規定を設けることは、避けられたい。しからずんば、日本人自身の創意と責任において民主政治を運営し、本当に日本人自身のものとなつた民主主義を発展せしめるということにはなり得な

いからである。

(四)なかんずく、警察制度及び警察力について、国内治安確保の不可欠の要件として、何らの制限も設けられないことを強く希望する。われわれの見解によれば、次の三点が最も重要である。

- (イ)軍隊がないことを考慮し、日本の人口に対応して国内秩序の維持に十分な警察力を保持すること
- (ロ)近代犯罪及び集団擾乱並びに国際的背景をもつ第五列的活動に対抗するに十分な機動的組織を確立し及び装備を保有すること
- (ハ)沿岸水域の治安維持に十分な海上警察力及び装備を保有すること  
(別添「警察問題」参照)

(五)日本の国際連合への加盟を支持することを約する規定を設けられたい。長い間国際社会から切り離されていた日本国民は、国際連合に加盟して、国際社会の完全な一員となり、国際平和の維持に寄与したいという絶大なる期待をもつている。実際問題として、加盟の実現は差当り困難であろうが、イタリア平和条約におけるより以上に明確な加盟支持の趣旨の規定が設けられるならば、日本国民は、これを連合国的好意として大いにアピリシエイトするであろう。

(六)戦争犯人については、新しい訴追を打ち切るとともに、平和条約の成立の機会に、連合国において戦争犯人に対して大赦の措置を執られるよう懇請する。なお、刑の執行を日本側に一任されるよう希望する。(別添「在外邦人の処遇」参照)。

## 三、軍事問題

米国は、平和条約で日本の再武装を禁止ないし制限する規定を設けない意向である趣であるが、われわれは、これを、日本の自主性を尊重されるという意味合いにおいてアピリシエイトする。

しかし、われわれは、次のような理由により、再武装の意思を有しないことを、ここに明らかにして置きたい。

(一)日本は、日本の安全をあげて平和を護り抜こうとする日本人自身の決意と

平和愛好諸国の道義的支持とにかくとするものである。軍備の保有は、たとえ許されたとしても、國家の破産を招来すること必定であり、不完全な軍備の保有は、かえつて他国の侵略を誘致するに過ぎないと信ずる。われわれは、無軍備こそ、日本の安全に対する最大の保障たることを確信するものであり、これは、国民全般の確信となつてゐる。

(二)日本は、新憲法第九條により、軍備を保有しないことを世界に宣言した。

この憲法制定後いくばくもなくして、これを改正して再武装することは、世界に対する国家の信用を保持するゆえんでない。

(三)近隣諸国の中には、今なお日本の再侵略を懸念するものがある。日本の再武装は、日本が最も希望しているこれら諸国との友好関係の確立を阻害する恐れがある。

(四)日本は、軍備のない現状の下においても、国民生活の維持すら、外国の援助にまたなければならないような状況にある。再武装を始めたら、経済回復の進行を一段と遅らせる結果にならざるを得ない。

#### 四、経済問題

日本は、経済自立を達成し、民主主義国家の基礎を確立し、進んで東亜諸地域の経済開発に寄與し、ひいては民主主義世界全般の経済発展に參與することを熱望している。

ダレス氏は、前述の通り、日本国民に、自由諸国民の共同体における平等のパートナーとして世界の経済繁栄に貢献する機会を與えるべきことを説いたが、その同じ演説の中で、「日本は、ソ連を除いてアジアにおける唯一の大なる工業力をもつ国であるが、この力は、将来自由の大義に奉仕すべきであり、独裁主義の道具になつてはならない」と指摘している。これは、われわれの熱望に完全に合致するものである。この熱望の実現の機会が與えられることこそは、実に、われわれが平和條約の締結に期待する最大の利益である。伝えられる米国の構想は、この趣旨によるものであることが明らかであるから、経済上の制限に関する規定は一切設けないのみならず、進んで世界経済における活動の自由を確保せられるように次のことを要望する。

#### (一)国際経済機構への参加

平和條約において、日本の各種国際経済機構への参加を支持する旨の規定を設けられたい。

#### (二)通商及び資源に関する機会均等

経済自立に資するため、国際通商及び資源利用上の均等待遇の確保に関する規定を設けられたい（別添「在日外国人の地位」参照）。

#### (三)産業制限

重工業、軽金属工業、機械工業、化学工業、造船、造機工業その他のいずれの産業を問わず、ただそれが潜在的に軍需工業の基盤となり、その製品が軍需にも充当しうるという單なる可能性のみを理由として、これに対する制限を設けられることがないように希望する（別添「日本に許容るべき生活水準」参照）。

#### (四)海運

海運については、船舶の保有量、船型、速力、航行区域等についていかなる制限も設けられないよう希望する（別添「日本の海運」参照）。

#### (五)漁業

漁業については、一般的国際條約に基く制限以外の制限が課されないことを希望する（別添「漁業問題」参照）。

#### (六)賠償

賠償問題については、関係諸国の中に、相当強い要求をもつものがあることは承知しているが、すでに撤去済の施設以上にいかなる賠償の取立も行われないよう切望する。

特に新規生産物の取立が行われる場合には、その製造に要する原料輸入のため日本経済の復興に寄與しない外貨支拂が増加することとなる外、取立てられる生産物の日本政府による買上げが物の裏付のない財政支出を増加することとなる。日本の経済的自立の遅延は、それだけ日本の経済復興を援助している米国の負担となるばかりでなく、ひいては、日本と経済的に密接な関係にある諸国の利益にも反するところであろう。（別添「日本

の賠償」参照)。

#### (七)在外資産

賠償の見地から日本人の在外資産をすでに処分し又は今後処分しようとする連合諸国は、私有財産尊重の原則をつらぬくために、右処分に対する補償義務を平和條約によって日本政府に課せられるであろうと予想する。ところで、この在外資産は、ぼう大な額に上る。そして、東亜諸地域におけるものがその大部分を占めるが、この東亜諸地域の在外資産は、これらの地域における特殊な政治的事情からして、どのようにして処分されたかも明らかにされ得ない状況にある(別添「在外邦人の処遇」参照)。従つて、日本政府の負うべき補償義務について、日本経済の背負い切れないような補償を結果するような原則的規定とか、資産所在国政府の協力なくしては実施できないような原則的規定を設けることなく、日本国政府が、国の財政能力と他の戦災被害者との衡平関係とを考慮して適当な措置を講ずる余地を残すよう配慮されたい。(別添「割譲地在留日本人と在日旧割譲地人」及び「日本の涉外債務、割譲地における債権債務」参照)。

#### (八)割譲地に関する経済財政事項の処理

これらの地域に対する日本の関係は、経済的に「持ち出し」になつたものである。そして、今次戦争の結果は、これらの地にある日本資産は、国有及び公有財産ばかりでなく、全部引揚げさせられた日本人の私有財産までも、すでに事實上沒收されており(別添「在外邦人の処遇」参照)、これらの財産は、割譲地に関する一切の対日請求権を償つてはるかに余りあるものである。従つて、財産の沒收に加えて、各個の公私の債務(公債、恩給、通貨、社債、保険、私人間債務等)について日本の公私の分担を追求しないようにされたい。(別添「日本の涉外債務、割譲地における債権債務」参照)。

なお、これは、直接平和條約と関係のないことであるが、米国が平和條約締結後においても、日本に対する必要な経済援助を続けられることに関する希望を、ここで述べることを許されたい。平和條約の締結により、日本が各

種の経済活動に関する制限から免がれれば、その経済回復が大いに促進されることを期待するものではあるが、資源貧弱にして狭隘な国土にぼう大な人口を抱えている日本が如何に努力しても、経済的に完全に自立し得るまでには、なお数年を要するであろう(別添「人口問題」参照)。その間日本が絶対に必要とする経済的及び技術的援助は、米国が他の民主主義諸国に対して行つていると同様の形で、これを継続されることを懇願する。又、米国のアジア未開発地域への援助計画は、今後いよいよ具体化の段階に入るものと予想するが、その実施については、日本の有する工業力をできるだけ利用して、この大事業の達成に寄與できるようにして貰いたい。われわれは、こうして世界の経済繁栄に寄與することにより、米国が世界の民主主義諸国に対して行つている経済援助の背後にある偉大なる政治的目的の達成に、いささかなりとも貢献し、もつて、米国がこれまで日本に與え、又これから與えるべき援助に報いることを固く決意しているものである。(別添「日本の現状(経済篇)」参照)。

#### 五、條約履行の保障に関する問題

日本の再侵略を懸念する諸国は、嚴重な監視規定を設けることを主張するかも知れないが、われわれは、平和條約を誠実に履行する固い決意を有するものであり、そして、一日も早く、過去の戦争とそれに伴う結果を清算し、眞に平等な民主主義諸国の一員となりたい次第であるから、関係各国による監視に関する規定のようなものは、設けられないように希望する。

#### 六、安全保障(駐兵)に関する問題

日本国民は、日本が独立を回復した暁には、國の安全は国際連合によつて確保されなければならないという一点において帰一している。国際連合は、国際の平和と安全の維持をその主要な目的とする。そして国際連合の世界の平和と安全を維持する責務は、連合国に対するとひとしく非加盟国に対しても存することは、国際連合憲章の定めるところである。日本自身が平和愛好の民主国に徹することと国際連合の上記の使命との二つの上に、日本の安全は必ず確保されうる、いな確保されなければならない。従つて日本の安全保障

障について、特定国と特別の取極を必要とするとしても、その取極は、国際連合に根源を有するものでなければならないと信ずる。

平和條約に関する米国の構想は、「日本の安全を護るために米国軍の日本駐屯を許す」ものであると報ぜられている。これが真実であるとすれば、われわれは、それは、日本の安全のためのみならず、共産勢力の武力進出に対する民主主義陣営の防衛策の一環として執られる措置として、原則的にこれに同意する用意がある。しかし、駐兵は、国際連合と、できるだけ密接且つ具体的に結びついたものでなければならない。

この駐兵に関する取極の内容については、これまで伝えられた限りにおいては、明確でないけれども、原則的な問題について、次の諸点をここで要望したい。

(一) 駐兵に関する取極は、平和條約と別個にせられたい。

駐兵は、日本の安全を護るために、保障占領的のものではないのであるから、米国として、これを平和條約自体で規定しようという心算ではないであろうと思う。駐兵に関する原則的な規定だけを平和條約に入れることも、適当でないと思う。この点は、政治的に特に重要であるから、その必要はないと思うが、特に断って置きたい。

(二) 国際連合との結び付きを、できるだけ密接且つ具体的にせられたい。

米国軍の日本駐屯が国際連合による安全保障のための措置として明確にされれば、この問題についての国論の統一に資することは、きわめて大なるものがあるであろう。日本国民は、朝鮮の動乱に際し、たとえ非加盟国に対する侵略であっても、国際連合によってこれに対して有効適切な措置が執られたことに深く感銘し、それ以来特に、国際連合による安全保障に期待している。従つて、われわれとしては、米国が、日本と駐兵に関する取極をなす以前に、国際連合において、「日本の安全を確保するため適当の措置を執ることを米国に要請する」趣旨の意思決定が行われ、これに基いて日米間の取極をなすという方式を採用されることが最も望ましい。しかし、それがどうしても不可能な場合には、少くとも、取極は、その締結

後最近の機会に、国際連合総会によって承認されるべきものとし、それによって効力を確定されるということとせられたい。米国軍の駐兵と国際連合との結び付きがこれだけ明確にされれば、たとえ国際連合による安全保障の実体が米国軍の日本駐兵に外ならないにしても、それは、朝鮮の動乱に際して韓国を救つた国際連合軍の実体が米国軍であつたと同じことであり、日本国民の大多数は、一致してこれを支持するであろうと信ずる。

(三) 駐兵に関する取極は、それによる駐屯軍が、性格的にも、現実的にも、従来の占領軍とは異なるものであることが、日本国民に十分わかるような内容のものとせられたい。

そのためには、駐兵の期間、地点、経費の負担、特権等について、できるだけ合理的且つ明確な規定が設けられることが望ましい。

駐兵については、一定の期間（この期間は、政治的に見て、なるべく短い方が賢明である。）を定め、更新の道を開いて置くと共に、期間継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとされたい。

駐兵の地点は、第一義的には軍事的必要によって決定されるものではあるが、地点の選定については、なるべく都市地域を避ける等、政治的考慮も十分加えられたい。

経費は、従来終戦処理費として負担しているようなものも（別添「占領に関する経費」参照）、原則として米国側の負担とせられることを希望する。これは、日本の経済力の現状にかんがみても、特に考慮されたい。しからざれば、経済、財政力に余力のない日本の現状では、結局、「それだけ多額の経済援助を米国に仰がなければならないことになる。

将来永きにわたる間駐屯軍隊と日本政府または一般日本人との間に不愉快な紛争の生ずることを回避するため、駐屯軍隊の享有すべき特権（警察、課税、裁判、補償等に関する）や権利（演習、移動等に関する）については、詳細且つ明確に規定されることを希望する。

6 昭和25年10月5日

## 目黒外相官邸における有識者会合<sup>†1</sup>

極秘

十月五日官邸集会備忘録

五〇、一〇、六 N記

- 一、食事について条約局長から(一)講和問題の経過(列国の考え方)(二)米国を考えているといわれる条約の構想(三)米国の発議にたいする各国の反応と非公式会談の進捗について約三十分説明をした。
- 二、次に、大臣の了承を得て、外務省から国務省に呈出してある資料について説明した。
- 三、次に、質疑と意見開陳が行われ、これに、約一時間要した。九時になつたので打ち切りとなり、最後に、總理から、「今日は初めての会合なので主に平和問題がどうなっているか。外務省は、どんなことをしてきたか。をお話した。これから、講和問題について隨時御協力を得たい。」趣旨の挨拶があった。
- 四、質疑、意見などを総合すると、次の諸点がはっきりとうかゞえた。

- (イ) 再軍備 平和条約後日本の再軍備は必至である。日本は、安全のため、再武装すべきだ。(但しA氏のみは財力の点からこれに反対——總理も、見透しとして再軍備は必至とする、但し平和条約ができるまでは、オーストラリアその他の対日危惧心にからんがみ再軍備はいやとの立前をとる。)
- (ロ) 民主制度 占領中行った諸制度の改革について、将来にわたって、これを凍結させられるような規定は、絶対に回避して貰うべきである。全員一致の意見。このための作業を迅速にするようにとの下命があった。

<sup>†1</sup> 本会合参集者は、吉田茂(總理)、小泉信三(小氏)、板倉卓三(I氏)、有田八郎(A氏)、古島一雄、津島寿一(T氏)、馬場恒吾(B氏)、佐藤喜一郎(S氏)。()内は本文中の表記。

(ハ) 安全保障 事務当局の対案(總理の御承認を得て、説明した)に対しては、A氏をのぞき、大体虫がよすぎる、日本の防衛をしてくれるからには、もっと積極的に犠牲を拂うべきであるとの意見がつよくでた。殊にI氏から。

總括として、總理から、日本の安全を完全に保障するにはどういう仕組の取極をすべきか、先方から求められれば、すぐ出せるような形にしたものを作成せよとの下命あり。次回の会合では、その案を討議してみたいと附言さる。

(ニ) 対ソ関係 多数講和ができ日本は再武装するというふうになれば、ソ連は必ずこれを以てボ宣言違反又は対ソ攻撃的措置であると主張し、戦争状態が日ソ間に存續しておるのを利用し、日本に兵をいれようとするなどの情勢が起らないとも限らぬ。このような事態に日本はどうして対処するか。国民一般は不安がっている。——(長官と条約局長から、ソ連がそうする法的根拠がないこと、假りにソ連がそう動く場合には、安全保障の取極が発動するので、日本は安心してよいと答えておいたが)——政府は、この国民の不安を解くように努めねばならない。

五、次に主な質問と意見を記録しておく。当方の答弁は略する。

B氏—濠州と比島の態度は緩和している。(タイムス紙カートレイの記事を説明)

總理—接觸したオーストラリア人には二種ある。善玉と惡玉と。

A氏—駐兵の目的を日本の防衛だけにあるように、ブルティンはいつているが、これは、一月十二日のア長官の声明のように日本と米国と太平洋(又は世界)のためでなければならぬ。

米国は再武装させたいのだろう。

条約案の構想は、ボ宣言と必しも一致しない。条約が成立すればボ宣言はどうなる。ソ連干係では存續するとみるか。

ボ宣言のうち、捕虜の送還のような先方の約束は、条約にもりこまれるようにしたい。

小氏—条約ができ日本が再武装するようになる場合のソ連との干係はどうなるか。占領や管理を要求しまいか。国民の不安を安堵させねばならぬ。

ソ連の天皇戦犯才判要求のごときも、つづけられよう。<sup>(裁か)</sup>

単独不講和の約束と多数講和との干係は、どう考えるか。

ソ連は参戦によって中立条約を破ぶったと、どの程度公式にいっていいか。

A氏—対ソ干係に対する国民の不安は、是非とも、安心させてやらねばならぬ。安全保障を確立する必要は、そこにある。小氏のいうとおりだ。

小氏—国際法的にみて、無条件降伏した相手が自分の合意なくして、再武装すれば、その相手をせめられるだろう。(これに対し、無条件降伏した国は単独の意思で再武装するのでない。他の戦勝国が再武装させるのだ。問題は、まず、それらの戦勝国との間にやりとりされる。——と答えておいた。)

總理—安全保障の完全な取極——ソ連干係を考えて国民も安心するよう——を作らねばならぬ。

T氏—国連憲章の枠内で中ソも加えた集団保障はないものか。(それは、全面平和の場合だけに考えられる。今考えられている条約は、そんなものでない——と答えておいた。)

總理—米側から要望されたらいつでも出せるように、日本からみて理想的な安全保障取極を作くっておくようにせよ。(条約局長にたいし)。

ダレスは日本に再軍備させたいとの気持を言外に大いにおわしていた。

が、自分は、条約前は再軍備はいやだとの立前をとる。

実際は再軍備になろう。

(ここでA-4<sup>†1</sup>の安全保障の部分を説明した。)

I氏—再軍備しなければならぬ。日本だけ一切他人様のおかげで安全でいようというのは、虫がよすぎる。自分勝手すぎる。

A氏—再軍備すべきでない。日本の財力ではできぬ。米国の目的は、日本とドイツから人力を要求しとるのである。

國連は、将来つねに朝鮮動乱におけるように動くと思っていてはならぬ。

日本の安全保障は、二重保障がいい。すなわち(イ)国連の下の取極で日本に国連軍をおいて貰う。この軍隊に日本人は志願によって自由に入隊できる。(ロ)いまひとつは、米国との取極で、米軍に日本にいて貰う。このふたつを同時にすることである。

取極は期間が短いがいいとは限らぬ。よく考える必要がある。

總理—朝鮮の非武装を考えてはどうか。

ソ連の一部の非武装も、併せて、考えてはどうか。

I氏—平和条約で朝鮮については、どう規定されるか。

T氏—地域的集団保障制を考えるべきである。

A氏—空軍と海軍が絶対優勢であれば安全保障は保てるとの考えはもうなりたたぬことを、朝鮮動乱で、米国は知ったろう。

軍事力による侵略は恐るるに足らぬ。日本の恐るべきは、赤化侵入であり、これに対する安全保障が必要である。

總理—ダレスは米対ソの軍事力の比率は5対1だが、ソ連の上昇率が仲々早い。日本はうっかりできんぞ。米国にたよらねばならんということをいっていた。

T氏—北大西洋条約式のものを考えたい。

そうすると、再軍備について、財的援助も貰える、武器も貰えよう。再軍備は、いやだが、やらねばならぬという気持だ。

†1 第5文書。

それから反ソ色採<sup>(彩)</sup>なるべくうすくしたいというのもわたしの気持だ。

A氏—集中排除は米にもない。どの国にもない。あんなものを継続させられては、たまらぬ。

總理—民主制度の改廃に対する制限の必要ないことを論証した作業を至急用意されたい。(条約局長へ)。各位の協力を願いとする。

小氏—朝鮮の非武装化のようなことが、できれば、東亜の平和のためによろしかろう。可能性はあるまい。

S氏—経済上の制限は、英國が主張しよう。英國は苦手だ。

總理—英國はおちぶれた。船舶問題のごときも日米共同して英國に当るということを考えられる。米船舶業者にそんな動きが、今までに、あったこともある。

最後に、長官から新聞との干係で注意があり、總理の簡単な挨拶で、話合をとじた。

以上

~~~~~

7 昭和25年10月11日

### 安全保障に関する日米条約案

極秘

両国は、すべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、國際の平和と安全とが國際連合憲章の目的及び原則に従つて國際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希望する。

両国は、國際の平和及び安全の維持に必要な限り、國際連合が連合の加盟国でない國の安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。

日本国憲法は、日本国民が平和愛好諸國の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものであることを明らかにし、また、正義と秩

序とを基調とする國際平和を誠実に希求するため、戦争を放棄し軍備を保持しないことを定めた。合衆国は、かような国が安全に生存しうるような世界を招来することが國際連合の窮屈の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、國際連合憲章の原則に従つて、迅速且つ有效地に阻止されなければならないとの確信を有する。

(國際連合の一九五一年度第一期総会は、その月日の決議により、軍備を有しない日本国が安全を確保することは國際の平和と安全を維持することを最も重要な任務とする國際連合の責任であることを確認し、差當りこの責任を米国が國際連合のために負担するよう要請することを決議した。)

よつて両国政府は次の諸條を協定した。

#### 第一條

アメリカ合衆国は、國際連合のために、軍備を有しない日本国が安全を確保する責に任ずる。

#### 第二條

國際連合が、その決定を即時且つ有效地に実施するための軍隊を有しないのにかんがみ、國際連合が日本国に対する侵略行為の存在を決定したときは、アメリカ合衆国は右の侵略を排除するため直ちに一切の措置をとるものとし、日本は、その憲法の許す一切の援助及び協力をなすものとする。

前項の規定は憲章第五十一條の適用を妨げるものではない。

#### 第三條

前條の目的のために、アメリカ合衆国の兵力が日本国領域内に常駐することに、両国は同意する。

合衆国の兵力の駐屯地点及び数は第九條の委員会で定める。

#### 第四條

両国は、締約國の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるとときはいつでも、協議する(北大西洋條約第三條)

#### 第五條

日本国に駐屯する合衆国の兵力は、第九條の委員会の決定するところに従

い日本領域内において既存の施設を使用し、新に施設を建設することができ  
る。

#### 第六條

日本国に駐屯する合衆国の兵力のための経費は、合衆国の負担とする。但し第九條の委員会の決定に従い日本国政府が提供する既存の施設又は役務についての経費は、右の委員会の決定するところに従つて両国政府が分担する。但し、アメリカ合衆国は、日本国経済の実状にかんがみ、日本国分担額の決定にあたっては、日本国的一般民生と経済自立に支障を及ぼさないように好意的考慮を拂うものとする。

#### 第七條

日本国に常駐するアメリカ合衆国の兵力は、外国に駐屯する一国の兵力が、国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。

前項の規定の適用について将来の紛争を回避するため、第九條の委員会は急速に特権及び免除について、具体的な準則を取り極めねばならない。

#### 第八條

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、アメリカ合衆国は同國の日本常駐の兵力又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、即時且つ公正な補償をなすことに同意する。  
(米比軍事基地條約第二十三條)

これがため、両国は、両国の代表による共同の調査及び補償額の査定のための機関を設け、第九條の委員会の下に置く。

#### 第九條

両国は、この條約の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設立する。委員会は、いつでも迅速に会合しうるように組織するものとする。委員会は必要とする補助機関を設置することができる。(北大西洋條約第九條)

#### 第十條

両国は、各自の憲法上の手続に従つて、この條約を批准し、批准書は、で

きるだけすみやかに交換せらるべきものとする。

#### (第十一條)

(この條約はすみやかに(できる限り、條約の実施前に)国際連合総会に提出し、その承認を受けなければならない。)

#### 第十一條

この條約は批准書交換の日から実施され十年の期間引き続き効力を有する。両国のいずれかが前記十年の期間満了した時に、この條約を終了させるという意志を右の期間満了の一年前に他方に通告しないときは、更に十年有効とし、以下これにならうものとする。

いずれの場合においても、国際連合総会が、この條約を終了せしめることを決議したときは、両国はこれを受諾するものとする。

#### 第十二條

この條約は、日本文及び英文を正文とする。

右の証拠として下名の全権委員は、この條約に署名した。

一九五 年 において作成した。

(署名)

~~~~~

8 昭和 25 年 10 月 11 日

#### 安全保障に関する日米条約案説明書

極秘

條約説明書

#### 一、基本原則

別添條約案の基本原則は、次の三点である。(A-3 参照)<sup>t1</sup><sup>t2</sup>

<sup>t1</sup> 省略。第 7 文書として採録。

<sup>t2</sup> 第 4 文書。

(イ) 平和條約と別個の條約とすべきこと。(ロ) 駐兵の内容については合理的且つ明確たるべきこと。(ハ) 国際連合との結び付きを、できるだけ密接且つ具体的にすること。

(イ) 平和條約と別個の條約とすべきことは、特に必要である。直接平和條約に駐兵の原則が規定されると、それは強制的駐兵の色彩を強くする。わが方としては、対内関係では、強制されたものとするのが受諾しやすいかも知れないけれども、日米両国国交の大局上からすれば、それは決して適当なものではない。第一に永久的性質を有する平和條約に駐兵の規定をおくことは、たとえ駐兵の期間が限定されていても、精神的には半永久的のものとして受容されるであろうし、また、駐兵について、将来かれこれ交渉をする場合、神聖なるべき平和條約自体を問題にするものとして、連合国側がこれを好まないということも起り得よう。第二に、わが国民感情上も駐屯は戦勝国が戦敗国に強制して、自己の都合上、駐屯せしめるのであるとの言辞を誘発しやすく、これはまた、共産陣営の乘ずるところであろうし、反米感情をそそる材料を供することになろう。

最近の情報を縮合すると、<sup>(継)</sup>米国は平和條約に駐屯について規定する考え方である。これは、上述のように日米双方にとって不利であるから、駐兵に関する取極は、日米間の別個の條約によることとしたい。

(ロ) 平和條約によって、日本は自主独立を回復し、すべてが一新し、新らしい気分をもつて、国家再建に向うことができなければならない。平和條約に駐軍の規定がおかれて、あるいは、日米間に別個の條約が締結され、その結果が現在の占領軍が形式上も、実体上も、そのまま、居据わるということでは、われわれの期待は失われ、国民の反感を激発するのみであろう。そこで、軍が駐屯するからには、地点、経費、特権や期間等について、條約に明定して、名実ともに占領軍の継続にあらざることを明確にしなければならない。

(ハ) 国際連合との結び付きを明確にしておくことは絶対に必要である。日本が独立を回復した暁には国の安全は国際連合によって確保されなければな

らないという一点において日本人は帰一している。日本自身が平和愛好の民主国として徹底することと国際の平和と安全の維持をその主要な責任とする国際連合がその使命を達成しうるよう確立強化されることのふたつの上に日本の安全は必ず確保しうるし、いな、確保しなければならないと考える。もちろん、われわれは、実質的に、わが国の防衛を米国に依頼し、そのため、米国に対して一切の協力援助をなさねばならないということを理解している。しかし、米国と單刀直入的に防衛條約を締結するとすれば、これは第三国を目標にしたものであるということが余りにも露骨に現われる。実体はそうであろうとも、形式上は、何人からも指揮されない名分の立つ條約にしなければならない。そうして初めて、わが憲法第九條（戦争放棄と無軍備）に違反するか否かの憲法論も避けられるし、また、わが国民感情も納得するであろう。われわれが米国と駐兵について條約を取り結ぶゆえんは、国際連合という世界的安全保障機関の決議に基いて、米国がこの機関の名において行動するが故であるということを條文に明示することによってのみ、日本と米国の方々にとって大義名分は全きをうると信ずるものである。

われわれは、国際連合が自ら日本の安全を保障してくれるのが最も望ましいと考える。しかし、現実の連合は、憲章第四十三條の特別協定が未実施であり、安全保障理事会が一常任理事国との非協力的な態度によって半身不隨におちいつているのであるから、自己の決定を自己の軍隊をもつて強制することはできない。われわれが、米国に依頼せんとするところのものは、この国際連合の欠陥の補填である。国際連合によるわが国の安全保障に対する補充的機能である。

しかし、これのみでは十分でない。朝鮮動乱で明白にされたように、国際連合がいかに迅速に行動するとしても、現実に武力攻撃が発生してから国際連合が対抗措置を決定するまでにはある時間が経過する。かような欠陥は、国際連合憲章自からも認めた。そして、個別的又は集団的自衛権発動に関する第五十一條を設けた。日米の間に締結すべき條約でも、これを

そのまま認めんとするものである。実質上は、この規定が最も重要な役割を果すであろう。しかし、それは憲章自体でもそうなのであつて、憲章に規定する世界の安全保障組織が有効に運営されるような仕組が完全に整い、その結果世界のどの国ももはや侵略なるものをあえてしない時代が来ない限りやむを得ない現実なのである。

以上は條約案の基本原則である。われわれは本案をもつて、日米双方にとって最も望ましい形体であり、しかも、米国の国際連合において有する影響力からみて実現可能なものであると信ずる。

## 二、逐條説明

### 前文

第一項は、両国の平和愛好を強調し国際の平和と安全とが国際連合によつて維持され増進さるべきであるという両国の願望を明らかにしたものである。これは北大西洋條約の前文の一部をとつた。

第二項において、わが国のような加盟国でない国についても国際連合がその安全維持の責務を有することを明らかにした。日本人に安心感を與えようとするものである。

第三項において、軍備を有しない日本について特にその安全を維持せらるべきことが、国際連合の責務であることを特に強調することとした。

第四項において米国が特に国際連合の決議によつて、日本の安全確保のための責任を負担したことを明らかにする。この項は、事前に国際連合総会がかのような決議をなしたこと前提とするものである。この規定は括弧内に挿入された第十一條の規定とオールタネイティブをなすものであつて、事前に決議がなされることが最善であると考えるが、それが、不可能である場合には、これを削除し、括弧内の第十一條を生かし、事後承認でも差しつかえないものとする趣旨である。

### 第一條

米国が、前文第四項の決議の具体化として、日本の安全を確保する一般的責任を有することを述べたものである。

### 第二條

第一條において負担した米国の責任を実際に実行する方法を述べたものである。米国が日本の安全を確保する責任を負担したからといって、直ちに、国際連合憲章を無視して一切の行動をとることができるというのではない。どこまでも国際連合をたてて、その欠陥を補うものである。その欠陥というのは、実際に、その決議を強制する軍隊を有しない点であり、この点について、米国が国際連合の決議に従つて実力を行使することを規定する。但し、これのみでは不十分である。すなわち自衛権の発動を必要とする場合であつて、この場合は、米国の兵力は、連合の決議の前に行動することが認められなければならない。第二項の憲章第五十一條の適用を妨げないとは、これを意味する。

### 第三條

米国は前條の目的を有効に達成するために、日本国にその兵力を常駐せしめることを認めたものである。ここで駐屯地点や数等を定めるのは余り煩雑にわたり、また、かような点は国際情勢に応じて、刻々変化すべきであると考えられるので、第九條の委員会で定めることとした。しかし少くとも地点や数等について、全く米国が勝手にきめるところではないという意味を明白にした。

### 第四條

両国の協議條項であり、米国が日本の防衛を引きうけ、わが国がこれに協力する以上、重大事件について時々協議するのは当然である。

### 第五條、第六條

米国の兵力が常駐し活動するに当然必要な施設の使用と建設及びその経費について規定したものである。現在占領軍の存在によつて、わが国は莫大な終戦処理費を負担しておる。平和條約ができれば、その負担を免がれるであろうとの強い期待が一般にある。他面、米国は、日本のため日本を防衛するのであるから、われわれがなんの経費も負担しないということは、衡平を失する。しかし、日本の経済の現状をも考慮してもらわねばならない。

よつて、米国の日本駐兵の経費は原則として、米国の負担するところとする。しかし、日本政府が提供する既存の施設や役務に関する経費の一部は、わが方が負担しようというのである。いずれもその詳細は委員会の決定するところにゆだねた。

#### 第七條

米国兵力の特権に関する規定である。これは国際法上当然のことである。しかし国際法は、その特権の内容について、しばしば明瞭な規定を欠くため、委員会をして、その準則を規定せしめることとした。

#### 第八條

第七條により米国兵力は特権を有するから、その行為によって、わが国民が損害を受けた場合、その賠償は米国の裁判所に持ち出す外はなく、これは事実上不可能なことであり、かくては泣き寝入りとなり、国民感情を刺戟する一端となるに違いない。よつて双方の代表者からなる機関を設けて早急且つ公正に解決させることとした。

#### 第九條

條約実施のための委員会設立の規定である。この委員会は双方から同数の代表者を出すこととした。この委員会の任務は重大であり、わが方からは外務大臣、米国からは駐日大使を予想する。

#### 第十條、第十一條、第十二條

いずれも技術的の規定である。期間の点は重要である。十年ごとに更新されるものとし、他面、何時でも、国際連合総会の決議があれば終了せしめ得るものとする。けだし、国際連合との結び付きを密接ならしめるためである。

9 昭和 25 年 10 月 13 日

### 国際情勢についての一考察

極秘

昭和二十五年十月十三日

#### 国際情勢についての一考察

##### 一、朝鮮問題

##### 二、対日講和

##### 一、朝鮮問題

###### (一)事變收拾に対するアメリカの態度

ソ連及び中共が、朝鮮に兵力をもつて介入する意図はないとの想定のもとに、北鮮軍事力の武力による破碎を急ぎ、民主主義的統一政府樹立のための地ならしをできるだけ速かに行う。しかし対共防衛体制の全世界的強化のため朝鮮事變の長期化と拡大化を避け、全鮮を民主主義陣営に確保する体制の完了次第、できるだけ速かに大部分の米軍兵力の撤退を行い得ることを目的に、國連を通ずる統一・再建策を促進する。

###### (二)ソ連・中共の態度

國連軍が、平壤・元山を制圧し北進しても、ソ連は再進駐ないし保障占領は行わない。不介入のまま援助をつづけ、戦争の長期化、ゲリラ化を策するが、結局北鮮軍が撃滅に瀕してもこれを見殺しにする。そして満鮮國境地帯に北鮮の亡命政府ができる形となるであろう。中共も正面だった武力介入は行わない。

###### (三)事變解決の見透し

(イ)軍事的に、平壤・元山等北鮮確保のための要地を早急に制圧確保する(本月中)。

(ロ)ソ滿國境に接する地域は、対ソ・対中共の考慮からも刺戟をさけるため韓國軍に委す方策をとる。

(イ)ゲリラに対しては、民衆は後難を恐れる心理があるから、鎮圧のために韓國政府は、相当期間犠牲を拂わねばならぬであろうが、再建の進捗とともに漸次平靜化に向うものと思われる。

(ニ)武力段階の終了後は、政治的には、國連の監視下における総選挙と統一政府の樹立を目標とする準備期に入る。統一政府の樹立までに今後ほぼ一年近くを要するであろう。

(ホ)國連による信託統治は行われないが、北鮮は総選挙まで國連の管理下に置かれるかもしれない。

(ヘ)統一政府実現後すみやかに撤兵することを主旨とするが、統一された韓國の安全のため、最小限度の兵力のある期間駐屯せしめる可能性がある。

#### 四事變解決後の米ソ関係

朝鮮事變解決の結果アメリカの威信は高まり、アメリカは今回の経験に鑑み、民主主義陣営の再軍備の促進強化に重点をおき準戦時体制の完成を急ぐが、その目的は戦わずしてソ連をひつ息せしめ、できれば將來ソ連の衛星諸国の動搖・対ソ離反を通じてソ連勢力圏の崩壊を招來することにある。以上の過程においてアメリカは國連をその政策遂行のための有力な手段として利用すると共に、軍備の增强という強力手段と併行して経済援助、独立の賦與、思想戦・宣傳戦の強化等による対ソ諸施策を行う。西独や日本も、民主主義陣営の一翼として、徐々にではあるが結局実質的に強化される。

ソ連は形勢挽回に腐心し、欧亞各地における攪乱工作と平和攻勢とを併せ用いることにより民主主義陣営の分裂と強化阻止をはかり、対ソ戦争勃発回避を策しつつアメリカに比敵する國防力の蓄積を急ぐ。このため衛星國の生活水準は犠牲に供され、その不満はひそかに増大する。

かくて、民主主義陣営の体制が乱れさえしなければ、ソ連は結局全世界的に「革命の退潮期」の到来を認めざるを得なくなるであろう。

(イ)アメリカは、事變解決後できるだけ速に朝鮮から撤兵して、フリーハンドを回復するとともに、既に緒についている全世界的対共防衛体制の確

立のための軍備充実に邁進するが、その一應の目標は一九五二・三年にかかる。西欧地域の対ソ防衛体制確立には特に力を入れ、その拡張計画の半ばをアメリカの援助によって遂行し、西欧諸國民の國民生活水準はできるだけ現状に維持することを方針とする。

世界輿論を味方にした、朝鮮事變中の有利な外交上の態勢を事變後もできるだけ保持し、民主主義陣営の結束をはかる。そのため特に國連擁護策・強化策に重点を置き、すべての問題に対し、なるべく國連を表面に立てるようとする。また日独との関係を正常化し、これらを独立國として民主主義陣営側に確保し、その潜在力を対ソ防衛上に活用しうる体制を準備する。

(ロ)ソ連は現在、自ら対米戦争を開始する意図はない。しかしアジアの地域においてはなお情勢は固まつていないから、朝鮮事變解決後もまだ対米全面和平政策に出るようなことはなく、共産勢力をを利用して、アジア諸地域をはじめとして各種の攪乱工作をつづける。ただし朝鮮事變以來悪化した國際外交上の地位を改善するため、國連対策には一層の苦慮を拂い、他方また、朝鮮事變解決の際の一時緩和した空氣を利用して何等かの平和攻勢を行い民主主義諸国の内部分裂をはかる。なお朝鮮事變を契機とする民主主義諸國の軍備增强に対抗して軍備拡充を急ぐ必要から、衛星諸国に対する一体化工作及び搾取を一そう強化する。

#### 二、対日講和問題

##### (一)講和を促進するアメリカの意図

アメリカはかねて対日講和の実現を眞剣に考慮はじめていたが、朝鮮事變を契機とする民主主義陣営防衛体制の全世界的建て直し強化の一環としてこれを一そう促進するに至つたものと思われる。すなわち、米ソ対立の一つのやまと考える一九五三年を目途とし、それまでに西欧における不敗の体制を完成すると共に、東亞においても独立國となり國民的感情を満足せしめられた日本を、決定的に民主主義諸國の一翼として確保し、日本の潜在能力の活用を計ることにより、軍事・経済両面におけるアメリカの

負担を軽減して、アメリカの國力をソ連に対する世界政策的見地および戦略的見地から一そう有效地活用し得る体制もつて行くことにある。

したがつて、

(イ)ソ連・中國を除外しても速かに講和を成立せしめる。

(ロ)講和締結後の日本に関して、新たな構想による安全保障の確立と経済的自立に重点を置く講和方針をとる。

(ハ)講和内容につき民主主義諸國間の意見の相違をすみやかに克服することに努力し、形式的には一應ソ連とも話合う形をとる。

(二)現在アメリカの考えている條約の形

アメリカが現在予想している講和條約は、領土・賠償・産業水準等に関するすべての問題を含む包括的なものであるが、前記促進の理由に鑑み、これらの諸問題も項目によつては全然規定しないことも考えられる。いずれにしても、

(イ)早期講和の成立によるすみやかな戦争状態の終結、

(ロ)アメリカの意図するが如き安全保障形態の確立、

(ハ)日本の経済的自立、ならびに、

(二)日本の潜在力の最大限の活用、

の諸点を眼目として立案されることとなるであろう。

講和内容を一切後日の協定に譲る「戦争終結宣言」的構想は、予備会談の結果右包括的條約の実現が著しく困難となつたような場合にはじめて考慮に上り得るに過ぎない。

(三)講和内容の予測

講和内容に関する民主主義諸國の主張は未だ完全に一致しているとは言い難いが、アメリカの説得努力と影響力により、遠からずほぼアメリカの意図するところの近くに落付くものと思われる。

(イ)領土——(ア)琉球・小笠原に関しては、アメリカは國連信託統治または類似の方式を主張し、他の民主主義諸國もあえて反対しないであろう。

(ロ)台灣に関しては、日本

が単純に放棄する方式か、あるいは漠然と「中國のために」放棄する方式が選ばれるものと思われる（後述四(ロ)(b)参照）。なお前者の場合には「台灣の最終的処分は國連の決定による」旨が條文に規定される。(C)千島および樺太の帰属に関しては一切後日の決定に留保される可能性が多い。

(ロ)安全保障、再軍備——(ア)日本の安全保障のための措置は別個の協定により、駐兵、國內基地の使用等に関し西欧諸國に類似の方式がとられる。(B)再軍備禁止條項を設けないと、伝えられる米案には、英・豪・比等の反対があるであろうが、結局は日本の再侵略を防止する何らかの字句や規定により妥協せしめられる可能性が多い。

(ハ)賠償——在外資産は別とし、これ以上とらないこととする公算が多い（比・豪等も、何らかの対内的面子を與えられ、結局アメリカに同調する）。

(二)産業水準——(ア)一般産業については制限は設けられない。(B)軍需産業については、前記(ロ)(B)の再軍備に準ずる。

(四)民主化——基本的人権の尊重、民主的諸原則の確保等の抽象的準則は掲げられるであろうが、占領中の個々の改革や指令がどの程度條約上の義務とされるかは明かでない。

(五)監視——前記(ロ)(B)、(二)(B)および比・豪等との関係もあり、一定期間大使会議等の監視機関が設けられる可能性もある。

(四)議事手続、会議招請とソ連・中國

ソ連と中共とはともに結局除外され、明春、ソ連圏諸國を除く講和会議が開催されて、多数講和が成立することとなる。國府が除外され、あるいは途中で脱落するかどうかはなお予測困難である。

(イ)ソ連が「平和攻勢」の一種として十三ヵ國方式を認める提案をなす可能性も絶無ではないが、拒否権は放棄せず、かつ中共の参加を條件とするから、結局手続問題で除外され、議事手続につき合意の成立した國だけで会議が開かれる。（この場合、ソ連は拒否権と中共参加の主張を放棄

して会議への割込み・議事妨害を策するよりも、当初から外部に留まり「講和の違法性」を強調するとともに、中共等を通じて別個の講和内容を仄かすなどの宣傳・攬乱工作に出るほうを選ぶものと思われる。)

- (口)中國の参加問題——(a)中共はその時までに会議招請國たるアメリカの承認を得ず、当初から除外される。(イギリスはこれにあえて異議を唱えないであろう。インドは、中共の参加を相当強く要求するが、中共を招請しないというだけの理由では自らも講和に参加しないということはない。)(b)國府は拒否権を固執しないであろう。しかしアメリカは講和條約によつて台灣の最終的処分までも尙早に決定することは好まないものと考えられ、またできれば國府をも結局講和から除外したい意向と推測される。しかし國府としては、日本が台灣を單純放棄し、もしくは漠然と「中國のために」放棄する程度の方式なら、相当の讓歩をしても何とかして調印に加わりたい意向と観測される。したがつて國府の参加いかんは今後の成行きによる。
- い個別講和には中國問題を迂回できる利益はあるが、アメリカとしては民主主義諸國の團結を示す意味からも、多数講和の形に結実させるよう努力するであろう。したがつて、ソ連（および中國）を除く極東委構成諸國による一種の講和予備会議が開催され、この会議に参加しなかつた他の諸國は、條約案同意を條件に講和本会議に参加を許され、あるいはあとからこれを加入させる形となるであろう。講和会議の時期は、ほぼ明春を予定しているものと推測される。
- (口)以上の過程において日本は、安全保障を含む諸問題について、公式・非公式に意見を徵され、講和後の國民感情に相当の顧慮が拂われるものと思われるが、アメリカは少くとも琉球・小笠原の主要部分の信託統治はこれを固執するであろう。

10 昭和 25 年 10 月 14 日

## 講和問題に関する米国務省係官の談話について<sup>†1</sup>

極秘

講和問題に関する國務省係官の談話に関する件

一九五〇、一〇、一四

本報告書は國務省北東アジア局関係官その他との会談を取纏めたものである。報告書作成当時ダレス氏はアリソン氏を伴い紐育において関係国代表と意見交換中であり、対日講和の直接的責任者としては國務本省には次官補ラスク氏、フェアリ氏（アリソン氏のアシスタントとして対日講和問題に専任している）等が残留していた、本報告書は九月下旬から十月中旬までの間にフェアリ氏と三回会談した際得た情報を中心としてラスク、ジョンソン、オバトン、ウォーナー氏等との会談の要旨を附加したものである。

注、國務省の対日講和関係者左の通り

RUSK, Dean	Assistant Secretary of State, Director of the Bureau of Far Eastern Affairs
ALLISON, John Moore	Director of the Office of North East Asian Affairs
JOHNSON, Ural Alexis	Deputy Chief, the Office of North East Asian Affairs
FEAREY, Robert Appleton	開戦直前のグルー大使秘書、終戦後総司令部外交局勤務、現在講和問題事務に専念している。
WARNER, Gerald	Chief of Japanese Desk, Office of North East Asian Affairs
OVERTON, Douglas William	Assistant Chief of Japanese Desk, Office

<sup>†1</sup> 本文書は、田中弘人管理局入国管理部第一課長が作成した。

## of North East Asian Affairs

本件講和問題については当方より質問を提起することは微妙であると考えられたので、当初は極めて慎重な態度を持していたが到着直後オバトン氏より自発的に講和に関する一般的空気、引揚問題、刑事裁判権移管等についての内話あり、ウォーナー氏に対して講和問題に関する打診を行ったところ同氏はフェアリ氏を紹介し会談の機会を與えて呉れた、フ氏は会談内容の機密保持については当方の注意を喚起したがその態度は極めて友好的であった。

各係官との会談で得た印象は、(イ)米国としては今度こそ何とか対日講和を押し切りたいという熱意の見えること、(ロ)條約の内容について日本側の希望を充分に尊重したいとの意図が各係官によって強調されたこと(ハ)将来における日本の再軍備については米国としては内心これを強く希望しつつも表面においては日本自身の意図が重要な決定要素をなすとの建前を持していること(ホ)右に関する日本国内の輿論の動向に強い関心を有していることであつた。

### 一、対日講和推進に関する米国の方針

(イ)フ氏は本件に関する米政府部内の見解は統一されていると語り、議会との連絡を担当する国務次官補代理ブラウン氏は対日講和問題については民主共和両党の足並は揃っていると述べた。

(ロ)フ氏は米国としては現にダレス氏が紐育で行っている極東委員会構成十三ヵ国との話合を十二月上旬までに終了したい意図であり、目下ダレス氏は安全保障に関する国連総会の権限強化等についての交渉に没頭しているが右が終了次第対日講和問題に専念する筈である、なお極東委員会構成国外、朝鮮インドネシア等にも協議する必要があると思うと語った。

(ハ)フ氏はソ連との協調は期待できない、然し右が不可能なる場合においても対日講和は推進する旨を述べ最近紐育においてダレス氏よりマリク氏に対して対日講和の話合をしたいと申入れたところマは草案が出来ているかと質問しダより草案はないと答えたところマはマックアサー

元帥は永久に日本にいる積りではないのかと述べた、右が両氏会談の全部である、何れにしてもこれによつてモスクワは本件につきインフォームされた訳であると語つた。

なおフ氏はソ連を除外した條約が出来る場合 FEC 及び対日理事会は当然解消することになるが、條約そのものにはソ連加入の途を開いて置くことになると述べた。

(四)フ氏は英國とは他の関係国と同様目下会談を進めているが従来よりの交渉の経緯に鑑み shipping 等の問題を除き原則的な問題については意見の相違はないと思う、他方、濠洲、比島から日本の再軍備について可成強い反対が出ていると語つた。

(五)中国の REPRESENTATION に関するフ氏の見解左の通り

米国としては外交関係を有するのは国民政府のみである、国民政府は又 FEC のメンバーでもある、但し台灣の国民政府が対日講和條約に調印するということは Farce であるともいえる、又中共を承認している国もある、米国と国民政府の関係も将来変化するかも知れない、何れにしても本件は複雑な問題であるがこの為に條約問題の進展を行詰らせる様なことはしない、解決の方式は幾つかあるであろうが中国を除き関係国の会議を開いて REPRESENTATION の問題を決する方法もあろう。

(六)ジョンソン氏及びフ氏は関係国との一応の話合が終れば本件について日本政府責任者及びその他指導者の意見を聽取する、而して米国としては日本側の希望を充分に尊重する用意があると語つた。當方より関係国との話合終了後の條約案は一応固つたものと考えられるが日本側の希望はどの程度に考慮されるかと質問したところフ氏は米国としてはあくまで彈力性のある案をもつて臨み日本側の希望には充分に耳を傾ける用意があると強調し、ラースティングピースをつくるのが米国の目的であると語つた。

(七)條約成立時期についての見透に関してはフ氏は一年又はそれ以上かか

るのでないか、批准終了に相当の日数を要するのであろうからと述べた。

## 二、講和条約の内容に関する米国の構想

(一) フ氏は安全保障のための米軍の駐屯については講和条約そのものは一般的な規定を設けるだけであるから米英、米比関係の如き関係を設定する別の條約を必要とするのであろう、例えば駐屯軍兵士の行動に対する裁判管轄権の如き問題も生じて来る、右に関連して日本国内で MILITARY BASE という表現が行われているが米国としては治外法権的な基地を設定する考えはないと述べ日本の輿論に強い関心を示した。

次いでフ氏は太平洋條約というが如き集団的安全保障の構想については、例えば比島、濠洲がかかる計画を提唱したこともあるが参加国の範囲、非参加国との関係という複雑な問題あり、他方大陸にあってソ連圏と近接している国の防禦は現実的に困難であるという事情もある、米国としては本件は現段階においてはアジア諸国が自らの発意により進めて行くべき性質の問題であると考える、何れにせよアジアの事態は欧洲とは客観的に異っていると述べた。

更らにフ氏は日本の国連への加入に関してはソ連の拒否権の問題があり直ちに加入することは難しいかも知れない、但し国連の附属機関へは加入出来るし又国連へ加入していくなくてもその保障を受け得るかという点については朝鮮がその一例であると述べた。

(二) 日本の再軍備及び軍需生産に関してフ氏は米国としては何等制限を附する積りのない旨を述べたが右に対する関係国的一部よりの反対要求を如何に調整するかの問題については現段階では何ともいえないと語った。

フ氏は米国としては日本が自らの力で自己を防禦する努力をなすこととは希望するという趣旨を強調すると共に在外米軍が特定地域に釘付けされることには困難な事情があり、日本防禦のため何時までも米軍

の駐屯を期待されることは困る、但し再軍備そのものはあくまで日本自身の決定すべき問題であり、財政的事情にも鑑み徐々にこれを進めて行く方法もあるであろう、なお米国が日本の再軍備を援助しないという新聞記事は單なるスペキュレーションであると語つた。

フ氏は又何れにせよ日本はソ連の攻撃に対して単独では戦い得ないと述べ再軍備した場合においても日本自身ソ連からの攻撃に対して戦意ありやに危惧を抱いているかに見受けられた。

なおフ氏は本件についても日本の輿論の動向について極めて強い関心を示し再軍備のためにはどうしてもレフアレンダムが必要か、どの位の時間を要するだろうか等の質問をなした。

## (三) 領土関係についてのフ氏の説明左の通り

(イ) 千島についてはハボマイ、シコタン等の問題もあるが現実にソ連が占領している以上未解決のままとする外はない (Mr. Cargo, Office of Dependent Area Affairs, Bureau of U.N. Affairs も同趣旨を述べた)。

(ロ) 沖縄については国連信託の線で進んでいる、右は必しも国務省の意見ではないが軍部の強い希望によるものである、他の形式による基地設定についてはセキュリティその他の関係で軍部説得に困難がある。

沖縄は歴史的、民族的にバックグラウンドを異にしていると解釈している。

右信託地域の範囲は未だ決定していないが日本本土に近い島については歴史的、民族的に日本とのシミラリティを持つているといえる。

現在沖縄は軍政の失敗もあり経済状態が悪いが将来は行政機関を刷新するとともに日本との密接な経済関係を設定する方針である。

(Mr. Robins, Acting Chief, Office of Dependent Area Affairs, Bureau of U.N. Affairs は沖縄が信託となる場合現状より見て

経済援助を必要とするが議会の承認を得ることは困難であると述べ又沖縄信託問題につきアcheson長官の諮問を受けたと語った。)

この地域の将来の地位については米国としては情勢が変化すれば何時までもこれを必要とする訳ではない、然し、その場合処分は国連の決定すべき問題である。

(イ)小笠原諸島は未決定である。(何れにせよこれは日本にとって特に重要な問題ではあるまいという口吻であつた)

(四)経済関係諸問題に関するフ氏の説明左の通り

(イ)漁業については北洋漁業をも含めて、公海における漁業は自由であるとの建前をとるが他方條約締結国との間に協定を設けて調整を計ることとなるであろう。

(ロ)賠償については四九年の打切り声明で明かな様に従来関係国の説得に努めて来た、比島、ビルマが未だに要求を持しているが米国としてはこれが説得に努力する積りである。

(ハ)連合国人の対日クレームの清算は各国別にその国にある日本の財産から清算するという線で既に行われて来た、対日クレームがその国にある日本財産以上となる場合もあるが米国としては成る可くこの線で止めたい意図である、清算された日本人の在外私有財産について補償を必要とするならば日本政府がこれを行ふ外はない。

(二)日本人が連合国に対して提起されるクレームについては伊太利條約の規定の通り條約成立と共にその権利が消滅することとなる。

但し戦前の債権債務関係が維持されることはいうまでもない。

(イ)日本政府所有の金については他国より略奪したもの及び債務の引当となつているものを除き保有を許されるであろう。(この点フ氏は充分に研究していなかつたとの感じを受けた)

(ハ)占領費、対日援助費等については別にファイナンシャルな問題を規定する條約を必要とするであろう、例えば條約成立後の米軍駐屯に

関する経費等もこの種條約によつて規定されることとなろう。

(ト)講和條約締結後各國との間に通商航海條約が出来るまでは相互に最惠国待遇を與えることとなるであろう。

(ツ)政治條項に関するフ氏の説明左の通り

(イ)米国としては占領下に行った民主的諸改革が維持されることに關心を有しているが條約中に一般的表現によるかかる一項を挿入すれば日本国民は RESENT するであろうか、プリアンブルには当然民主主義維持に関する表現が折込まれることとなるであろうがプリアンブルでは厳格な意味で義務とならないところに難点がある、何れにせよ詳細に亘つて拘束を課する考えはない。

(ロ)追放については條約締結後においては日本政府が関係法令を如何に改廃するかの問題であり、戦犯については條約締結後も刑の執行を確保する方法を取る。

(ハ)條約の義務履行の監視機構についてフ氏は條約そのものが日本にどの程度の制限を課するかに係つているが通常の外交的チャネルによつてもこれを行い得るであろうと述べこの点あまり重視していないという印象を受けた。

11 昭和25年10月24日

## 目黒外相官邸における旧軍関係者会合

極秘

第二回集合記事

場 所 目黒官邸

日 時 十月二十四日午前十時半ないし十二時

参考者

川辺(虎二郎)元大将

下村元大将

辰見元中将

榎本元海軍教授

外に井口、井上、西村

議事要旨

條約局長より

- (イ) 非公式会談の進捗振り
- (ロ) 米国の対日講和七原則
- (ハ) 日本の安全保障についての考案

1. 日米取極案

2. 非武装を中心とする理想案

の順序で、説明をした後、安全保障問題を中心に意見を交換した。開陳された意見の要領は、左の通りである。(敬称略)

下村、辰見

再軍備には時日を必要とする。

連合国による日本の非武装化ははなはだ成功しておる。ことに、精神的非武装化が徹底しておることを見のがしてはならぬ。従つて、平和條約が日本に再軍備の途を開き、そして、日本が再軍備に乗り出したからといつ

て、サッと米国軍が引き揚げてしまふようがあつては、大変である。米国の軍事的援助を日本にひきつけておくよう留意しなければならない。いいかえれば、米国が一方的に撤兵するがないように條約でしばるべきがある。米国の国民性は、引くとなるとあつさり引く、また、歐洲第一主義だから歐洲の情勢が悪化するといつ極東兵力を歐洲に移すことがないとも限らぬ。かようながあつては、日本の安全は心配である。

榎本

だから、條約上日本が米国に與える利益を大きくしておかねばならぬと考える。

辰見

再軍備はまず陸上兵力の再武装から行われ、次ぎに、海上兵力となろう。空軍は、最後に許されると思う。近代軍備としては、空軍がなければ、意味をなさない。

榎本

朝鮮動乱に対する国連の介入は、実にうまくいった。しかし、将来どこで侵略が起つても、朝鮮動乱のないように、うまく取り運ばれるものと前提して、日本の安全保障を考えることは危険である。

辰見

同感である。

朝鮮動乱で国連軍があのように成功したのは、手近かの日本に米陸軍が駐屯していたからである。空軍と海軍とだけでは、侵略を阻止し得ない。やはり、陸軍が出なければならぬ。

北鮮軍に対してすら、国連軍は、あれだけ苦戦した。あれが、仮りに、ソ連軍であつたとしたら、容易なことではないであろう。

日本の非武装化はよくできすぎている。軍人として弱音をはくようだが、米軍の撤退が一方的に行われることのないように留意してもらいたいと繰り返したい。

川辺

日本の再軍備は、非常に困難である。日本は平和に生くるという新しい行き方に徹底し、あるいは、交渉上のかけひきとしてでも、第一に、非武装を生かして行くことを考ゆべきだと思う。従つて、現実性は別問題として、中立地帯案のようなもので行く。それがうまく行かないときに、戦争を前提とした、米軍の駐屯を認める條約を承認すべきものと思う。

下村

非武装地帯案は、日本の理想を示すもの、または、会議のかけひき上使うのなら、賛成する。

しかし、日本の安全保障を、それに求めることには、反対である。

軍事的に見て非武装地帯は実効がない。有効たらしめるには、地帯を非常に広いものとし、且つ、監視しなければならぬ。いずれも実行不能に近い。そして、非武装地帯設定は、実際上、戦勝国が一方的に義務を負う結果となる。これまた、実行上不能に近い。非武装地帯案は現代の戦争の性質からして、成り立ち得ないと思う。現代の戦争は空軍を中心とする。太平洋戦争の間B29が重慶に駐屯したがために、日本はあれほど苦しまされた。さて、非武装地帯案をとるとして重慶までも包含するような地帯を提案する訳には行くまい。

榎本

非武装地帯には監視が必要である。監視方式について、関係国は恐らく合意しまい。

下村

監視は事実上できぬことである。自分は、ヴェルサイユ平和条約の実施委員としてドイツの非武装の監視に当つた体験から、できぬと断言する。(詳細ドイツの巧妙な脱法行為について話があつた)。自分は、自分の体験から非武装地帯案に賛成いたしかねる。戦勝国に非武装地帯を設けさせようとするところにも困難性がある。

榎本

非武装地帯案では、実施上絶えず問題が起つて、かえつて、條約国間の

国交を阻害する恐れがある。

われわれは、これを華府條約の太平洋の防備の現状維持の約束の実施に関連して、体験してきている。大砲の仰角をあげるだけでも問題になつた。香港に野砲を持ってきたといつて、すぐ、問題となつた等々である。

(日)辰見

かけひきとしても疑問がある。米国は日本を再軍備として対ソ防衛を固めようとしておる。そういうところへ、かけひきとしてでも、非武装地帯案を持ち出すのは、どんなものだろうか。

(日)川辺

日米間に駐兵協定があつても、安心はできない。ヨーロッパに問題が起れば、米国軍はヨーロッパに行つてしまふ。日本の安全は、必ずしも安心されぬ。やはり、世界から戦争をなくす方向に考え方を向けねばならない。

(日)川辺

日本に駐屯するのは、米軍だけであろうか。他国の軍隊もはいるだろか。(條約局長から、米国の七原則には、他国の軍隊がはいる余地を残してある旨を説明)

(日)辰見

国連軍として日本に駐屯するということになれば、米国軍だけとはなるまい。日本としては、強いて米軍だけにしてもらいたいという必要はないと考える。

下村

日本が再軍備をする場合に、日本軍とするか、国連軍とするか。面子にとらわれないで、実質的に「日本が軍隊を持つ」ということが達成されればいいと思う。

(日)川辺

日本は、国連のための橋頭堡として軍隊を持つことになる。だから、日本の持つ軍隊が国連の指揮をうけることは、やむを得ないことである。

榎本

海軍がないと通商の保護もできぬ。密輸、海賊の取締もできぬ。日本は、  
海軍を持たねばならぬ。

下村

当初から、陸軍と海軍とは、一本として考えねばならぬ。陸軍と海軍と  
がでてから、一緒にすることは到底できぬことである。問題のスタート  
から一本として考えて行きたい。

川辺(河内)

空軍のない軍というものは、考えられない。せめて、偵察と連絡のため  
の空軍、それに戦闘機は、持ちたいものである。

下村

警察予備隊の性質であるが、壽府軍縮会議では、警察予備隊は、軍隊的  
組織団体の部類に入れられ取締の対象とされていた。

榎本

日本の再軍備の芽は、もう、警察予備隊というもので、生えておる。

川辺(河内)

濠洲、比等の懸念を安んずる意味で、日本が軍隊を持つ場合、どの程度  
のものを持つべきであるかということを考えておく必要がある。私見では、  
国土防衛を目的とし、スイスの軍隊を手本にして考えれば、関係国と妥協  
できる案が生れはしまいかと思う。スイスの軍制、軍備の程度など調査し  
てみる必要があろう。

以上が開陳された意見のメモである。要するに、

(イ) 日本の非武装化は非常に成功しておる。ことに精神的非武装化において  
しかりである。日本の再軍備は必要である。しかし、きわめて困難な事業  
である。

陸、海、空三軍を持ちたいけれども、陸軍がまず実現し、それから、海  
軍、最後に空軍というようにならう。

日本の持つ軍隊が日本の「国軍」であるか「国連軍」であるかは、問題  
にする必要がない。

軍隊の規模や制度などについてスイスを手本にすればよかろう。

(ロ) 米軍の日本駐屯によつて安全を保障する考案は、日本に軍備がないとい  
うことが、こういう取極をする理由になつてゐる。だから、日本の再軍備  
が発足する場合、米国はあつさり撤兵しないとも限らぬ。米国の国民性及  
び欧洲第一主義から見て、その可能性はある。軍事専門家として、日本は  
再軍備したところで、國の安全を保障しうるものでない。どうしても米国  
の軍事的援助が必要である。従つて、あつさり米国が撤兵しないよう條約  
でしばつておく必要がある。

(ハ) 非武装地帯案は、軍事的に成立しない。政治的にも実現性はない。國の  
安全保障の途としても、有効でない。しかし、世界から戦争をなくしたい  
との日本の理想を生かすため、又は、会議のかけひき上、この案をまず、  
持ち出し、うまく行かないときは、米国と考えている駐軍案を受けるとい  
うのであれば賛成する。

もつとも、川辺大将のみは、非武装地帯案に、理想案としての価値を認め、  
日本は、世界から戦争をなくすという考案で進むべきであるとの考  
であつた。

總理帰邸されて晝食となる。

食卓で、冒頭總理から軍人の追放の一部解除を披露され、列席者大いに感  
銘の体なり、次いで、總理の求めに応じて、條約局長から、午前中に開陳さ  
れた意見の要領を述ぶ。

次に、下村大将から、持参された書き物を読み上げられた（別添参照）。  
總理から、日本の再武装については平和條約ができるまでは、再武装は御  
免こうむるという建前をとりたい。それがためには、では日本の安全はどう  
するつもりかと聞かれるにきまつてゐるので、その際、非武装地帯とか艦船  
の出入禁止とかいうような考案を盛り込んだ理想案を出したいのである。こ  
の理想案の作成に力をかして貰いたい。（この間に、ダレス顧問との会談の  
内容を詳しく話があり、日本の安全保障（基地）に関するマ元帥の意見も話

された。マ元帥の意見に関連して、下村大将から日本の安全のためには、日本内地における米軍の駐屯が絶対に必要であることを軍事的に強く、繰り返し主張された。) 日本の再軍備というても、一朝一夕でできる仕事ではない。立派なものを作るためには、事前からよく研究し準備しておかねばならぬ。それについても御力添えをお願いする。という趣旨の話があつた。

最後に、これから、海軍関係者として堀悌吉元中将を加えることにきめられた。

#### 雑談一散会

以上。

#### (別 添)

##### 講和に伴ふ軍事諸問題研究のための基本的私見

昭和二五、一〇、二三稿

講和に伴ふ軍事諸問題に於て最も重要な点は我が國の安全保障、更に之を煎じつめれば軍備を如何にすべきかの点に帰著するのではないかと思ふ。以下の諸項はこの主旨の下に起草したものである。

一、現在及近き将来に於ける内外の諸情勢を考察すれば我が國が講和により獨立自主権を回復したる暁に於て適時軍備を再建する必要あることを痛感する。

但しその時機、方法及軍の性格内容等に就ては慎重なる考慮を必要とするであらう。

二、講和条約中に我が國の再軍備を全く禁止する条項が生るゝことは何とかして之を防止しなければならぬ。然しながら列國が右条約に於て我が國を軍備に関し無拘束の状態に置くことは望み難いであらうから此の邊の対策と懸引とは十分に練つて置く必要があると信ずる。

三、軍備再建が認めらるゝ場合に於ても國連(已むを得ざるも特定の國)による安全保障の手段は之を最大限度に確保して置かなければならぬ。何となれば我が國は其の地理的及國際情勢的環境並に國力の関係上、戦前

の如く自力のみを以て國防の安全を期することが、近き将来に於ては假令軍備再建著手後と雖、不可能と信ぜらるゝからである。

講和条約若くは之に伴ふ國際協約に於て是非共如上の主旨を確定して置く必要があらう。

四、安全保障の一手段として我が國の周邊外地に中立非武装地帯を設けんとする考案は純理論としては一応首肯出来るかも知れないが、連合國側からすれば片務的制約と言へるから成立の可能性乏しく、我方から見てもその軍事的價値は現代航空その他兵器の進歩に照し必ずしも重大ではない、又若し此の種協約が成立したとしてもその履行監督は甚だ困難と思はねばならない。

五、軍備再建は講和の成立により前諸項の如き事が具體的にきまつて後でなければ實行し得ない問題ではあるが、その著手から充實までには相當の年月を要すること、並にその著手前に於ても廣汎多岐に亘り而も<sup>(隠カ)</sup>穩密裡に諸般の豫備的施策を執るを必要とすることから考へると、右の施策、新軍の構想及實質等に関して今から直ちに具體的な研究にかかることが肝要なりと信ずる。

六、前項にいふ事前の豫備的諸施策の大部分は政治的範圍に属するから、筆者如きの能く論究し得るところではないが、之なくしては折角軍を建設してもその實力を充實し且一般國民の協力支持を得難いと思ふので次に一、二之を列舉して見る。

1. 國際情勢及列國の日本に対する意図の動きと睨み合せて國民一般が國家自衛に関して正しき認識を持つ如く指導し、妥當なる輿論を助成すること。
2. 前号のための一方途として追放の緩解及戰爭犠牲者、戰歿者遺族、傷痍軍人等に対する扶助の徹底に関して對外及對内兩面に於ける施策を促進すること。
3. 新なる軍の構成、兵力、裝備及要員の採用徵集等に關し政治、經濟、軍事その他各般の見地より準備研究を遂げ、軍建設のための基

本的企画を用意すること。

新なる軍の性格使命を明確に決定し、その建設及運用の面に於て警察特に警察豫備隊との関係を明かにすること。

第六項中の内軍事的部面に関する私見は別稿として起草する豫定。

席上にて口述（希望事項）

### 一、研究及議事進行の要領に就て

1、某問題の具体的研究ニ入るニ先ちその問題を考へる為の前提又ハ基礎となるべき要項を審議決定せられ度きこと。  
（例は未記入）

例

2、専門事項と雖即席ニハ意見を述へ兼ねることあるべきニ付諮問ニ対する研究の為なるへく会は以前に題目を示し相當の時間を與へられ度きこと。

### 二、研究会の構成ニ就て

1、海軍又ハ陸軍関係事項を別々ニ研究する場合にハ相互ニ連絡者を参加せしむることゝせられ度。

2、研究会に参加する旧軍人はなるへく少数ニ局限せられ度、新ニ之を加へんとする際にハ豫め人選等ニ就て諮問せられたきこと。

（本日（初回）召集せられたる「メンバー」は之を決定的のものとすることなく當面の研究終らハ一応解任し、爾後の為めニハ更めて人選を考慮せられ度）

### 三、吾々（旧軍人）としての心構へに就て

1、諮問事項に対して専門的に研究し且必要と認むる場合にハ自発的に研究の題材若くは具体的意見を提出すへきも一般的審議及結論ニ対してハ専門員の立場を超える事。

2、部外ニ對し会の構成、研究事項其他一切ニ關して秘密を嚴守すること。  
（旧軍人の言動ニ対する一般の注目ハ最近特ニ顯著なり、政府職員、占領軍との接近、軍備問題ニ対する言動ニ就て殊ニ然リ）

12 昭和 25 年 10 月 25 日

### 米国の対日講和 7 原則について

極秘

#### 米国の対日講和七原則

昭和二五、一〇、二五

#### 対日講和七原則について

ダレス米国務長官顧問は、十月十四日の記者会見で、「米国は来週はじめ、ソ連を除く全極東委員会構成国に対し、七項目からなる米国の対日講和條約草案について交渉を開始するだろう」と言明して（レイク・サクセス十月十四日 A F P）、いわゆる対日講和七原則の存在を認めた。

この七原則については、これより先十月六日レイク・サクセス発 U P 電により、権威筋の情報として報道されたものを初めとして、十三日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン社説、十五日のレイク・サクセス発 I N S 電、二十二日レイク・サクセス発 A P 電も同趣旨のものを報じている。この七原則の内容は、九月十五日国務省担当官が対日講和の構想を明らかにして以来の諸般の報道と符合しており、信憑性があるとみられる。細部のところは不明確な点も少くないが、一応この七原則について検討を加えてみる。

対日講和七原則 (十月六日 UP 電が比較的正確且つ詳細であるから、原則としてこれにより、必要に応じて、ヘラルド・トリビューン、I N S、A P のものを参照する)	解 説	批 判
手 続		
対日戦に参加した国は講和交渉手続の一般規則に従うことに同意すればいずれも講和会議に参加できる。右の規則においては拒否権は認められない	現在米国は極東委員会構成国との間に非公式の個別交渉を進めている。これを終えた後の講和予備会議は、極東委員会構成国だけで開かれるのか、	特に意見はない。

いこととなろう。	日本と戦争関係にあつたすべての国が参加して開かれるのか、不明である。「対日戦に参加した国」というのは、「実際の戦闘に参加した国」の意味に解すべきものとすれば、実質的に極東委員会構成国というのと同じことになる。 表決手續については、三分の二の多数決ということがとくにいわれていないが、これは当然のこととされているのである。 なお対伊平和條約では、英、米、ソ、支等二十箇国が会議に参加署名し、これらの国以外で伊と交戦状態にあつた国は、この條約に加入することが認められるということになつている。	定が設けられても実効はないことになる。このことは既にイタリア国についても現にそうである。
<b>領 土 の 帰 属</b>		
	日本は朝鮮の独立を承認し、琉球及び小笠原諸島に対する米国の信託統治に同意しなければならない。台湾、澎湖島、南樺太及び千島の将来は英、米、ソ連、中国の四箇国が決定する。講和條約が署名されてから一年以内に右四箇国の中に意見の一致を見ない時は国連総会にその決定をゆだねる。 (なお台湾その他問題になつてゐる地域の将来を決定する方式にはイタリアの旧植民地の帰属を決定する際に用いられたのとほぼ同様の方式が採用されるものと見られる。)	「琉球列島」「小笠原諸島」及び「千島列島」の地域的範囲が問題である。硫黄島を挙げていなが、小笠原諸島が入つてゐる以上、当然これも入るものと考えられる。 台湾その他の処分について、ここに掲げてある方式は、イタリア植民地の場合と全く同じである。 台湾その他については、カイロ宣言及びヤルタ協定で処分方法が一応決つてゐるわけであるから、今回の原則は相当思い切った提案であるといわなければならない。
<b>日 本 の 安 全 保 障</b>		
講和條約が署名されるとともに日本は直ちに国際連合への参加を認められる。 国連に加盟することを支持する(NYHT、INS、AP)	イタリア條約の前文にも、イタリアが「国際連合の加盟国となるため及び国際連合の主宰の下に締結されたいかなる條約にも加入するためのイタリア国の申請を支持する」旨の規定がある。日本の加入について、安全保障理事会で日本と講和しない國の拒否権が行使される限り加入が不可能となるから、たとえかかる規	講和條約締結後の日本の安全保障については、少くとも日本が自己の軍隊を持つにいたるまでは「日本地域における国際平和と安全維持のため、日本と米国及びおそらくその他の諸国との間で引き続き共同責任をとる」との基礎による。 日本の安全保障は国連がこれを保障しうるまでこの趣旨のことが平和條約でうたわれ、それに基いて日米間に所要の駐兵取極をする心算であろう。日本の再武装が予定されている。 他に United Nations forces という表現を使つた報道もあつた。 七項目を報じたものは国際連合との関係が明らかになつてない。

<p>は、米軍がこれを行いうるようには日本は米国に対し一定の便宜を與えるものとする (NYHT)</p> <p>日本は侵略から自國を保護できるようになるまでは、その安全保障についてアメリカと協力する (INS)</p> <p>日本が自衛できるまで、日本は、日本の安全を保障するため、合衆国軍隊に基地を提供しなければならない (AP)</p>	<p>「日本地域における」平和のためといい、あるいは日本が便宜を供與するという表現は、日本地域を客体として考えているよう、日本からの侵略に対する措置をも含ませる余地を存しておるのではないかと考えられる。</p> <p>(イ) 駐屯に関する條約が平和條約と別個のものたるべきこと。</p> <p>(ロ) 日本の防衛が世界の安全保障組織（すなわち国際連合）の一機能として取扱われることとして大義名分を明らかにする。したがつて、国際連合との関係を積極的につけておくこと。</p> <p>(ハ) 駐屯地点、期間、特権、経費等についてあらかじめ明確に規定さるべきこと。</p>	<p>日本の安全は国連が保障するという原則については異論はあるまい。但しそれまでの間、日本に米軍が駐屯するというような方式が採用される場合には、次の事項に細心の注意を拂う必要がある。</p> <p>(イ) 駐屯に関する條約が平和條約と別個のものたるべきこと。</p> <p>(ロ) 日本の防衛が世界の安全保障組織（すなわち国際連合）の一機能として取扱われることとして大義名分を明らかにする。したがつて、国際連合との関係を積極的につけておくこと。</p> <p>(ハ) 駐屯地点、期間、特権、経費等についてあらかじめ明確に規定さるべきこと。</p>	<p>項に関する現存の條約及び取極を受諾しなければならぬ (AP)</p>	<p>和の場合、北及び西の方のラインは、平和條約の規定のいかんにかかわらず、少くとも実際問題としては、残ることになる。</p> <p>「多角的通商交渉」への参加は、ITO、ブレトンウッド等への加入のことと意味するものと解される。</p> <p>最惠国約款に言及しているのは、平和條約成立後、各国との通商航海條約ができるまでの間のつなぎのための規定が設けられることを意味する。</p> <p>イタリア平和條約にも同趣旨の規定がある。</p>
<b>国際条約加入</b>				
<p>日本は麻薬、漁業などの国際條約に加入することに同意する。日本はまたあらゆる多角的通商交渉に参加する権利が與えられるが、さしあたっては各国の関税についての最惠国約款の利益を受けることができる。</p> <p>日本は国際條約を遵守する (INS)</p> <p>日本は漁業及び麻薬のコントロールのごとき事</p>	<p>特に麻薬と漁業の二つをとり上げているのは、日本が戦前においてこの二條約の違反が多かつたため、その條約の履行が強調されたものと解される。漁業に関する條約は、特にどれを指すか明らかでないが、いざれにせよ、いわゆるマッカーサー・ラインの撤廃という前提に立つてはいることは明らかである。但し、多数講</p>	<p>單に麻薬漁業のみならず国際の福祉と繁栄の増進を目的とする一切の国際條約に積極的に協力する意図をもつ。</p>	<p>一九四五年九月以前に発生した日本に対するあらゆる賠償請求権 (claims) は放棄する。但し各國がその領土内で戦争中押収 (impound) した日本の資産はこれを保持 (hold) することができる。</p>	<p>施設及び生産物による賠償を要求しないことを意味する。すなわち、賠償請求権を、各國がその領土内で戦争中押収した日本資産のみに限定する趣旨であつて、それを越える請求権は一切放棄するという原則を掲げたものと解される。</p> <p>中立国にある日本財産は、日本に返される趣旨であると一応は解されるが、そこまで期待できるかは、なお問題である。またこの措置によって損害をこおむる日本国民に対する日本政府の補償義務には言及していないが、</p>

<p>イタリア平和條約にはこれに関する規定が設けられている。</p>	<p><b>請求に関する紛争処理</b></p>	
<p>請求(claims)に関するあらゆる紛争は「国際司法裁判所長によって任命される中立法廷」によつて解決される。 賠償要求に対しての一切の紛争は国際司法裁判所で解決し、その他の日本資産に関する紛争は外交交渉で解決するものとする(NYHT)</p>	<p>これはイタリア平和條約の場合とは異った方式である。イタリア平和條約では双方より委員を出した調停委員会の方式によつているが、これは裁判の方式をとる。</p>	<p>「請求に関する紛争」の意味が明白でないけれども、かような規定がおかれるることは望ましい。但し委員会による方式と裁判によるとするこの方式といずれが望ましいか慎重考慮をする。</p>

13 昭和 25 年 10 月<sup>†1</sup>

## 北太平洋 6 国条約案

極秘

### 北太平洋六国條約案

この條約の締約国は、相互に且つすべての国民及び政府とともに、平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、国際の平和と安全とが、国際連合憲章の目的及び原則に従つて国際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希望する。

<sup>†1</sup> 本条約案は、10月21日、吉田内閣総理大臣が外務事務当局に作成を指示し、日黒外相官邸における旧軍関係者会合（第11文書）の議論を踏まえて作成された。

また、締約国は、世界の繁栄と福祉の増進が、北太平洋地域の安全と平和の維持にかかることの大なるを認め、この地域の安全と平和を維持し助長するため、そのすべての努力を結集し誠意をもつて相互に協力する深い決意を有する。

よつて締約国政府は次の諸條を協定した。

### 第一條 日本の非武装

日本国は、陸海空軍のすべての戦力を保持しないことを約する。また、日本国は、別国に対して、その軍事上の用途に供する目的をもつて、自国の領域の一部を提供、貸與又は割譲しないことを約する。

### 第二條 韓国の非武装

大韓民国は、陸海空軍のすべての戦力を保持しないことを約する。また、大韓民国は、別国に対して、その軍事上の用途に供する目的をもつて、自国の領域の一部を提供、貸與又は割譲しないことを約する。

### 第三條 軍備制限地帯の設定

米国、中華民国、英國及びソ連邦は、東は東経一四〇度、西は西経一一〇度、南は北緯二〇度、北は北極の線によつて囲まれる地域（以下軍備制限地帯という）内における大陸たると島したるとを問わず各自の領域において保有するその陸海空軍の戦力について、第四條ないし第八條に定める制限に従うことを約する。

### 第四條 非武装地帯の設定

(1) 中華民国及びソ連邦は、各々、大韓民国との国境線に沿い、この国境線から一〇〇キロメートルの範囲の自国領域を完全に非軍事化し且つ非軍事化したままにして置かなければならぬ。

(2) (ソ連邦は)、南千島を完全に非軍事化し且つ非軍事化したままにして置かなければならぬ。

(3) 前二項の非武装地帯における防備施設及び軍用施設並びにその施設の武装は、破壊し又は撤去しなければならぬ。

これらの防備施設及び軍用施設は、重要性及び実際の保全状態又は構造

状態のいかんを問わず、金属製、石造若しくはコンクリート製又は岩石内にうがたれた、砲兵及び歩兵の、群を成しているか又は分散している防備施設、あらゆる型式のトーチカ、兵員、需品及び弾薬のための防護を施された設備、観測所並びに軍用ケーブル路のみを含むものとする。

#### 第五條 陸軍條項

- (1) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している陸軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設並びにその施設の武裝が、條約署名の時における現状を維持すべきことを約する。
- (2) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有する陸軍兵力を各自の領域の防禦に必要な限度に止めておかなければならぬ。

#### 第六條 海軍條項

- (1) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している海軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設並びにその施設の武裝が條約署名の時における現状を維持すべきことを約する。
- (2) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における太平洋において各自の保有する海軍兵力が左の限度をこえざるべきことを約する。

米 国<sup>†1</sup>

中華民国

英 国

ソ連邦

#### 第七條 空軍條項

- (1) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している空軍兵力のためにする防備施設及び軍用施設

並びにその施設の武裝が條約署名の時における現状を維持すべきことを約する。

もつともいかなる場合にも航空機の滑走路の長さは メートルを超過してはならない。現存の滑走路であつてこの制限を超過するものは、超過する部分を撤去又は破壊しなければならない。

- (2) 米国、中華民国、英國及びソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域において一切の爆撃機を常時駐屯せしめてはならない。

#### 第八條 撤去又は破壊の期間

締約国は、條約の規定によって必要となる兵力の撤退又は施設の撤去若しくは破壊は、條約の実施の時から一年以内に完了しなければならない。

#### 第九條 國際連合への委託

締約国は、條約の実施を確保し且つ常時監視する責務を國際連合に委託する。

締約国は、この目的のため、國際連合がその決定、又は勧告によつてとる措置を受諾し、且つ、誠実に履行することを約する。

締約国は、締約国の一が條約の條項に違反しているという疑があるときは、共同して又は個別的に國際連合の注意を喚起し、その即時且つ適切な措置を求めることができる。

#### 第十條 連合憲章の優越制の保護

締約国は、本條約が國際連合憲章の規定に基く義務の履行を妨げるものでないことを声明する。

#### 第十一條 批准と期間

締約国は、各自の憲法上の手続に従つて、この條約を批准し、批准書は、なるべくすみやかに米国政府に寄託しなければならない。

この條約はすべての署名国の批准が寄託されると同時に発効し二十年間効力を有するものとする。

<sup>†1</sup> 各国の兵力数は未記入。

## 日本民主化のための諸改革における問題点

極秘

二五、一一、九

## 日本民主化のための諸改革における問題点

平和条約では、基本的人権の保障に関する規定が置かれる位で、それ以上の政治上の制限は設けられないかも知れない。しかし、占領管理下において、政治、経済、社会、教育等の方面で行われた民主化のための改革について、日本の後退に対する保障的な規定が設けられるとすれば、一応問題となるのは、(一)軍国主義的諸団体の禁止、(二)戦争犯罪人及びある種の追放者に対する措置の維持、(三)地方分権、(四)警察制度、(五)労働條件及び社会保険制度の国際水準維持並びに労働者の団結権の保障及び労働組合の発展の援助、(六)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保、(七)農地改革の維持等であろう。その中で現実的に問題になるのは、(一)経済関係の諸制限、(二)労働関係の諸制度及び(三)警察制度に関するものである。

## (一)経済関係

現在日本は、経済関係で諸種の制約の下に置かれている。その中、経済の民主化という観点からの制約は、一言にいうと、独占の排除と禁止を目的とするものである。独占の排除のための措置としては、いわゆる財閥の解体に関する一連の措置と、さらに一般的な過度の経済力の集中を排除するための過度経済力集中排除法があり、いずれも、既存の事態を清算するための措置である。これに対して、独占の禁止、すなわち将来を律するための立法として、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(いわゆる独占禁止法)及び事業者団体法の二つがある。独占の排除の方は、持株整理委員会の所管であるが、その所管の法令は、いずれも、原則としていわば処分行為的な性質のものであって、例えば、過度経済力集中排除

法の第一條には、「この法律は、平和的且つ民主的な国家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによって、民主的で健全な国民経済再建の基礎を作ることを目的とする。」とある。そして、日本発送電の分割によって、この法律の目的も一応達成せられることになっている。これに反し、独占禁止法と事業者団体法(公正取引委員会の所管)は、恒久的な立法であり、過度経済力集中排除法の目的が独占企業体の解体にあれば、独占禁止法の目的はその再現の防止にあるという関係にある。従つて、将来の問題として残るものは、専ら後者であるということができる。(もつとも、これは原則であつて、例えば、最近法制化が問題になっている旧三井物産及び三菱商事系の役員は、両社を分割してできた会社に百人以上集つてはならないというような制限が将来残されるかどうかというような問題はある。)

ところで、独占禁止法については、共同行為、国際契約、株式保有、役員兼任等に関する規定について、若干改めらるべきものがあるが、それ以上に問題なのは、事業者団体法の行過ぎである。事業者団体の活動の規正については、米国等でも、判例にはその思想があらわれているが、成文法としては何もない。独占禁止の趣旨からいえば、事業者団体についても何等かの規正の方法を講ずることは必要であろうが、現行の法律は、不必要に繁雑、且つ嚴重である。

なお、財閥解体関係については、具体的な内容の覚書が出ているが、一般的な過度経済力集中の排除及び私的独占等の禁止については、昭和二十一年十一月六日の持株会社の解体に関する覚書の中でその原則が示されているだけである。

## (二)労働関係

労働関係では、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法の三つが基本をなしている。その中、組合法と調整法は、大体妥当なものである。問題は労働基準法にある。この法律は、現在の国際水準と同程度の極めて理想的な内容のものであるが、それだけでも、現在の日本の経済の実情に即

さないことは明かである。特に、中小企業にとつては、この法律の規定を遵守することは、事実上不可能であり、現に、衛生、安全、労働時間、休暇、年少労働その他において、広く違反が行われ、そして黙視されておる。かりに、この法律が厳格に実施されたとしたら多数の中小企業は成り立たなくなるであろう。

もつとも、国際的に問題となりがちな輸出産業たる紡績等の大企業においては、労働基準法は大体守られている。ただ、工員の募集方法において、職業安定法の違反となるような旧来のやり方がまだ改められていないというような事実はある。しかし、これは労働基準法違反の場合のように、いわゆるソーシャル・ダンピングの関係において、国際的に問題となることはないであろう。従つて、一般に大企業の場合においては、対外関係において余り心配はないといえよう。

なお、総司令部の覚書は、旧来の労働統制法令の廃止等について出ているだけで、新制度の樹立の方は、一般に内示によって行われた。

### (二)警察制度

現行の警察制度については、従来とも、その地方分権的方向への行過ぎを機能的観点から是正する趣旨の改革案が研究されたことがあるが、その眼目となるべき点は、次の三つである。

#### (イ)自治体警察の単位を大きくすること

新警察法施行前の警察の人員は、九万四、五千であったが、新警察法の施行と共に、急速に三万の増員が行われた。これは、従前の警察機構が一本であつたのに対して、自治体警察が国家警察から分離され、そしてその自治体警察が細分されたことの当然の結果である。しかも警察の機能が従前程に発揮されていないのは、この程度の増員では追付けない程度に細分されたからである。金と人員に制限がなければ、現在のような形でも不都合はないかも知れないが、その制限がある以上は、警察の単位を引上げる以外に、警察の機能を向上せしめる途はない。かりに自治体警察を人口十万以上の市だけに置くこととしたら、現在人口八百万

に対して警察官一人の割合になつてゐるから、定員百二十五名の警察署が置けることになり、警察単位として、機能的に見て大体適当といえるであろう。また、単位の細分化によつて必要となつた人員を大巾に縮減することもできるであろう。

#### (ロ)国家的な犯罪を国家地方警察の所管とすること

現行の警察法では、国家地方警察と自治体警察の所管は、地域的に区分されているに過ぎず、犯罪の性質による区分というものはない。しかし、例えば通貨偽造のような犯罪は、その性質上、偽造が行われている地方の治安に関するよりは、国家全体に関するものであり、又、実際問題としても、当該自治体警察としては、それ程熱心に捜査することも期待できない。ヤミ行為等の経済事犯の取締り、共産党幹部の追及等についても、同様のことがいえる。この種の国家的な性質の犯罪は、国家地方警察の所管とする方が、合理的でもあり、実際的でもある。

#### (ハ)国家地方警察を強化すること

國家の治安をみだすものが全国的な組織をもつ以上、これに対抗して治安を確保するためには、国家としての警察力を強化することが必要である。それには、自治体警察の単位を引上げることによつて浮く人員を国家地方警察の增强に振向けることが考えられよう。又、国家地方警察と警察予備隊の関係は、現在では、明確になつていないというよりは、法令上何等の関係が付けられていない形になつてゐるが、この点についても、自治体警察が処置し得ないような地方的な擾乱が起つた場合には、先ず国家地方警察の応援を求め、国家地方警察の手にも負えない場合には、国家地方警察から警察予備隊の出動を求めるというようにするとかして、両者の機能を有機的に結び付ける方途が講ぜられることも必要であろう。警察制度の改革は、昭和二十二年九月十六日付マックアーサー元帥の総理大臣あて書簡によるものであるが、その内容は、相当詳細にわたつてゐる。警察予備隊の設置についても、同様の手続によつて指示された。

要するに、占領管理下に設けられた諸制度には、その目的が十分に達成せられず、又、実情に即さないため空文に帰しているようなものは相当あるが、積極的に害悪となつてゐるものは左程多くはないといえよう。経済関係では、独占禁止法と事業者団体法、労働関係では労働基準法、それに警察制度について、現在部分的に行過ぎになつてゐる改革を緩和すること位であろう。民主主義の確立ということは、もとより、新日本の国是であるべきであるが、平和條約の規定により、現行法令の末に至るまで動きが取れなくするということは、民主主義の根本精神に反するといわなければならない。

~~~~~

15 昭和 25 年 11 月 16 日

### 目黒外相官邸における有識者会合

付 記 昭和 25 年 11 月 日本の安全保障について<sup>†1</sup>

極秘

十一月十六日 外相官邸集合紀事

参考者 総理の外

古島、馬場、津島、佐藤、板倉、横田、荒川

菱刈、西村

六時半ないし九時半

議事 左のとおり

一、西村から

第一回集合後の対日講和問題の推移を簡単に説明し、それに附加して、講和問題について外務当局として研究したもの（第一回集合で問題にされた点について）を紹介した。説明の要旨は、別添のとおり。

<sup>†1</sup> 本文書は、有田元外務大臣が作成し、11月16日、吉田総理を通じて外務事務局へ渡された。

<sup>†2</sup> 省略。第14文書として採録。

二、出席者から開陳された意見の主なものは、次のとおり。

佐——確かに労働基準法は行きすぎだ。例えば、本年の年末は日曜である。

銀行は年末だから休む譯にゆかぬ。この日曜一日店をあけるため東京の銀行十一行で五千万円の手当をださねばならぬ。

米国の銀行には労組はない。日本はある。便法を講じたらとしても（總理が、何か便法を設けられぬかといわれたので）、基準法が許さぬ。労組が許さぬ。

總——米国の七原則のうち領土条項。それがヤルタ協定をうごかすものいえるか。（西村の説明にそういうことをいったのに対し念を押されたものである。南権太、千島の地位を四大国で協定すること、一年で協定ができないときは、国連総会の決定によろうとの提案は、南権太をソ連に返還し千島をソ連に引渡すと協定した英米ソ三国のヤルタ協定を再審議しようとするもので、ヤルタ協定をうごかすものと考えると繰り返えしておいた。）

板——予想されるように単独講和になるとすれば、非武装と武装制限を中心とする第二の安全保障方式は成り立たない。

横——現実の国際情勢は、第二の安全保障方式の成立を許さない。日本の希望として持ちだすのなら意味はあると思うが。

領土条項で、米国の原則のうち台湾、南権太などに関する新提案は、カイロ宣言なり、ヤルタ協定そのものまで動かそうとする趣旨ではなく、ソ連なり中共なりが平和条約にはいってこないのだから、問題の決定を将来に延期するという意味合いのものと考えたい。

津——第二の安全保障の方式は、そういう条約案を作つておいて、ソ連も中共も加入してくるまで、棚に上げておこうというのだ。（同氏は、第一回集合で、熱心に、かような方式の必要をとかれた。）

板——日本の現実に考えねばならないのは、共産勢力に対する日本の安全である。とすれば、第二の方式は日本と米国との関係とトンチンカンになるぢやないか。

横——客觀情勢からみて、日本としては、米国の考え方——国連による安全保障が確実になるまで米国その他の軍隊（なるべく米国軍のみではなく広く他の軍隊がはいったがよい）と日本の施設との協力——に賛成していいではないか。

国連が日本の安全を引きうける時期は、国連が決定することとし、それまでの間、米国を考えている方式をうけいれよというのである。国連が日本の安全をひきうけるようになったとき、日本は軍隊をもつべきであるか、どうか。その時期になって決定すべきで、今から決定すべき問題でない。現在のところ、日本は軍隊はもたないという方針をとるべきである。

板——日本は、軍隊をもつべきである。軍隊をもたないで、自国の安全を他国にゆだねようというのは、虫がよすぎる。

横——日本が軍隊をもつことに疑惑をもつ諸国がある。軍隊をもてば、これを強くしたがる。日本に軍国主義が再現しよう。日本は、軍隊をもたずにゆくべきだ。

板——戦争をするような大きな軍隊をもてといふのではない。國を守るのに、まずその國の國民が血を流さねばならん。血を流し、國連軍などが援助にくるまで、もちこたえるにたる最小限度の軍隊をもてといふのだ。何もかも他國にたよって、独立國といふのは変ぢやないか。濠、比などの主張が通つて、日本に軍隊をもたさないといふになれば、もちろん、軍隊はもたぬことにする。

佐——板さんに同感だ。日本が無軍備でゆけば、結局は、米国の負担となる。米国は、この負担を常に永く負うてゆくことはできない。

横——先方がもてといふには、こちらから、もちたいといふに及ばぬ。

板——自國を守るため軍隊をもつことは、民主々義に反せぬ。

横——小軍隊をもつ。それを強化したくなる。民主々義に徹した國民でない限り、軍国主義になる。日本の民主化がもっとしっかりなるまで、日本から軍隊をもつよう働きかけることは、遠慮すべきである。

板——戦争はきらいだという気分は、國民に浸潤している。

津——対外的には、「軍隊はもたぬ」でゆく。日本は、軍隊をもちたいとはいわぬ。板さんと横さんとの間に、つきつめれば、大きな相違はないと思う。表現の差だ。

日本の安全保障については、国連の保障と東亜の地域的集団保障の二重でゆけばよいと考える。昔の中国が連盟と九国条約のふたつでいた。それに近い考え方で、安全保障の第二的方式のようなもの——ソ連も中共も加入しようとすれば加入できるもの——を、国連による保障に加えて、作くりたいと思うのである。

軍隊は、いやいやで、ゆく。外からもてといわれたらもつ。その軍隊は、日本の國軍であっても、國連軍の一部としてでもいい。

板——再軍備には憲法改正が必要だ。人民投票の結果は、反対が多いかもしれない。政变でもあって、社会党内閣ともなれば、とくに然りである。最近の朝日の民論調査は再軍備賛成五一パーセントになっておる。憲法改正は、できぬかと心配しておったが、この調査の結果を見て、改正はできるかと思った。

横——再軍備について、軍国主義の復活の可能性を憂ゆる。今日の再軍備賛成者は、そういう分子が多い。

馬——共産陣営に呑まれないために、再軍備は必要だ。朝鮮動乱で、それは、はっきりなった。

總理——麻薬や奴隸賣買のように共産党をアウトローする国際条約は考えられぬか。最近のオーストラリヤの共産党非合法化法や米上院における非合法化案を資料にして、理想的な条約案を作つてもらいたい。(条約局長に、要望されたので、「やってみましょう」とお答えしておいた。)

津——信託統治は、米国の軍事上の必要からきたものだろう。だから第二の安全保障の方式から、小笠原や沖縄が非武装になるような考案は、とりのぞくがよろしい。非武装は、日本、朝鮮、鮮満国境に限った

がよろしい。(条約局長から了承しておいた。)

経済関係、とくに民主化の問題だが、オーストリア平和条約草案をみても、非ナチズム化だけが明文規定となっていて、それも、抽象的な規定である。かような抽象的な規定なら、かまわない。具体的に改革をとりあげて規定されたくない。米国もそんな考えはなかろう。わたしらの心配がとりこし苦労になるよう願いたい。

国連加盟に拒否権のないよう手續改正はできないものか。(条約局長から、むずかしいことを説明。)

平和条約実施後六月の間戦勝国政府は通商航海条約を復活さすかどうかを通告する権利があることに、イタリア条約ではなっている。日本の場合には、五年以上もたって平和条約ができ各国とも日本との通商干係をどうするかを考える余裕が十分あつたんだから、この六月の期間はできるだけ短縮してもらうよう努力されたい。条約締結を促進するのが、ねらいである。

(總理から、戦後の通商条約をどうするかについて用意ありやとの質問あり。条約局長より、すでに研究を了し、わが方の提案したき条約草案は、一応まとまり、印刷物として存在する旨を答う。總理より次回会合の節、各位に配布すべき旨申し付けらる。)

荒——平素親交あるノース、ウエストのキング氏の内話によれば、日米関係の平常化は、来年三月までに完了すべしと相当根拠ある筋からの情報として申しておるが、外務当局では、時期について、何か情報をもたれないか。

(条約局長より、事務当局として、特別の情報をもたぬことを答え、平和条約成立後の外務省の機構について、特にD S の希望に応じ、接觸しある事実あり、そのうち、条約実施のため、特別に大きな機構は必要なるべしとの係官の意向ぐらいが特種の情報とでも申すべきか。このことは、次官からのお話で、總理も御存知かと存するが——といったところ。)

總理—外務省の機構の問題で、一番むずかしいのは、通商局問題である。

米国式に外務省に通商局をおいて对外貿易関係を外交と一元的に運営するか、英國式に貿易院(ボード、オブ、トレード)のようなものをおいて二元式にやるのがいいか。自分として判断がつきかねている。どちらがよかろうか。

津——外では、通商事務は領事がやる。領事を外務大臣が主管するか。ボード、オブ、トレードが主管するか。共管にするか。共管にすると実権は本属長官、すなわち、身分決定権をもつ方の力が、大きくなる。共管だと領事と外交官の交流が困難になる。どうすればいいか。むずかしい。

總理はじめ、皆、むずかしい問題だをくりかえして食卓は散会となった。  
以上。

#### (付 記)

##### 日本の安全保障について

(千九百五十年十一月)

一、日本の安全保障について米国では日本を再武装せしめること及び米国軍を一時日本に駐屯せしめておくということを考えておるようであるが現在の国際情勢から見て一應已むをえないことと思われる

然し日本が再武装することについては例えば

(イ)新憲法を改正しなければならないこと

(ロ)太平洋諸国の相当根強い反対を押し切らなければならぬこと

(ハ)まだ充分民主化していない国民を刺戟して再び軍國主義的な方向をとらしめる危険あること等

いろいろな難問がある

二、日本が再武装するとして米国は如何なる程度の軍隊を日本に期待するのであろうかということを考えて見ると抽象的にいえば侵略国が日本領土を侵犯しようとするとき駐屯米国軍と共にこれに対して一應の抵抗をなし、

国連軍等の来援まで持ちこたえうる程度の軍隊という位のものではなかろうか、そうだとすれば数ヶ師團の地上部隊以上に出でないものであろう

数ヶ師團の近代軍隊を新設、維持するに幾千の費用を要するかは現在の自分として審に知るよしもないからこれが日本の財政経済に如何なる影響を與えるかを断言することは出来ないがそれが相当巨額に上り朝鮮、台湾、樺太、千島を失つた日本殊に敗戦後の立直りも出来ていよい今日の日本にとって容易なことないことだけは想像に難くない

以上のような数ヶ師團の新設維持が若し日本の経済財政を破綻に至らしめるものであるとしたら日本として無条件に受諾することは出来ないであろうし米国としてもその経費全部を日本に負擔せしめるようなことはしないであろう

三、こういう風にいつて見ると日本再軍備の問題はさして困難なものでないように見えるがよくよく考えて見ると冒頭にも述べたようにいろいろの難問がある

其一はこの数ヶ師團の軍隊要員を比較的容易に且つ安價に確保する方法は徴兵にあると思うが国民の中には徴兵に反対する空氣が相当に濃厚、強烈であろうことは想像に難くないから日本再軍備の場合には志願兵の形式によらなければならない、そうなれば人件費は相当巨額に上るであろう

其二は日本再軍備には太平洋諸国が強く反対することである、無理やりに押し切ろうとすれば、押し切れないこともあるまいが日本將來の経済発展に幾多の障害を残し、日本排斥の口実を與えることになるであろう

其三は憲法改正の問題である、国防のための軍備なら憲法第九条にてい觸ることなくして持ちうるとの議論があるかも知れないが新憲法制定当時のいきさつから見ると國家のセキュリチーを維持するためでも戦争は出来ないというのであるから日本が再軍備をしようとすれば憲法を改正せねばならぬことは明かのようだ

然るに憲法を改正するについては種々考慮すべき問題がある、先づ国家の基本法の改正はいやが上にも慎重でなければならず苟も朝令暮改の譏の

あるようなことは厳に慎まなければならない、物事は初めが大切である、なる程憲法は国家、国民の利益のために作られたものであるから必要に應じこれを改変することは何等差支えない、今や國際情勢に豫測しえなかつた大変化が生じたのだからこれに即應して憲法第九条に変改を加えることは当然であるともいえようが新憲法のあの条項は一大理想を掲げて範を世界に示そうとしたもので非常な信念と覺悟が無ければ出来なかつたことである、それだけに出来るだけこの理想を守るのでなければ民族のプライドも何もあつたものでない

其四は憲法を改正して再軍備に乗り出せばまだ完全に民主化されていない国民を軍國主義に逆戻りさせる危険が甚だ大きくなる

四、私は國際情勢に豫測しえなかつた変化が起つたことはこれを認めるがこれは寧ろ一時的現象と見るべきものと考える、殊に米国の日本に期待するところが日本人から成る数ヶ師團の軍隊を新設維持する程度のものであるとするならば一時的、臨時手段、方法でこれに対處すべきで国家基本法の、しかも高遠な理想を掲げた条項に觸れないようなことはすべきでない、又隣国の猜疑を招き軍國主義の擡頭を刺戟する結果となるようなことは此際極力避くべきであると思う

私は例え左の如き方法によつたら憲法を改正したり徒らに隣国の猜疑を深め、軍國主義の擡頭を刺戟したりすることなく、しかも米国のおらつておると同一の目的を達することが出来はしないかと考えるのである

(イ)日本は再軍備をしない、従つて憲法も改正しない、即ち外部からの侵略に對抗する日本軍隊を新設しない、その代り日本政府は日本に駐屯する国連軍若くは米国軍の一部を成す数個師團の日本人部隊の要員を志願兵の形式によつて供給することを斡旋する

(ロ)これ等の軍隊は国連軍若くは米国軍なるが故にその創設維持の費用は原則として国連若くは米国政府の負擔とするも日本はその經濟、財政を破綻せしめない範囲内において年々若干の費用を国連又は米国政府に支拂う（その額は例えは國家總支出に対する一定比率による）

五、以上のような考方については独立国家としては多かれ少なかれ国防のための軍隊を持つべきものだと國防を他国に任せて顧みないのは国連や米国に対する協力の不充分を示すものだという批評があるかも知れないが日本のセキュリティは日本ばかりでなく米国のセキュリティであり太平洋のセキュリティでもあるのだから（本年一月プレスクラブに於けるアチエソン長官の演説）日本の負擔しきれないもの又は日本が引受けたてやることが得策でないような事柄を国連若くは米国に負担してもらつたり、代行してもらつたりすることは決して不当なことではない

（おわり）

16 昭和25年11月24日<sup>†1</sup>

## 対日講和7原則<sup>†2</sup>

### “SEVEN POINTS” PROPOSAL ON JAPANESE PEACE TREATY MADE BY U.S.

There is given below a brief general statement of the type of treaty envisioned by the United States Government as proper to end the state of war with Japan. It is stressed that this statement is only suggestive and tentative, and does not commit the United States Government to the detailed content or wording of any future draft. It is expected that after there has been an opportunity to study this outline, there will be series of informal

discussions designed to elaborate on it and make clear any points which may be obscure at first glance.

The United States proposes a treaty with Japan which would end the state of war, restore Japanese sovereignty and bring back Japan as an equal in the society of free peoples. As regards specific matters, the treaty would reflect the principles indicated below:

(1)

*Parties.* Any or all nations at war with Japan which are willing to make peace on the basis proposed and as may be agreed.

(2)

*United Nations.* Membership by Japan would be contemplated.

(3)

*Territory.* Japan would (a) recognize the independence of Korea ; (b) agree to United Nations trusteeship, with the United States as administering authority, of the Ryukyu and Bonin Islands, and (c) accept the future decision of the United Kingdom, the U.S.S.R., China and the United States with reference to the status of Formosa, the Pescadores, South Sakhalin and the Kuriles. In the event of no decision within a year after the treaty came into effect, the United Nations General Assembly would decide. Special rights and interests in China would be renounced.

(4)

*Security.* The treaty would contemplate that, pending satisfactory alternative security arrangements such as United Nations assumption of effective responsibility, there would be continuing cooperative responsibility between Japanese facilities and United States and perhaps other forces for the maintenance of international peace and security in the Japan area.

†1 同日、國務省より公表。

†2 本文書は、条約局条約課作成「講和資料第一号」（昭和25年12月）からの抜粋。

(5)

*Political and Commercial Arrangements.* Japan would agree to adhere to multilateral treaties dealing with narcotics and fishing. Pre-war bilateral treaties could be revived by mutual agreement. Pending the conclusion of new commercial treaties, Japan would extend most-favored-nation treatment, subject to normal exceptions.

(6)

*Claims.* All parties would waive claims arising out of war acts prior to Sept. 2, 1945, except that (a) the Allied powers would, in general, hold Japanese property within their territory and (b) Japan would restore Allied property or, if not restorable intact, provide yen to compensate for an agreed percentage of lost value.

(7)

*Disputes.* Claims disputes would be settled by a special neutral tribunal to be set up by the president of the International Court of Justice. Other disputes would be referred either to diplomatic settlement, or to the International Court of Justice.

(和訳文)

#### 対日平和条約に関する合衆国七原則提案

日本国との戦争状態を終結させるのに適するものとして合衆国が構想する條約型式について、以下に簡単な一般的声明を行う。この声明は、示唆及び試案にすぎず、将来の草案の詳細な内容又は字句について合衆国政府を拘束するものではないことを強調する。この概要の研究が行われた後に、これについて精密な仕上げを行い且つ一見しては不分明な点を明確にする目的で一連の非公式討議が行われることを期待する。

合衆国は、戦争状態を終結させ、日本国の主権を回復し且つ日本国を自由

人民の社会へ平等なものとして復帰させる日本国との條約を提案する。

特定の事項については、條約は、次に示す原則を反映する。

(一)

当事国。日本国との交戦国の全部又は一部であつて、提案されて合意される基礎において平和を成立させる意思を有するもの。

(二)

国際連合。日本国の加盟は、考慮される。

(三)

領域。日本国は、(a)朝鮮の独立を承認し、(b)合衆国を施政権者とする琉球諸島及び小笠原諸島の国際連合信託統治に同意し、且つ、(c)台湾、澎湖諸島、南樺太及び千島列島の地位に関しては連合王国、ソヴィエト連邦、中国及び合衆国の将来の決定を受諾する。條約が効力を生じた後一年以内に決定がなかった場合には、国際連合総会が決定する。中国における特殊な権利及び利益は、放棄する。

(四)

安全保障。條約は、国際連合が実効的責任を負担するというような満足すべき別途の安全保障取極が成立するまで、日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在することを考慮する。

(五)

政治的及び通商的取極。日本国は、麻薬及び漁業に関する多数国間條約に加入することに同意する。戦前の二国間條約は、相互の合意によって復活することができる。新しい通商條約の締結まで、日本国は、通常の例外に従うことを條件として、最惠国待遇を與える。

(六)

請求権。すべての当事国は、千九百四十五年九月二日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。但し、(a)一般に連合国がその地域内にある日本人財産を保有する場合、及び(b)日本国が連合国人財産を返還し、又は原状で回復

できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を提供する場合を除く。

(七)

紛争。請求権に関する紛争は、国際司法裁判所長が設ける特別中立裁判所で解決する。他の紛争は、外交的解決又は国際司法裁判所に付託する。

17 昭和25年12月26日

### 目黒外相官邸における旧軍関係者会合

昭和二十五年十二月二十六日

目黒官邸 正午ないし二時

参考者 堀田（司会）

下村、辰見、堀、榎本、井口、菱刈、西村

#### 議事要領

まず、最近の対日講和問題の動きについて西村から報告（別添一号）をし、又、この集会の課題である作業の進み方をあらまし報告（別添二号）して、今日は結論をつけたいと要望した。

持参した「北太平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」（別添三号）について意見を交換した。その筋は次のとおり。

#### 一 提案の検討

堀田一かような案を考えておくことは、必要である。事実上できるかどうかとは別に、日本が安全保障についていだいているひとつの大きな考案を示すものとして、出す用意をしておこうというのである。國連憲

<sup>†1</sup> 省略。本文書の議論を踏まえ、別添三号を若干修正したものが第18文書。

章でも軍備の規制<sup>(制約)</sup>ということが一大原則としてあげてある。日本は、前大戦後のドイツのような行き方ばかりが、唯一の進路ではないということを考えるべきである。

この提案はよく研究していただきたい。

堀田一提案にある「防備の現状維持」というものは、実際上の効果はあるものか。

堀——效果がある。

堀田一主力艦と航空母艦を常置させないのは英米にとって片手落にはなるまい。

堀——ソ連は潜水艦を常置できなくなる。相互におびやかさぬことになる。

提案は、片手落とはならぬ。

堀田一日本が恐れるのはソ連だ。条約上英米が大きな不利をうけるのは、日本に不利になりはしまいか。

堀——条約は、主力艦、航空母艦、潜水艦を「常置」しないとしている。沖縄などは主力艦や航空母艦が碇泊できる港湾をもっていない。提案は、英米にとくに不利となる性質のものでない。主力艦と航空母艦と潜水艦の三種が攻撃的武器（海軍の）ということに大体一致している。

堀——防備の現状維持と台湾、樺太、千島との干係は、どうなるか。

（それは、これらの地域の最終的地位が平和条約で決定されるのだから、領有國となるものが現状維持の責任を負うことになるのである。（西村））。

下——非武装地帯の広さについて二百ないし六百キロメートルの範囲は、最小限二、三日の陸軍の行程を考えてその間安全を保ちうるような気持でだしたものであるから、これに拘泥されないように望む。

提案のなかに数字は、ださぬがよろしい。

辰——提案のうち第一案が無難だと思う。

下——非武装地帯は、朝鮮の國境だけでいいだろうか。不足だと感じがする。少し加えるところを考えるべきである。

堀田—提案の根本方針間のうちで「自國の防衛に必要とする」という文句を  
考えなおす必要があろう。

榎本—「この地域における自國の領土の安全に必要とする」でよくはあるま  
いか。

下——空軍について「爆撃機」を常置させないというのは不完全だ。むずか  
しいところだが、「攻撃用機種を常置させない」とするのがよい。

下——①朝鮮國境の外に「その他四國が協定する地域」を加える。

②「二百ないし六百キロメートル」というような数字はいれぬ。

③「爆撃機を常置させぬ」を「攻撃用機種を常置させぬ」と改める。

以上の三点が、わたくしの修正を要望する点である。

下堀辰一全体として、第一案をよいとする。

堀田—ソ連が軍事行動をおこし北海道にはいろいろとすればはいれるかもしれ  
ぬ。本当の軍事行動はおこさないで、ゲリラ的な侵入をやると假定す  
る。そんな情勢に対処するためには、どの位の兵力が必要であろうか。

下——ソ連は、そんな場合必ず國內隨所でゲリラ的な行動をおこすだろう。  
だから、北海道なら北海道だけという訳にゆかぬ。全般的になり相当  
の兵力がいるであろう。

堀——さような時機になると、ソ連から「赤い日本人」がかへつてくる。引  
揚者だ。どうする。

堀田—警察予備隊が、どの位いれば、上述の<sup>(マ)</sup>どうな情勢をきりぬいて行ける  
だろうか。軽戦車ぐらいはもたねばならないであろうか。

下——自由に機動的に予備隊の部隊が行動できれば、数はそう多数を要せぬ  
ではなかろうか。たゞし擾乱は國內隨所におこるから、予備隊は隨所  
でくぎづけになる。現在の情況では、七万五千ではもちろん安全とい  
えない。

軽戦車ぐらいは、もちろん、もたねばならないと思う。

榎本—現存の三倍ぐらいの予備隊がいりはせぬか。

假りに、空挺部隊が外からはいつてくるようなことがあれば、どうな

ろう。

下——空挺部隊をソ連がいれたら対処する方法はあるまい。

下——現行犯でなければ逮捕できないという現行の警察、刑訴法の制度がじ  
やまになる。かような制度のもとでは、騒擾はどんどん伝播していつ  
て、小数の不逞者のために國內治安を攪乱し廻されることになる。残  
念な事態だ。

堀田—経験者は、従前の「特高」のごときものの必要を説いている。

下——騒いでいる人数より多い警官がなければ取り鎮めえないような現状は  
こまりものである。

(了)

(別添一号)

講和問題の推移 安全保障を中心として

一九五〇、一二、二六

(マ) 甲 経過の一般

一、合衆国の対日講和についての提案は、十一月二十三日ソ連邦が米の提案  
とソ連の覚書とを公表したので、国務省も二十四日ふたつの文書を発表し  
た。それで、米国のいう対日講和七原則もこれに対するソ連の態度もはつきりした。

更に、十二月四日中共政府外相周恩来は、対日講和について長文の声明  
書を発表した。この声明は、「米の提案とソ連の覚書を検討した上中共政  
府は次の声明をなすこと自分に許した」と冒頭して、中共の立場を明確  
にしたものである。

(この三つの文書は、配布した印刷物におさめてある。その安全保障に関  
する部分は、米覚書の四項とソ連覚書の四項、五項と中共声明の五項、  
六項とである。中ソの立場が完全に同一であることを示しておる。)

二、九月中旬から開始された非公式会談の結果はどうであろうか。国連総会  
は、既に休会にはいつておる。米国としては、総会開催中に非公式会談の

一応の結論を得たいと希望していたようだ。実際はどうか。十二月十四日のワシントン UP (ヘンスレー) の伝えるところは、真相を伝えておるまいか。同電はいう。

「米当局は二月以上も前にオーストラリア、ビルマ、カナダ、インド、パキスタン、オランダ、英、ソ、フィリピン、ニュージーランド、国府、仏の十二国に原案を提示したにもかかわらず、各国から決定的な回答のないことに失望したとはつきり認めておる。

反応を示したのは、ソ連、フィリピン、オーストラリアの三国だけで、それとても実のある回答というより問題の解明を要求したものだつた。しかも十一月二十日のソ連の質問書は琉球小笠原の信託統治を要求する米国の意図に反対し、台湾、南樺太、千島などの旧日本領土の処理を将来の問題としようという國務省の主張を頭から否定し、且つ、米提案は再軍備を日本の自由にまかすものだと解釈している。

ダレス顧問とアリソン課長は、ソ連に対する回答を準備しているが、消息筋によるとソ連の主張を全面的に拒否し必要とあらば、ソ連を除いて講和を進める意向を明らかにしたものとなろうといわれる。

米当局は朝鮮動乱の形勢逆転で講和延期を考慮せざるを得なくなつたとの報道を強く否定して「米最高首脳筋は朝鮮動乱で対日講和はさらに一層緊急問題となつたと考えている」といつておる。これらの米当局筋の考え方は次のとおりである。

一、極東情勢の悪化により日本国民の好意と支持を確保することが、さらに一層必要となつた。

一、そのためには、日本を被占領国の悲境におくよりも、占領を解かれた主権国家とするがよい。

一、しかし、米国は日本を無防備にしておかないと。日本と別個の協定を結んで、米軍を日本防衛軍として残す。

一、米国は究極的には日本の再軍備を考慮する。」

追加するが、駐米インド大使は十二月二十一日インド政府の回答を米政

府に伝えた。インドは條約起草に中共を参加させねばならぬといい、又、安全保障にかんする米国の提案に反対して、かような取極は講和会議と別個に日米間の交渉によってきめられるべき問題だといつておるといわれる。

(二十一日ワシントン UP)

三、同じく十二月十四日の UP 電 (ヘンスレー) は、上述のような方向で合衆国は進んでいるから、「もし対日講和に関する連合国措置があまり長引くならば、米国がまず戦争状態終了宣言を発し、ついで他の連合国もこの例にならうよう働きかけることになるのは、ほぼ確実と思われる」と外交筋が語ったと報じた。が同日のワシントン AP 電は、「ワシントンの権威筋は米政府はいま近い将来において対日戦争状態の終結宣言を行おうという計画を考慮していないと言明した。」と打ち消しておる。

四、十二月十七日ニューヨーク AFP 電は、「対日講和に当つてはるる米当局の意向では講和條約の締結はおそらくも五一年五月までということだつた。が、最近の朝鮮における情勢のため相当おくれる見込だ。ニューヨークの外交筋では、対日平和の締結は望ましいが、目下のところ朝鮮の作戦とそれにつづく軍政両面におけるソ連及び中共の出方に対処するのが先決問題だとみている。それにもかかわらず、ダレス顧問は依然活潑に交渉を続けており近くマ元帥と討議するため再度日本を訪れるだろう。」といつておる。ダレス顧問の再度訪日については最近のニュースウィーク誌（二月といつておる）やその他の報道（十二月十八日と二十二日ワシントン坂井特派員電）も伝えている。

五、ワシントンにおけるトルーマン、アトリー会談では対日講和はとりあげられなかつたという点では、どの報道も一致している。

一、安全保障についての各國の立場は、前述のように、ソ連と中共の考え方がはつきりしたことを除けば、前回の会合後、とりたてて紹介するような報道は、見当らない。

これまでの報道は、

イ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンが日本の再侵略国となることに対する保障を必要としている。

ロ、インドが外国軍の駐屯は日本の主権を侵害する虞があるとしている。五〇年十二月二十一日ワシントン UP 電によると、インドは同日ダレス顧問に対しインド政府の回答（米提案にたいする）を伝えたが、そのうちで「安全保障にかんする米案に反対である。」「提案にあるような取極は講和会議と全く別に日米間の交渉できめられるべき問題だ。」といったと報じられた。

ハ、オーストラリアが安全保障として太平洋同盟案を出しておる。

に要約できよう。

二、十二月十八日と二十一日のワシントン坂井特派員の電報が再度にわたり、また、十二月二十五日のニュースウイク誌が次のような趣旨を伝えているのは耳新しくわれわれの注意をひく情報である。

イ、「米政府は対日講和の実現に努力しているが、国際共産勢力の露骨な政策が極めて危険な様相を呈してきた世界の現情勢にかんがみ條約成立までの措置として従来連合軍の管理下におかれていた日本の地位を根本的に改め日本の自衛権を確認し、同時に、その安全をまもるにもつとも合理的かつ適當な協定または契約を結ぶことになる模様である。」（十八日）

ロ、米国政府の枢要な地位にある当局者は二十一日次のとおり語った。  
「一、米政府は、日本が一日も早く完全な主権をもつ国になり、各國と平等の地位に立つて平和愛好の諸国と世界の平和を確保するため協力することができるよう努力しているが、現下の世界情勢にかんがみ日本がその自衛能力を十分に発揮しうるよう、なるべく速かに日本の主権を回復することを慎重に考慮している。  
二、米政府が常に希望している講和条約をできるだけ早く実現しようとする努力は従来どおり今後も継続される。  
三、最も大切なことは、日本人自らがこの共産主義の危険に対して

世界の民主主義と自由を擁護する国々と協力する精神をもつかどうかということである。」（二十一日）

同電は、新年早々ダレス顧問が来日してマ元帥と日本政府首脳と会談することとなつておると報じておる。

ハ、「ダレス顧問は近くマ元帥と日本の指導者と会談するため訪日する。世界の危機は、ワシントンの対日講和のための計画を急激に変化した。新目標は、日本人にほとんど完全な自主権を與えると同時に日本に防禦的陸軍を建設することにある。講和條約は、時間がかかるので、何か他の方式を案出しようとするものである。」（二十五日）

（別添二号）

#### 安全保障に関する研究の経過

一、この研究は、講和問題に関連して一番問題となる安全保障について、よく新聞に出てくる「外国軍隊の駐屯」を中心とする安全保障の方式は、とりあえず差しあいて、「非武装地帯の設定と軍備の制限」を中心とする何か理想的な安全保障の方式を考案することを目的としたものである。

二、十月二十四日に第一回の会合を開いて、(イ)合衆国が九月中旬からやっている非公式会談の進行ぶり、(ロ)合衆国の対日講和七原則について説明申し上げた後、駐兵取極案の外にどういう風な「非武装と軍備制限」を中心とする方式が考えられるかについて御研究を願った。

その折の結論とも申すべき事柄は、

(イ)米軍の駐屯によって安全を保障する方式は、日本に軍備がないということが理由になっている。だから、例えば、日本の再軍備が発足した場合に、あっさり米軍が撤退しないように、取極でしばっておく必要があろう。

(ロ)非武装を中心とする方式は、軍事的にも成立しにくい。政治的にも実現性がない。安全保障としても有効性は疑わしい。しかし、世界から

戦争をなくそうという理想を生かすために、又、講和問題の接渉上この方式を提出することは有意義である。

ということになり、その意味で具体案を考案しようということになった。

三、十月三十一日第二回の集合をした。

非武装と軍備の制限を中心とする提案を考案した。

(イ)条約の適用地域の範囲

(ロ)非武装地帯の場所と範囲

(ハ)陸軍と海軍と空軍との制限の方式

というような点について意見が交換され、大体の結論が得られた。

この会合には、議論の材料として、事務当局が作成した北大平洋六国条約案の形をとった同<sup>(大)</sup>ような趣旨を盛った文書についても批評が行われた。日本がこの種の提案をするとして、かような首尾完備した条約案の形とせず、もっと漠とした原則を述べた文書によるのが適当であるというのが、全員一致の見解であった。

で、大体の結論として、この日の研究の結果を基礎として原則的な提案を盛った文書を作成して見て、それを再検討し、この会合の最後的な意見として総理に差しあげられるものを作ろうではないかということになった。

四、今、差し上げた「北大平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」が、わたくしの手許で作った試案である。これについて意見を交え、何とか結論を得たいものである。

18 昭和 25 年 12 月 27 日<sup>†1</sup>

## 北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案

極秘

北太平洋地域の平和及び安全の強化のための提案

一九五〇、一二、二七

相互に且つすべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望ほど、今日、世界に普遍なものはない。この願望が実現するためには、国際の平和と安全とが、国際連合の憲章の原則に従って、国際連合によつて維持し増進されることが必要である。

世界の平和と安全の増進は、北太平洋地域の平和と安全の維持にかかることが大である。対日平和條約に関する限り、連合国において、同地域の安全保障が問題とされておることは、けだし、当然である。この地域の中心に位置する日本が、この問題について、とくに深甚な関心をもつものであることは、連合国において、容易にりようとせられるであろうと信ずる。

この問題に関する日本国政府の所信を、ここに、あえて開陳する。については、連合国においては日本国の願望がひたすら世界の平和と安全の増進にあることを思い、虚心坦懐に考慮を加えられるよう懇請する。

### 根本方針

北太平洋地域における平和と安全を増進するためには、この地域における侵略に対する武力制裁を組織化することもさることながら、むしろこの地域において主たる連合国（合衆国、英國、ソ連邦、中国）が保有する軍備を防備的のものに限定することによって相互の安全感を強めることによって、地域全般の平和と安全とを増進することの意義あるを感じる。

換言すれば、北太平洋地域における平和と安全は、日本及び日本から離れ

<sup>†1</sup> 本文書は、12月28日、吉田総理に提出された。

て独立を回復する朝鮮が、世界の平和と安全のために戦争を放棄し軍備を保有しないと同時にこれら両国の周邊一定の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の領土の安全に必要とする程度に限定し攻撃的性質を有する軍備を保有することを差し控えることによって、相互の安全感を高め且つ信頼を固めようとするものである。

#### 具体的措置

##### 一、非武装国

イ、北太平洋地域の平和と安全の増進のため、日本は、その憲法の規定し且つ既に実行しておる非武装を維持する。

ロ、日本から分離して独立を回復する朝鮮も、同様の目的のために、日本と同じく非武装とする。

##### 二、軍備の制限

主たる連合国（合衆国、英國、ソ連邦、中国）は、左記の軍備の制限措置を探すことによって、北太平洋地域の平和と安全を確固たる基礎の上におくように協力する。

##### イ、非武装地帯

朝鮮の国境及び四国が協定するその他の地域に非武装地帯を設定する。

非武装地帯においては、陸、海、空三軍のすべての軍隊並びにすべての防備施設及び軍用施設の存在を禁止する。

##### ロ、防備の現状維持

東経百十度以東、北緯二十度以北、東経百七十度以西の北太平洋地域における大陸、島しょ及び海面において、四国が保有する陸、海、空三軍の防備施設及び軍用施設並びにこれらの施設の武裝は、現状維持とする。

##### ハ、陸軍の制限

四国は、各自が右の地域内に常駐させる陸軍兵力を右の地域内にある自國領土の防備のため必要な兵力にとどめる。

##### ニ、海軍の制限

四国は、右の地域内の海面に主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

##### ホ、空軍の制限

四国は、右の地域内に攻撃用機種を常置させない。

##### 三、監督

非武装又は軍備の制限が国際的に約束される場合、これらの約束の履行を確保する問題がある。條約の実施の監視は、あげて国際連合に委託することによって解決されるよう提案したい。こうすれば、最も公正な実行可能な監督を実現することとなろう。とくに一九五〇年十一月三日連合総会によって採択された「平和のための統一行動」決議によって、総会はかような役割を引き受けるに必要な権限と機関とを有するにいたつたとみてよいであろう。

##### 四、国際連合憲章との関係

国際連合憲章第百三條は、連合加盟国にとり憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先することを明定している。上述したところの軍事上の制限もこの憲章第百三條に服従するのであって、連合加盟国が、憲章の條項に基いて軍事的措置を探る場合には、上述の制限によって阻害されることはないのである。この趣旨は、関係連合国の中に明らかに了解されておく必要があろう。

以上

## 米国よりの要人来訪に対応する急速準備について

〔極秘〕

## 米国よりの要人来訪に対応する急速準備について

極東情勢の決定的段階到達に対処するための米国の方策はきわめて急を要し講和條約成立まで時期遷延を許さぬものがあるとの認識に基き場合によつては講和の問題を一先ず将来へ見送り取りあえず日本に自主性に立つ独自の判断の機会を與えもつてデモクラシー陣営への決定的参加の決意を促すことの急務なることを痛感しているものと察せられる。この場合戦争状態の終了宣言を用いて取りあえずの基礎工事を行うべきかはたまた少數講和にても急速に講和という態勢を整うべきやについてはまだ勘考中に属し決定的な方針に到達していないというのが真相ではあるまいか。

この見方が当つているとすればダレス氏あるいはそれとともにマリソン氏の来日する場合は先方からは決定的な提案はあるまいと思われる。むしろ目的は講和に代る一つの構想としての戦争状態終了宣言で果して日本をデモクラシー陣営へ固く引き寄せておくための目的を達しうるかどうか、差当り講和、戦争状態終了のいずれの方途によるを得策とするやなどとともにそのいづれによる場合にも考えておくべき一連の細部にわたる問題を引さげ來り日本の官民に接触して最後的の打診を行うことにあるのではないか。

かかる見方からすれば日本官民の公式的にあるいは半公式的に意思表示をなすべき最も有力なる機会が到来しつつあるやに判断せられる。この際にこそ徹底的に日本のおかれている地位をめぐる諸問題につき意見を吐露すべきものであると考える。そのためには次の諸点について各個独立の（しかし一つの体系の中にある）形での確乎たる見解を用意しておくべきである。（順序

不同)

- 一 日本の安全保障に関するギリギリの所の要望（太平洋同盟案のごとき地方的了解の考慮をも含む）
- 二 日本が再軍備を許される地位におかれた場合の再軍備に関する日本人一般の考え方
- 三 警察予備隊の拡充による再軍備の場合の現行仕組の長短についての忌憚ない考え
- 四 日本人動員の精神的中核としての天皇を考える場合における天皇に対するこの観点からする国民心理
- 五 占領終了後における日本行政、経済政策等に関する米国の関與の度合
- 六 経済的保障に関するギリギリの要望（対外交渉権、通商政策上の諸問題）
- 七 拙速にても、少數講和にても講和條約の早期締結を選ぶか、あるいは独立を獲得するためには戦争終了宣言にて満足するかの問題
- 八 再軍備を決意する場合の財政的、器材的援助の態様と内容についての要望
- 九 アジア全体に対するアメリカの行き方に対する日本人としての要望
- 一〇 国民の対米協力の感情に関する赤裸々な評価（社会党の対外政策主張を実質上いかなる方向に持ち行くを可とするや、一定の方向立たばそれへの実施要項を含む）

以上

<sup>†1</sup> 作成月日不明。

ダレス訪日に関する件(D作業)<sup>†1</sup>

極秘

二五、一二、二七

ダレス氏訪日に関する件

米国は、最近における世界情勢の重大化にともない、民主陣営の防衛体制を急速に整備することに全力を傾注しつつある。その場合、日本がその重要な一環となるべきは、自明のことと屬する。他面、いわゆる多数講和も早急に実現することは困難な情況にあり、米国は、講和をまたずして日本の強化と日米関係の緊密化を強力に推進するための現実の方策を求めていることは、確実である。又、西ドイツの例にかんがみるも、日本の自衛能力の急速なる強化（窮屈における再武装を含む）を強く要望していることまた確実である。

よつて、この際、ダレス顧問に対しては、左の趣旨によつて処置するものとする。

(一) 日本は、共産主義を排し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力せんとの確い決意を有する。共産勢力の国際的侵攻の現状下にあつて、安全保障の問題は日本にとって最大関心事であり、民主国家とともにあくまで共産勢力に対する防衛に当り、日本自らも能う限りの力を致さねばならないことを充分自覚している。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係の緊密化をはかるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を與えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそつて民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の途である（別添第一「対日講和七原則に対する所見」参照）。

†1 ダレス (John Foster Dulles) 国務長官顧問。

(二) しかし、いわゆる多数講和の実現には、なお相当の時日を要し、しかも、日本の強化は、一日もゆるがせにすることができない次第であるから、日本としては、米国一国とだけでも、平和條約を締結した場合と實質上同様の関係を設定し（別添第二「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案」参照）、その上で日米両国間に安全保障のための取極を締結するようにしたい（別添第三「安全保障のための日米協力に関する提案」参照）。

(三) 現下の国際情勢にかんがみ、右のような措置と並行して、ただ今からでも実効的に日本を強化して行くために、できるだけのことを着実に実行に移して行く必要がある（別添第四「自立体勢の早急整備に関する事項」<sup>(別添)</sup>参照）。

(四) 日本の再武装については、前述の安全保障に関する取極と表裏をなすものとして、日本が完全な自主性を回復した上で、他の民主諸国との関係も考慮して決せらるべき問題である。

別添第一

対日講和七原則に対する所見

本年十一月二十四日公表の米国国務省が、日本国との戦争状態を終結させるのに適するものとして、その構想する條約型式についてなした一般的ステイトメントにもられてある七項目は、原則として結構である。日本はこの原則に従つて一日も早く一国とでも多くの国と講和が成立することを希望する。但し次の点については、日本として深甚な関心をもつ次第であるから米国において再考されることを熱望する。

(一) 安全保障問題

日本の安全保障の第一の前提は、いうまでもなく、自から自己の国土をあくまでも防衛せんとする強烈なる意欲が日本国民の間に自発的にわき起ることである。覚書の四においては、「日本国区域における国際の平和と

安全の維持のために、日本国との施設と合衆国及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在すること」が考慮されている。しかしむしろわれわれは平等のパートナーとして安全保障のため協力関係に立つことを希望する。

安全保障のための協定は平和條約とは別個のものとし、平和條約では撤兵について規定し、撤兵の期間内に別に安全保障に関する協定を締結する方法が望ましい。けだし、安全保障のための協定は、本来平和條約とはその性質を異にするものであり平和條約中に規定るべき事柄ではないからである。

## (二) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書三によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。われわれは米国の軍事上の必要については十分にこれを理解し、いかようにでもその要求に応ずる用意がある。しかしながら、これら諸島が日本から分離されることは国民感情のたえがたいところである。この点再考されんことを希望する。

以上(一)及び(二)に述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立していく上に重大な関係をもつ事項であり、その解決如何によつては、この緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に與えることになるであろう。

このような考慮からすれば、覚書三及び四は日本国民の意志を無視して日本に駐兵し、又は、沖縄及び小笠原諸島の帰属を決定する趣旨ではないということをできるだけ早い機会に宣言せられることができ望ましい。

## 別添第二

### 日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案

日米両国は、極東における国際情勢に対応するため両国間に平等の立場において緊密なる協力関係を設定する必要がある。これがためにはその前提と

して、平和條約の締結が最も望ましいところである。従つて、平和條約締結のための努力は、継続されなければならない。しかし、極東の情勢は重大であつて、平和條約の成立をまつを許さぬものがある。

よつて、米国は、客観的條件の許す最大限度において、日本国を自主独立の地位に復帰させ、且つ、日米両国は、最大限の協力関係を設定することを決意する。

## 要 約

両国は、次の措置をとることに合意する。

### 一 戰争状態の終了

両国は、両国間に存する戰争状態の終了を宣言する。

### 二 外交関係及び領事関係の設定

両国は、外交関係及び領事関係を再開するため必要な措置を直ちにとる。

### 三 日米間條約の復活

両国は、太平洋戦争前に存在した両国間の條約を復活するため直ちに交渉する。

### 四 最惠国待遇

新たに通商條約が締結されるまで、両国は、通常の例外に従うことを條件として、通商航海上の事項について相互に最惠国待遇を與える。

### 五 占領の終了

米国は、日米両国に関する限り、この協定の実施とともに、日本国に駐在する合衆国軍隊が日本国に対して占領軍として駐在することを終止することを声明する。

### 六 経済協力

極東の平和及び安全の確立のためには同地域における経済の安定と繁栄とが必須の條件であるが故に、両国は、この経済の安定と繁栄のため協力する。

米国は対日經濟援助について好意的に措置する。

### 七 他の連合国との関係

米国は、他の連合国がこの協定と同様の原則に従つて日本との関係を設定

するよう努力する。

#### 八 平和條約との関係

この協定は、平和條約ができれば、それによつて代られる。

(以上)

別添第三

#### 安全保障のための日米協力に関する提案

日米両国は、次の原則の上に日本地域における平和と安全を確立することによって世界の平和と安全の増進に寄與すべきである。

- 一 両国は、すべての国民及び政府とともに平和に生きようとする願望を再確認し、それがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の原則に従つて維持し増進されるよう衷心から希望する。
- 二 両国は、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、国際連合が連合の加盟国でない国の平和と安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。
- 三 日本国民は、平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものである。日本は、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求して、戦争を放棄し軍備を保持しないこととした。合衆国は、かような国が安全に生存しうるような世界を招来することが、国際連合の窮屈の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、迅速且つ有効に阻止されなければならないとの確信を有する。
- 四 極東における平和と安全とは共産軍の侵略行為によつて重大な危険にさらされておる。極東における平和と安全を回復し、且つ、確立するために、平和愛好の民主国の強固な協力と迅速な行動とが必要である。

#### 要 約

両国は、これがため、次のこととに合意する。

##### 一 合衆国の責務

合衆国は、日本の平和と安全を確保するため日本と共同の責に任ずる。

国際連合が日本国に対する侵略の行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに必要な一切の措置をとる。

##### 二 日本国の責務

日本国は、自国の安全と生存を守るために固有の自衛権を完全に有することを声明する。

日本国は、日本国に対する侵略を排除するためにとられる合衆国の行動に、可能なる一切の援助及び協力をなす。

##### 三 国連憲章第五十一條の適用

上述したところは、国際連合憲章第五十一條の適用を妨げるものでない。(すなわち、日本国に対する武力攻撃が発生した場合には、日米両国は、自衛権を発動して所要の対抗措置をとることができる。)

##### 四 合衆国軍の駐在

日本国は、合衆国軍の軍隊が上述の共同責務を果すため日本国領域内に常駐することに同意する。

合衆国軍隊の駐在のために日本国が提供する場所及び施設並びに駐在する軍隊の兵力は、両国によつて組織される委員会（後出）で定める。

##### 五 協議條項

両国は、締約国の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。

##### 六 経費

日本国に駐在する合衆国軍の軍隊のための経費は、合衆国の負担とする。

日本国が提供する場所及び施設又は役務についての経費は、委員会（後出）の決定するところに従つて両国が分担する。

##### 七 軍隊の特権的地位

日本国に常駐する合衆国軍の軍隊は、平時外国に駐在する一国の軍隊が国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。この原則の適用について将来の紛争を避けるため、委員会（後出）は直ちに特権及び免除並びに合衆国軍隊

の駐在に伴う各般の事項について、具体的な準則を取りきめなければならぬ。

## 八 補償

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、合衆国はその軍隊又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、公正な補償をなすものとする。

これがため、両国は、両国の代表よりなる共同の調査及び補償額査定のための機関を設け委員会（後出）の下におく。

## 九 委員会

両国は、この協定の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設ける。委員会は、いつでも迅速に会合しうるよう組織する。委員会は、必要とする補助機関を設置することができる。

両国は、委員会の決定を遵行する。

## 十 期間

（この協力関係は、十年程度の期間について協定する。いかなる場合にも、平和條約が成立した場合には再検討することとする。）

（以上）

別添第四

### 自立体制の早急整備に関する事項

講和條約の締結、「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための取極」ができる以前においても、即時日本の自立体制を実質的に強化することは現在の国際情勢の要請するところである。即ち具体的には防衛力の強化、日本国民の自主的気はくの振起、米国との緊密関係の一層の増進が必要である。これがためには、ただ今から自主権の恢復がされねばならない。

差当り次の諸項の実施が望ましい。

## 一 警察力の強化

### (一) 警察予備隊及び海上保安隊の強化

警察予備隊及び海上保安隊を強化して国内及び海上の治安確保に遺憾なきを期す必要がある。

これがため

イ 武装並びに人的強化（殊に重火器、船艇の增强）

ロ 米軍の干渉を最少限度に止め、自主的積極性をもたしめること。

ハ 米国の武器援助

を必要とする。

### (二) 警察制度の改正

警察制度を改正して警察の一元的運用を可能とすることが望ましい。少くとも自治体警察を府県単位として警察力の効率を發揮せしめることが必要である。

## 二 自主権の恢復

イ 日本政府（国会と裁判所を含む）との交渉はできる限り事実上外交接衝の性質を有するものとし、一本のチャンネルでやることとする。（各セクションが、各省等と個々に接衝干渉することをやめる。）

ロ 民政部の廃止等占領行政機構を縮少する。

ハ 健全なる民意の暢達を阻害するような言論、指導統制を差控える。

ニ 通商協定締結権の日本への委譲など事実上諸外国と直接交渉をなすことを容認する。（正規の在外公館を設けることを含む）

ホ 占領行政として既に設けられた諸制度について、日本政府の判断によりこれを事態に即応するように運用し又は改正し得ることを認める。（事業者団体法、労働基準法等）

## 三 経済援助

イ 國際情勢の緊迫化並びに各国の戦時経済体制への移行に伴う日本の原料と食糧の確保困難化に対処するため米国は日本に協力を與える。（船腹の拡充を含む）

□ 財政的援助

日本の経済自立を促進するため経済援助（技術援助を含む）を與え、又警察力拡充等に伴う財政支出増加に対応し財政援助を與える。

~~~~~

21 昭和 25 年 12 月 28 日

時局に関する件<sup>†1</sup>

極秘

時局に関する件

二五、一二、二八

倭島記

一、先般帰朝直後報告申し上げました際は意をつくさぬ点少くなかったように思われますのでさらに私の見聞しました処とその印象並びに所見を申し上げたいと存じます。

二、第一に一般情勢について私の接触した範囲の人は次の通りであります。  
國務省関係は前報告の通りでありますが就中相当打割つた話をしたのは、アリソン、ジョンソン、ウォーナー、オーヴァートンの四人であります。

コロンビア大学の極東並びに日本関係の教授にも数回会いました。ボートン、エドワーズ、ヘンダーソン、ダス等であります。就中ボートンはライシヤワーと共に條約関係で國務省の相談を受けている人であり、ダスはもともと印度独立の志士でわが国でも明治末期から大正にかけての政界の要人に知己多く大変な日本びいきにて特に印度に関する関係においては教えられる処が少くございませんでした。かれの紹介で印度人でネルーにも親しいモダック博士にも会いました。

<sup>†1</sup> 本文書は、倭島英二管理局長が作成した。

経済金融関係ではウォール・ストリートの金融家で且つジャパン・センターを主催しているウッドベリー及びマクマナミーその他、その紹介でバンカース・クラブ及びセヴァンス・レディメント・アーマリにて数氏に会いました。

新聞及び評論家としてはジョージ・イー・ソコルスキー及びユー・エス・ニュース・アンド・ワールド・レポートのディヴィッド・ローレンスに会いました。

宗教界の関係は主としてY M C A の人でペンス、ジャーゲンソンその他二、三に会いました。

軍関係では数ヵ月前までG H Q のG 3 作戦部長であつて目下ワントンのウォア・カレッヂにいるスタントン大佐に会いました。

なお、十分ないし三十分程度の挨拶ではありましたがオースティン代表、極東委員会議長ハミルトン、信託統治委員会米国代表セイヤーに会い又齊藤、中山両氏と共にローズヴェルト夫人の午餐、印度駐米大使マダム・パンデットのお茶にも招かれてゆき懇談しました。

三、以上私の会談しました範囲の人々で特に米国人が刻下の事態をどう見ているかという点を御報告したいと存じます。

私は色々な具体的な話の前提として、あらゆる機会に、ソ連の世界革命を狙う長期政策に比較して米国の政策が従来長期、一貫性のないことを指摘してわざと議論をふつかけてみたのですが、その一つの反響としては、最近米国の指導者の頭の中に、過去並びに現在の事態の收拾ということ以上に「将来」の関係をより多く考慮に入れる傾向が出来てきていることを感得しました。つまりソ連の世界革命に対する対策としての世界政策の必要性が認識せられ痛感せられてきていると思うであります。

その「将来」の来るべき事態のために一日もすみやかに現実のあらゆる諸要素を蒐集結合し政治力、経済力、軍事力の強化を実現しなければならぬという焦躁感がすべての会話を通じてハッキリ読みとれるよう

なりました。

処で問題はその「将来」——しかもそれは極めて差迫つた将来——に来るべき事態とは何か、第三次世界大戦かという点であります。

これについての考え方も去る十一月中旬以来の北鮮の事態悪化のころより急ピッチで緊迫の度を加え十二月十五日の非常事態宣言にまで衝きすゝんだ傾向で、多少パニックがかかるつておつたものの新聞論調、教会での説教、その他人々との雑談を通じて現われる調子から推しても、国民一般の気持は極めて重く、いやだがしかし来つつあるものに直面せねばなるまいという感じでした。

國務省の連中と話していても「来るべき戦争」あるいは「戦争一步手前の事態」ということは当然話の前提となつており誰も皆それについては判つてることとして、その上で対策の話をしていた状況でした。

ソコルスキーやローレンスはさらにその点アウトスポーツであり教授連やウォール街の金融家達も大体同じで、「すでに共産勢力と非共産勢力との戦争は始まつておりそれには色々の地域的の差や段階はあるが、この現在のあるがまゝがすでに第三次世界大戦の初期の段階である、問題は原子力を使用するメイジャー・ステイジをいかに避けあるいはいかに有利に展開するかにかゝつてゐる、現在のすべての努力はその目的に集中せられなければならない、しかし非共産勢力の陣営はその観点からして未だ余りに無準備の状態にあり且つ無組織である。果してこれで準備が間に合うであろうか。」と言い又ある者は「西欧諸国の軍事力の整備にはこれから少くとも二カ年を要する。果してソ連がそれを拱手して傍観しているであろうか。」と言い又東亜の関係については「ソ連のターゲットは日本であることは間違ひないが米国としても日本を失つて東洋の政策はないし、のみならず直接米国の安全と生存の関係からしても日本をソ連の勢力下に渡すことは出来ない」とも言つていました。

ことの当否はとに角、かかる空気であつたことを御報告したいと存じます。

四、去る二十六日ヘンスレー特派員は華府発通信において米政府当局筋の談話として「対日講和促進の問題は國務省と国防省の意見対立によつて再び行詰り状態に陥つてゐる」と言明したと報じましたが、かかる意見の対立のことは去る十二月十五日私がアリソンその他と会談しました時は何等聞きませんでした。寧ろ当時の話振りでは、「促進」には米国側には何等異論のない様子で寧ろ一日も早く日本側の意向を再び確めて早くやりたいと言う調子で十二月三十一日夜半到着の予定さえ洩した状況がありました。

従つてもしかかる意見の対立が出て來ているというならばその後の発展かと存じますし、又果してしかば、ダレス、アリソンの訪日も亦多少遅れるかと存じます。

なお、この意見の対立に関する私の想像を一言申添えますれば、結局それは米英陣営の整備強化に関連して日本に一役買わせようとする目的とかその緊急性については両省の間に意見の相異があるはずはないと言いますがその方法論において対立しているのではないかと存じます。

私の聞いた処から察しても、「米英陣営の中で東洋において日本に一役演じさせようという案（再軍備とか基地等のこと）の具現策としては、終戦以来の新憲法その他例の初期の基本政策の枠内<sup>○</sup>でやらせようという考え方と、その枠内では、てつとり早く行かないから、その枠外<sup>○</sup>の方法によるより仕方あるまいという考え方と二つあり、例えば新憲法には非常大権とか緊急勅令の如き非常便法がないから、今後直ちに共産党の大弾圧とか警察制度の根本的改革、強化を断行しようとしても現存の法令の枠内ではどの程度うまく又てつとり早く出来るか判らぬ、寧ろディレクティーヴか何かとにかく枠外の措置でやるより仕方のないような事態に立至ることはないかどうか、又現在の建前では警察予備隊で精々であるが、これではまさかの際にどれだけ役に立つか疑わしい、しかしそれ以上のものは憲法改正をしなければ実現不可能であろうが、その憲法改正が又大変なことであるに違ひない。一体これはどうしたらいいのであ

ろうか」というような考え方や疑問が既にあったのでありますから、このような気持がその後相当強く表面に出て来ているのではないかと思われます。

察するに、国防省側では、朝鮮における軍事措置と睨み合せ我国に対する影響の緊迫性をより痛感しているのでありますし、結局我国の態勢強化確立の目的は、既存法令の枠外の方法でやつづけるより仕方なしと見、占領の継続の必要を考えているのではないかと思われますが、それに対し国務省側では、それでは真に日本が動かないから、矢張り日本人の愛国心に訴え、その気持を引き立てる方法、つまり主権の完全なる回復、自主独立ということを先づ第一にやらねばいけないとオーソドックスの方法論をしているのではないかと察せられます。私は私の接した国務省の人達にこの愛国心の問題、精神上の振作の必要をくりかえし強調して置きました。

もち論、問題は、今後の事態の緊迫と焦燥感の如何にかかる訳ではありませんが、両省の妥協は手つとり早く我国の面子をたてる趣旨において戦争状態終了宣言か、あるいは、日米間の単独講和條約を選び、又占領形式の枠外措置をやり得る方法を残す目的で、且つそれを合意の基礎に置くために一つの内約を工夫し、その内約を含む日米軍事同盟で事態の要請を充たそうというような処に落ちてくる可能性はないでせうか。

五、以上申述べましたようなことを背景としてダレス、アリソンの訪日のことを考えますと、ことの重大性を益々痛感する次第であります。

前報告にも申上げました通り、現在の米当局の気持は、講和條約の問題は既存の事実に形式を整える程度を余り多く出てないので、この点は日本側の気持のいいように決めていいか、それよりも更に差迫った問題は、日本を実質上東亜の反共安定勢力として急速に育成することで、そのためにはどうしたらよいか差当り何から手をつけるべきかということであると存じます。

果してダレス、アリソンがこの腹をどんな風に打あけて話を持ちこん

でくるか判りませんが、とに角せつぱ詰つた処で友を求める気持で來るのでありますから、我方としてもこの際相当の心構をして煮切らぬ中立的の態度とか、窮境に乗じて掛引するように誤解され易い態度を極力避けこの際真に米国の友として真心をもつて応接すべきではないかと存じます。

差出がましくなりますので、気がひけるので御座いますが、ダレス、アリソン応対要領について二、三気附の点を申添えて見たいと存じます。

六、先ず第一に、我当局からダレスにリアシェアせらるべきは、我がどこまでも米国と一緒に東亜あるいは世界の平和安定のため努力する覚悟であること、尠くとも現為政者はその腹で日本全体を引っぱつてゆく決心であるということだと存じます。この点さえはつきりして置けば、その目的を達するために必要と考えられることは、何によらず腹一杯言うべきで、又言って何等誤解を受けることは毛頭ないと存じます。寧ろ腹一杯の要求を出さぬならば、先方で水臭いと思うし、この千歳一遇の機会をあたらフイにしてしまうことになると思うのであります。

七、第二に含んで置くべきは、ポツダム宣言以来、初期の基本方針その他それに基く一連の指令並びに措置は戦争終了後の平時の状態を予想してのものであつて、現在の如き二つに対立し、事実上戦争状態にある世界情勢並びに東亜の実情と根本的に相容れないものであるということで、かかる現実的の認識は現米当局にも行き渡っている点であります。従つて我方においてもこの現実的の観点に立つて日米関係の緊密強化に必要な方策をたて要求をすべきだと存じます。

例えば占領管理政策の従来の成績等については、批判を避けつつも、このままでは今後日本国民を引っぱつて行けぬということで、今後の問題として、條約の締結あるいはその他の方法によって我国の主権の回復せられるのを待つまでもなく、即時占領管理を解いて、安全保障だけのための駐兵の建前とすべきことを要求すべきではないかと存じます。日米協力の腹さえお互にハッキリ了解して居れば、総てのやり方は日本に

委すべきだと言い張つても、その主張はこの際通ると思いますし、しかも、それを卽時やらねば駄目だと言つても、決して先方にとってはサプライズではないと思うのであります。寧ろダレス等もこの際かかる主張が日本当局から強く要求されることを期待しているのではないかと思われる節もあるように見受けられます。

八、我当局から日米協力に関する固い決意を表明せられることの必要なるは、前述の通りであります。しかし我国の現状が必ずしも簡単にその決意にそつて動くかどうかは別問題で、寧ろ我国の現状の説明に当つては、懸念せらるる点の多々あるを強く印象づけるようにしなければならぬと存じます。

我国の現状は、あるがままには、華府当局に伝はつて居らぬと存じます。従つて我国、あるいは我国民を米国が欲する方向に動員し、あるいはオリエントすることは案外容易なように思われている実状であります。私の接した範囲の人々においても日本に期待する気持の強い余り、結局希望的観測が先に立ち、この点相当楽観的であるので、私はこれに水をかけ、両国双方にてまだ余程努力しなければならぬ点の多々あるを指摘したような次第でした。

精神的に甚だ低調になつてゐる我が国民全般の気持をどうひきしめ盛り上らせてゆくか。愛国心、祖国愛、民族意識などを如何にして再び振作してゆくか。恐怖心を利用し防共ということで煽るか、それとも何か国家的の希望とか努力目標を掲げて、積極的に組織を作り運動などを起すか。とにかく何んとかしないと、この眠つてゐる——しかも共産勢力に次第に侵されている——この我国の現状は、このままではさて俄かにどうしようと言つてもどうにもならぬ点をハッキリ説明して、これをしやんとさせるために、米国側の格段の協力を要請すべきではないかと存じます。

九、刻下の国務省と国防省との関係が如何に調整せられるか不明であります。此際講和條約の関係についても、ハッキリ我方の希望を申述べて置

くことが絶対に必要と認められますので、我国の刻下の政情等を説明し、我国民を所期の方向に引つ張るためには、此際是非とも條約の格好を何んとかつける必要あり、而も如何に急を要するとするも、その形式としては、尠くとも日米両国間の講和條約の形とする必要があり、出来れば戦争状態終了宣言等の形式は避けたき旨を明確に表明して置く必要があると思う次第であります。

一〇、御承知の通り、米国は信用統制をやり、重要物資の配給統制をやり、更に、先般の非常時宣言に基いて、重要生産物について価格と賃金の統制に乗り出し、今や一方にインフレを抑えつつ、軍事力強化の為、必要な方面に総て物が流れるような体制を確立せんとしています。取りも直さず、これは立派な戦時経済体制であります。我国も好むと好まざるに拘らず、米国の勢力下にある限り、間もなく再び同様の体制に入らざるを得ざることは申すまでもないことであります。

従つて、かかる観点からしても、我国としては、この日米協力の問題の相談せられる時に際し色々要求すべき事柄がある筈だと存じます。基本産業の建直し、原材料の非常蓄積、通信交通施設、航空、船舶等の増強などはもとより、食糧の確保についても非常時を見越しての協力をハッキリ要請すべきではないでせうか。

勿論かかる経済上の協力の要請をする前提としては、それを立派に運用し得る丈けの政治体制（組織、運動、取締等）を確立する覚悟と用意を持たねばなりますまいが、その点は我方のこととて、こちらの心構次第で出来ることかと存じます。

一一、日米関係の緊密化を急速に進めるに当り予想せられる一つの障礙というか困難は、ソ連、中国との関係は論外とするも、その他の極東委員会の構成国との関係で、特に濠洲、フィリッピン等の危惧、嫉妬をどう取扱うかという点であると存じます。

この一つの方法としては、名前は太平洋同盟でも何んでもよいですが、兎に角、米英を含む太平洋諸国の安全保障体制を用意して、その中

における我国の地位と役割をハッキリさせることができ一番いいのではないかと存じます。

かかる体制が出来れば、フィリピンや濠洲も安心するでありますし、他方我国民としても、かかる体制に協力し貢献するのだということになれば、更に軍事協定等を結んでも、大義名分がたつことになり、又かかる体制とか、協定を遵守する為に必要とあれば、現行法令上多少無理があつても、憲法第九十八條第二項の関係である程度の非常措置はやはり得るのではないかとも思われます。

従つて、此際米国当局に対し、我方の希望としても、かかる体制を米国がスポンサーするよう、積極的に要請しては如何かと思うのであります。

一二、なお、去る十月以来、米国が日本との講和條約案として、各国の意向を打診していた七項目中、領土の項についての琉球及び小笠原に関する点は、日米協力関係の確立と共に、かかる特別の措置は不必要となるべく、寧ろ、かかる措置は日米関係の将来に汚点を残す所以であることを指摘して、是非ともこの点をドロップするよう强硬に主張すべきものであると存じます。

以上措辞等甚だ当を得ない処も多々あると存じますが、機を失することを恐れ、不備未熟のまま御目にかける次第であります。何卒意の存する所を御くみ取り下さいまして、失礼の点御海容いただき度く存じます。

22 昭和26年1月5日

D作業訂正版<sup>†1</sup>

極秘

ダレス顧問訪日に関する件

一九五一、一、五

米国は、最近の世界情勢の重大化にともない、民主陣営の防衛体制を急速に整備することに全力を傾注しつつある。その場合、日本がその重要な一環となるべきは、自明のことと属する。他面、いわゆる多数講和は早急に実現すること困難な情況にあり、米国は、多数講和の成立をまたずして日本の強化と日米関係の緊密化を强力に推進するための現実的方策を求めていることは、確実である。又、西ドイツの例にかんがみるも、日本の自衛能力の急速なる強化（窮屈における再武装を含む）を強く要望していることまた確実である。

上述のごとき情勢の下において、この際、ダレス顧問に対しては、左の趣旨によつて処置するを妥当なりと思量する。

(+) 日本は、共産主義を排し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する確い決意を有する。共産勢力の国際的侵攻の現状下にあつて、安全保障の問題は日本にとつても最大関心事であり、民主国家とともに、あくまで共産勢力に対する防衛に當り、日本自らも能う限りの力を致さねばならないことを充分自覚している。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係の緊密化をはかるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を與えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそつて民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の途である（別添第一「対日講和七原則に対する所見」参照）。

<sup>†1</sup> 本文書は、第20文書に堀田正昭元駐イタリア大使の意見を取り入れて修正したもの。表紙部分に「ダレス会談に臨む事務当局の根本方針を明かにした文書」との西村局長書き込みあり。

(二) しかし、不幸にしていわゆる多数講和の実現に対する米国の努力が急速に実を結ばずなお相当の時日を要するがごとき場合には、日本の強化と日米関係の緊密化は、一日もゆるがせにすることができない次第であるから、日本としては、米国一国とだけでも、平和條約を締結して両国間に確固たる協力関係の基礎をきずき、爾後両国相携えて同様の関係が日本と他の民主諸国との間にも設定されるよう努力をつづけることと致したい。

かかる上で、米国において希望されるにおいては、極東の安全保障のための取極を両国間に締結することに異存はない（別添第二「安全保障のための日米協力に関する提案」参照）。

(三) 日本の再武装については、前述の安全保障に関する取極と表裏をなすものであつて、日本が完全なる自主性を回復した上で、日本人によって自主的に決定されるべき問題であると考える。しこうして、当面の問題として再武装に関し所見を求められるならば、それは日本の希望しないところであると答えざるを得ない（別添第三「再武装に関する所見」参照）。

#### 別添一

##### 対日講和七原則に対する所見

日本政府は、一九五〇年十一月二十四日の国務省公表によって、対日講和について米国政府において構想せられる條約型式の基礎をなす七項目を正確に知悉するを得た。対日講和を推進するため不断の努力をおしまれない米国政府の果敢な提案に対して感謝の念を禁じ得ない。このいわゆる対日講和七原則のうち次のふたつの点については、日本として深甚な関心をもつ次第であつて、その見解は左に開陳するとおりである。米国において再考されることを熱望する。上述するところを留保して、日本は、米国の提案の線にそつて一日も早く一国とでも多くの国と講和が成立することを希望するものである。

#### (一) 安全保障問題

一国の安全保障の第一の前提是、いうまでもなく、国民みずからが自己

の国を平和と安全のうちに保持しようとする強烈な愛國心が国民の間に自発的にわき起り且つ存在することである。覚書の四においては、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在すること」が考慮されている。一国の施設と他国の軍隊との間の協力によってその国の安全保障が完全なるを得ようとは考えられない。平等のパートナーとして国と国との間に安全保障のための協力関係が成立することによつて、初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の所期の目的は達成しうるであろう。

安全保障のための取極は、平和條約とは別個のものでなければならない。平和條約では撤兵を規定しなければならない。そして、撤兵の期間内に、もし所望されるならば、別に安全保障に関する取極を締結する方法が望ましいのである。けだし、安全保障のための取極は、本来平和條約とはその性質を異にするものであり、平和條約のうちに規定さるべき事柄ではないからである。

#### (二) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書三によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。われわれは、米国の軍事上の必要については十分にこれを理解し、いかようにでもその要求に応ずる用意がある。しかしながら、これら諸島が日本から分離されることは、国民感情のたえがたいところである。この点再考されんことを希望する。（もし信託統治に付せざるを得ざる場合においては、その地域を軍事上必要とせらるる最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態の解消するときはこれらの諸島が再び日本に復帰せしめらるべきことを何らかの形において明らかにせらるるよう希望する。）

千島は、ヤルタ協定によってソ連に引渡されることとなつており、また、現実にソ連の占領するところとなつておる。米国が、その七原則において、ヤルタ協定にかかわらず千島の最終的地位の決定を終局的には国際連合総

会の決定によらんことを提案せられたことは欣幸にたえない。千島に対する日本の国民感情は、沖縄、小笠原に対するそれにまさるともおとるところはない。米国がこの千島に対する日本の国民感情をとくと考慮されて最後まで日本人の熱望の達成に盡力されるよう懇請してやまない。

以上(一)及び(二)述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立してゆく上に重大な関係をもつ事項であり、その解決いかんによつては、この緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に與えることになるであろう。

このような考慮からすれば、覚書三及び四は日本国民の意思を無視して日本に駐兵し、又は、沖縄及び小笠原諸島の帰属を決定する趣旨ではないということをできるだけ早い機会に宣言せられることができて望ましい。

## 別添二

### 安全保障のための日米協力に関する提案

日米両国は、次の原則の上に日本地域における平和と安全を確立することによつて世界の平和と安全の増進に寄與すべきである。

一 両国は、すべての国民及び政府とともに平和に生きようとする願望を再確認し、それがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の原則に従つて維持し増進されるよう衷心から希望する。

二 両国は、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、国際連合が連合の加盟国でない国の平和と安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。

三 日本国は、平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものである。日本は、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求して、戦争を放棄し軍備を保持しないこととした。合衆国は、かような国が安全に生存しうるような世界を招来することが、国際連合の窮屈の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、迅速且つ有效地に阻止されなければならないとの確信を有する。

四 極東における平和と安全とは共産軍の侵略行為によつて重大な危険にさらされておる。極東における平和と安全を回復し、且つ、確立するためには、平和愛好の民主国が国連憲章の原則の下に強固な協力と迅速な行動にいざることが必要である。

## 要 約

両国は、これがため、次のような安全保障のための協力をなすこととする。

### 一 合衆国の責務

合衆国は、日本の平和と安全が太平洋地域とくに合衆国の平和と安全と不可分の関係にあることを認める。合衆国は、日本の平和と安全とを確保するため日本と共同の責に任ずる。

国際連合が日本国に対する侵略の行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに必要な一切の措置をとる。

### 二 日本国の責務

日本は、自国の安全と生存を守るために固有の自衛権を完全に有することを声明する。

日本は、日本に対する侵略を排除するためにとられる合衆国の行動に、可能なる一切の援助及び協力をなす。

### 三 国連憲章第五十一條の適用

上述したところは、国際連合憲章第五十一條の適用を妨げるものでない。(すなわち、日本国に対する武力攻撃が発生した場合には、両国は、自衛権を発動して所要の対抗措置をとることができる。)

### 四 合衆国軍の駐在

日本は、合衆国の軍隊が上述の共同責務を果すため日本国領域内に常駐することに同意する。

合衆国軍隊の駐在のために日本が提供する場所及び施設並びに駐在する軍隊の兵力は、事の性質上公表に適しないので、委員会（後出）で定めることとする。

## 五 協議條項

両国は、締約国の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。

## 六 経費

日本に駐在する合衆国の軍隊のための経費は、合衆国の負担とする。

日本が提供する場所及び施設又は役務についての経費は、委員会（後出）の決定するところに従つて両国が分担する。

## 七 軍隊の特権的地位

日本に常駐する合衆国の軍隊は、平時外国に駐在する一国の軍隊が国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。この原則の適用について将来の紛争を避けるため、委員会（後出）は直ちに特権及び免除並びに合衆国軍隊の駐在に伴う各般の事項について、具体的な準則を取りきめなければならない。

## 八 補償

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、合衆国はその軍隊又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、公正な補償をなすものとする。

これがため、両国は、両国の代表よりなる共同の調査及び補償額査定のための機関を設け委員会（後出）の下におく。

## 九 委員会

両国は、この協定の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設ける。委員会は、いつでも迅速に会合しうるよう組織する。委員会は、必要とする補助機関を設置することができる。

両国は、委員会の決定を遵行する。

## 十 期間

（この協力関係は、十年程度の期間について協定する。期間中といえども、国際連合によつて日本の安全が確実に保障されるようになったと両国が認めの場合には、この協定は終了する。）

（以上）

## 別添三

### 再武装に関する所見

一 日本は、遠い将来はいざ知らず、当面の問題として、再武装することを欲しない。

けだし、

(イ) 日本人は、太平洋戦争のにがい経験で、心底から戦争を嫌惡している。軍隊をもつことは、やがて、日本を戦争にまきこむことである。戦争と軍備の放棄のうちに日本の平和と世界の平和とを求める日本人の気持は真剣なものである。これが、日本人の多数の偽らざる心境である。

(ロ) 日本は、再武装をなす余裕をもち合わせない。戦争の結果、領土の四割を失い、残された国土には軍備の根幹ともいべき鉄鋼資源もなければ石油資源もない。アルミ資源もない。かような国家が近代戦に役立つていうような軍備をもとうとすることには無理がある。

(ハ) 今日日本の一番必要とするものは経済の自立であり、それに伴う民生の安定である。日本の経済は、戦後五年半にしてある程度回復しておる。これすら、米国からの経済援助に負うところ多大である。いまだ基礎のせい弱な日本経済に対して、いま、再武装の負担が加えられるならば、日本経済は、立ちどころに、その重圧の下に崩壊し民生は貧窮化し、そこに、共産陣営の奸の狙である社会不安が釀成されるであろう。国の安全保障のためと称せられる再武装は、逆に、国の安全を破壊にみちびく危険すら包蔵している。

(ニ) 日本は、戦争によって、数少からぬ極東諸国を苦しめ近隣諸国に脅威を加えた。これら諸国日本の再侵略に対する危惧は、日本人からみればなんらの根拠もありえないのだが、嚴としていまだに存在している。日本は、これらの国民の対日危惧を解き、且つ、これらの国民に新日本が平和愛好の民主国家と本当にきつっていることを理解してもらうためにも、国の安全保障を、再武装以外の方途において発見しなければな

らないと信ずる。

かような次第で、日本としては、再武装は当面考慮の外におかるべきものであると確信する。

二 日本は、再武装を希望しない。しかし国家たる以上國の自衛の能力は完全に有しており、また有すべきものであると思考する。この意味において、日本は、国内の治安の維持について、完全に独力をもつて対処しうる手段を保有せんことを熱望するものである。これがため、警察予備隊の人員の增强と装備の補強（少くとも軽戦車級の武器を常有せしめたい）及び海上保安隊の人員の增强と装備の補強（少くとも水雷艇級の船艇と偵察用航空機を使用せしめたい）とを早急に実現するとともに警察全般にわたつてその一元的活動を可能ならしむるよう制度の抜本的改正をなす必要を痛感する次第である。

上述のような完全なる国内治安確保の手段を有する限り、國の安全を内部よりおびやかし、しかる上に、その國を自己薬籠中のものとなさんとする共産陣営の常套手段は、遂に、日本に対して行使される機会はないであろうと信ずる。

三 軍備なくして、いかにして対外安全を保障しうるであろうか。国連連合が、その設立當時期待されていたように運営される時代がくれば、この問題は、解消する。わが憲法が戦争と軍備の放棄を國の根本制度として採択したときも、そのような国際社会の確立せんことを希求し、且つ、その確立に寄與せんとして、これをなした次第は、憲法の前文と第九條の明言するとおりである。不幸にして、現実の国際情勢は、国際社会がかような段階に到達するの日なお遠きを思わしめるものがある。かかる故にこそ、日本は、平和條約とは別個に、米国との間に日本地域の平和と安全の保障のための両国間の協力体制について明瞭な了解を遂げ、もつて、国連憲章による一般的保障を補強するに異議なき次第である。（しかし、この関係において、日本はある地域において侵略行為が行わるればそれに対して直ちに制裁措置が加えられるような制度を確立する方向に安全保障の途を

発見しようとすると同時にある地域において（日本のような）戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限によって相互の間に安心感と信頼感とを強固にする方向に安全保障の途を発見せんとする考案をもあわせて考慮にいれられんことを提言したい。）

四 最後に、世界の情勢について日本は的確な判断を下すべき立場にない。

もし米国の見解によれば、情勢きわめて重大にして、上述するところの日本の提言のみによって対処するを得ず、即刻なんらかの米国軍又は国連軍の補強のための措置が必要であり、それがために、日本の協力を必要とせらるるがごとき事情ありとするならば、米国なり国際連合が日本人（但しあくまで個人の自由意思によらねばならない）をその軍隊の組成員として使用されることは日本の国法上不都合なところなく政府としてもあえてこれに異存なきことを附言しておきたい。

23 昭和 26 年 1 月 19 日<sup>†1</sup>

## D作業再訂版

極秘

### 要 領

- 一、日本は、共産主義勢力に対抗し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する。日本を、民主陣営の一員として実質的に強化するためには、日本に完全なる自主性を回復せしめなければならない。これがため、まず講和条約を締結すべきこと。
- 二、講和実現に対する米国の努力が急速に実を結ばず、なお、相当の時日を要する場合には、まず米国一国とだけでも平和条約を締結すること。

<sup>†1</sup> 本文書は、吉田総理の指示を受け、外務事務当局が同日にまとめたもの。「要領」は、1月20日、吉田総理に提出された。

条約の内容については、米国の七原則に沿うもので結構である。但し、安全保障と領土とについて、米国の再考をわずらわしたいこと。すなわち、前者については、安全保障のための協力体制はインポーズされることなく平等なパートナーとして、平和条約とは別個に成立せしむべきこと。後者については、日本の本来の領土である沖縄、小笠原諸島及び千島の分離が国民感情のたえがたいところであること。

### 三、日本の再武装は、当面の問題としては、これを希望しないこと。

けだし、

(1)日本人は、そのにがい経験で戦争を心底から嫌悪し、(2)近隣諸国中にも日本の再侵略に対する危惧は厳として存在し、日本の内部的にも、かよいうな危惧の増大をさける十分な理由があり、(3)特に、今日、日本の最も必要とし、且つ、国家安全の基礎ともいるべきは経済自立であつて、再軍備はこの日本経済の再建を崩壊せしめるからであること。

しかし、国内の治安の維持のため、警察予備隊及び海上保安隊の増強は是非とも必要であること。

### 四、軍備なくして、対外安全を保障し得べきやとの反問に対しては、国連による一般的保障を補強するための協力体制を設立することに、上述のように、異議がない、のみならず、共産陣営と同じく民主陣営も、神経戦と渗透戦術によって共産陣営に積極的に対抗すべきであり、また、ある地域における戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限のごとき措置によって、相互の間の安心感を強固にする考案のごときも考慮の価値あるべきを指摘すること。

(以下本文)

### 一、日本は、あくまで共産主義勢力に対抗し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する決意である。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係を緊密ならしめるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員

としての地位を与えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそ�て民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の途である。

### 二、しかし、講和実現に対する米国の努力が急速に実を結ばずなお相当の時日を要する場合には、日本の強化と日米関係の緊密化は、一日もゆるがせにすべからざるをもつて、日本としては、先ず米国一国とだけでも、平和条約を締結することを希望する。

条約の内容については、いわゆる七原則において、政治上も経済上も、日本に対して何ら特別の制限を加えざるべきことを明らかにされたことは感謝に耐えない。但し次のふたつの点については、米国において再考されることを希望する。

#### (1) 安全保障問題

覚書の四においては、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在すること」が考慮されている。日本は、日本国区域における国際の平和と安全が、国際連合の原則に従つて維持せられることを希望し、これがため米国が不断の努力を継続されることを希望する。しこうして、覚書に予想せらるるごとき協力体制については、平等のパートナーとしての国と国との間における安全保障のための協力関係として、平和条約とは別個に成立することを希望する。けだし、かくして初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の所期の目的は達成しうるからである。

#### (2) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書三によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。米国の軍事上の必要については、いかようにでもこれに応ずる用意がある。しかしながら、これら日本の本来の領土である諸島が分離されることは、国民感情のたえがたいところである。(もし信託統治に付せざるを得ざる場合においては、その地域を軍事上

必要とせらるる最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態の解消するときはこれらの諸島が再び日本に復帰せしめらるべきことを何らかの形において明らかにせらるるよう希望する。)

覚書三において、千島の最終的地位の決定を終局的には国際連合総会の決定によらんことを提案せられたことは欣幸にたえない。千島に対する日本の国民感情は、沖縄、小笠原に対するそれにまさるともおとるところはない。米国がこの千島に対する日本の国民感情をとくと考慮されて最後まで日本人の熱望の達成に尽力されるよう懇請してやまない。

以上(1)及び(2)に述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立してゆく上に重大な関係をもつ事項であり、その解決いかんによつては、この緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に与えることになるであろう。

### 三、日本の再武装について、当面の問題としてはこれを希望しない。

けだし、

(1) 日本人は、太平洋戦争のにがい経験で、心底から戦争を嫌悪している。戦争の放棄と軍備の撤廃のうちに日本の平和と世界の平和とを求める日本人の気持は真剣なものである。

(2) 今日日本の一番必要とするものは経済の自立であり民生の安定である。日本の経済は、戦後五年半にしてある程度回復しておる。これすら、米国からの経済援助に負うところ多大である。いまだ基礎ぜい弱であつて、しかも近代的軍備に必要な基礎的資源を欠如する日本経済に対して、いま、再武装の負担が加えられるならば、日本経済は、立ちどころに、その重圧の下に崩壊し民生は貧窮化し、そこに共産陣営の好個の狙である社会不安が釀成されるであろう。国の安全保障のための再武装は、逆に、国の安全を内部から危殆ならしめるであろう。今日日本の安全は武装よりも民生の安定にかかることはるかに大である。

(3) 近隣諸国の日本の再侵略に対する危惧は、厳として存在している。日本は、これらの国民の対日危惧を解かなければならない。のみな

らず、卒直に言えば、内部的にも、かかる外部における危惧を増大させるようなことを避くべき十分な理由がある。従つて、われわれは、国の安全保障を再武装以外の方途において発見しなければならない。

しかし国家たる以上当然国内の治安の維持について、完全に独力をもつて対処しうる手段を保有すべきである。これがため、警察予備隊及び海上保安隊の人員の増強と装備の補強とを早急に実現するとともに警察全般にわたつてその一元的活動を可能ならしむるよう制度の抜本的改正をなす必要を痛感する。

四、軍備なくして、いかにして对外安全を保障しうるであろうか。国際連合が、その設立当時期待されていたように運営される時代がくれば、この問題は解消する。しかし、現実の国際情勢は、国際社会がかような段階に到達する日なお遠きを思わしめるものがある。かかる故にこそ、日本は、前述のように、平和条約とは別個に、日本国区域の平和と安全の保障のための協力体制を設立し、もつて、国連憲章による一般的保障を補強するに異議なき次第である。しかし、これのみが極東地域における共産陣営の進出に対する対抗策ではあるまい。

現に共産陣営が民主陣営に対して行つているような神經戦と滲透戦術を民主陣営も共産陣営に対して積極的に行うべきではあるまいか。また、ある地域において侵略行為が行わるればそれに対して直ちに制裁措置が加えられるような制度を確立すると同時にある地域において戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限によって相互の間に安心感と信頼感とを強固にする方式によって安全保障の途を発見せんとする考案も考慮の価値があるであろう。

## 目黒外相官邸における旧軍関係者会合<sup>†1</sup>

極秘

目黒官邸

一月十九日午前十時ないし十二時

参考者

(河内) 川辺、下村、(辰巳) 辰見、堀、榎本、富岡、堀田、井口、西村

記事

まず、西村から講和問題の動きについて別添の趣旨で報告した後、「國內治安確保のために最小限どれ位の警備力がいるか」について、意見の交換をした。要趣は、下記のとおりである。結論は、末尾にあり、大体現有力の二倍とみられる。

堀田—國內治安を確保するため完全な体制にあらねばならぬという点で、國内は一致している。そのためどの程度の警察力が必要であろうか。公然武力攻撃を加えられる場合は問題外とし、それ以外のあらゆる場合に治安確保に自信をもてるには、どういう警察力をもつべきか。具体的な考案を得たい。陸上と海上とに問題を分けて考えたがよからう。

富岡—議論の種として、私見を呈出する。終戦処理費（千億円程度）の範囲内で、対策を考える。考え方方に三つある。

第一の考え方 戰略的見地からだす方法。

第二の考え方 國の内部の暴力革命力を考え、これに対してどの程度の力が必要があるかをみる方法。内部の革命力を判定するときには、海上からの小規模の浸透を加算

することもちろんである。

第三の考え方 平和条約の先例（ヴェルサイユ条約やイタリア条約の軍備制限条項）から案出する方法。

未熟だけれども、今、第一と第二の方法から案出した数字を申しあげる。

海上は、第一の方法にも第二の方法にも共通する。海上の数字を述べる。

- a、海上における商船護衛のため護衛艦 百隻
- b、本土沿岸航路の防衛のための駆潜艇 六〇隻
- c、港湾、海峡、水路の掃海、警戒、管制のための小艇艇 二八隻
- d、本土に浸透してくる者を探知し捕獲するため航空機が望ましい。
- e、支援根幹兵力（荒天時の哨戒用及び侵入艦船の阻止） 巡洋艦 4 隻と駆逐艦13隻 一七隻
- f、局地の防備のための防備隊と基地

等が必要だ。艦艇は、合計十八万ないし二十一万トンとなる。大約して、三百隻二十万トンと考えればよい。

總人員は、三万四千、それに陸上部隊及び官衙、学校、修理庁要員として三万を必要とする。飛行機は、米國の日本に保有する空軍力との関係があつて、出しにくい。大体三〇〇機（練習機をふくむ。輸送、偵察、訓練の三機種を考える。）と見積る。敵をつぶす為のものを考えると一五〇〇機が必要であらう。（戦闘機）。

陸上の方は、第二の考え方でだしてみる。日共、朝連の人達の一五%が武装しうるであろう。これらが軽武装の暴徒となる。これに対抗するには、十二万の人員が必要となろう。それに、外部から的小部隊の浸透を考え十五万が必要とみたい。すなわち十二師団の兵力である。

<sup>†1</sup> 本会合にて提出された「講和条約研究資料」および「現有警備力に関する資料」は、『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第1冊、pp.834-838を参照。

<sup>†1</sup> 「商船」に対し「(二十五船団)(二百五十隻)(一〇〇万トン)とみる」との書き込みあり。

したがって、附隨する後方勤務要員を加えると二十万となる。

第三の条約の先例から考え出す方法であるが、イタリアの例をみると、イタリアは、

陸上兵力 二五万

海上兵力 人員二万五千人 艦船は、約三〇万トン

空軍 三五〇機（人員二万五千）

が許されておる。この方法ででる数字は、他動的なものである。

堀田一最小限度の必要は、どの位のものか。治安維持のため警察予備隊と海上保安隊のふたつだけでゆくとして絶対必要なものにとどめ、外國から陸軍又は海軍らしくみられるものを落すとする。今富岡氏のいわれたもののうちには、そういうようにみられるものがあろう。例えば、商船護衛のためのもの。連合國では、オーストラリヤのように、日本の陸軍は使いたいが、海軍はいかんという傾向もある。日本の再軍備ということになつても、海軍は問題となりやすい。

富—a 商船護衛十万トン。これは、アメリカにやってもらうこととする。

b 本土沿岸航路の防衛。これは、事実上脅威とならない。

e 集団的浸透を防ぐもの。これは、問題となろう。

堀—c のようなものは、艦種の名をだすと問題になる。

富—e は三万トンになる。

a と e とで十三万トンになる。これをひくと、必要なのは、八万トンになり、現在の海上保安隊の二倍になる。

情勢判断によるが、かような部隊を新規につくりあげる時間的余裕はあるであろうか。わたくしの判断では、その余裕がない。二年位でやらねばならぬ。アメリカの援助を得、旧軍人を採用してやらざるを得ないであろう。

堀田一戦争になれば、すっかりアメリカにやってもらう。國內治安確保のためだけに必要なものを考えて、海上保安隊は、これだけなければならぬというのは、どんな数字か。

富——ねぎりつくしたものは、八万トン（現在の約二倍）千五百トン級の駆逐艦を最大とする。

堀田一掃海は、性質上、別にしてよくはないか。

富——掃海に必要なのは、一万五千トンである。これも落すと六万五千トンになる。

堀——六万五千トンとして、その財政上の必要額は、どの位になるか。

富——機材は、アメリカの援助にまつ。日本は、人件費をまかなえよろしい。

辰——予備隊と海上保安隊の現在の予算（予備隊百二十億、海上保安隊四十八億どれも二十六年度）は、大体人件費だけである。將來は、訓練費が必要であり、これが莫大なものにならう。

富——アメリカから財的援助を仰がねばならぬ。

堀——日本は、物の援助のみならず、金銭の援助もうけねばなるまい。

富——海上保安隊と飛行機については、日米間の協力の話合によつてきめるべきである。

上述のような計画を、実際具体化する事業は容易なことではない。隊員の精神問題が大切である。わたくしには、これは仲々できぬ事業であるように感じられる。

堀田一戦争になってゆくといふのでない。國內治安のため必要なぎりぎりのものは、どれくらいのものかを具体的に知りたいと思うのである。いざ、戦争となった暁はどうするかを、今、考えているのではない。戦争にはならず、現在のような神経戦がつづくプロバビリティーも大きい。今の富氏のいわれた海上保有力はどの位で、できませうか。

富——一年位の時間はかかるが、できないことではない。

堀田一いくらアメリカにやってもらうとしても、日本がどうしても必要とする飛行機の程度はどうか。

富——哨戒を日本でやるとして、二百機であろう。哨戒のためには、ヘリコプターでもよい。

(河) 川——國家治安のための最小限度の警備力というが、治安が乱れる時が問題だ。おそらく、治安の乱れるときは、すなわち、戦争のおこる時ではあるまいか。治安のみを考えるのでは足りぬ。反面、対外防衛を考えねばならぬ。で、対外面において、米軍なり國連軍が日本にいて呉れるということを、同時に考えての話でなければならぬ。

アメリカが、國連が手放したとき、どうするか、これも是非考えておいてもらいたい。

堀田——アメリカなり國連なりが日本を防衛してくれるという前提に立っておる。しかし、今日、日本人が反米になる可能性はある。この可能性を未然に防ぐため、どうしても講和条約をやらねばならぬとわれわれは考えておる。赤に対する思想的防衛が必要だ。國民の生活安定が必要である。軍備のため増税というようになると、赤の思想を強くするばかりだ。反米の動機がそこに生れる。再軍備を慎重に考えたい所以である。

さて、陸上の警備力は、どうだろう。

下——前提として、

一、日共、朝連のやる純然たる國內攪乱は、軽装備の警察力でいい。ただし、集団的に使用しうるものでなければならない。國內攪乱に外部からの力が加わる。かような治安の混乱に対処しうるものでなければならない。

二、(河) 川氏発言のように、戦争との関連で考えねばならぬ。対外防衛のための軍備の種を蒔いておかねばならぬ。

(部) 輪廊として、

地上軍を主体とする。ただし、陸、海、空を統率する中枢が必要である。

幹部と基幹人員の整備と訓練を発足からやる必要がある。

日本の足りぬところは、米軍にたのむ。

兵力として、

國內治安のため部隊として動けるもの 十五万人

幹部及び基幹人員 五万人

合計二十万人は、絶対に必要である。二十万の数字は、(イ)満洲事変前警察七万人の上に地方長官の出兵要請権があったことと(ロ)寿府軍縮会議当時警察七万人の上に兵力が三十万あったことを考えると、適當のことが了解されよう。

財政として、

終戦処理費千億円をぞそりもらい、その他を加え、千八百ないし二千億円を使用する。ただし、この経費は、陸上のみならず、海、空もふくるものである。

(河) 川——防空力は、アメリカだけでは足りぬ。どうしても、日本も参加しなければならない。だから、空軍をもつというのでなくて、海上保安隊なり警察隊なりの一部としていいから、空軍の種として飛行隊を養成しておくべきである。航空は、國家防衛の根幹である。

下——わたくしは、航空機は二、〇〇〇機と考え、海上警備力は、十万トンと考えた。

富——二、〇〇〇機という頭をだすのは、とおりにくい。わたくしは、少数の航空機をだしておいて、それを種に、增强してゆこうと考えた。

再武装の裏付として、民間防衛組織がある。今日、どの國も民間防衛の整備に狂奔しておる。日本も、これをゆるがせにすべきではない。

× × × ×

要するに、今日の意見交換の結果は、次のとおりである。

日本が独力で國內治安を確保するには：

陸上警察力 { 隊員 十五万人  
幹部及び基幹人員 五万人

海上警備力 { 艦艇 八万トン  
最大艦型 千五百トン駆逐艦

(但し、所要の二十一万トン中、万一の場合過半を米國にやってもらう

ことを条件とする。)

航空機は、陸上及び海上の警備力の一部として少數を保有する。

同時に、民間防衛組織を整備することが急務である。

(了)

(別添)

講和問題の動向（一九五一年になってから）

一九五一、一、一八

## 目次

- 一、アメリカの対ソ回答
- 二、マ元帥の年頭声明
- 三、英連邦首相会議
- 四、国民政府の対米回答
- 五、ダレス特派大使の訪日発表
- 六、條約の方式に関する報道
- 七、安全保障に関する報道

年末から今年になってからの講和問題の動きについて、主なものをあげて説明する。

### 一、アメリカの対ソ回答

第一は、五〇年十一月二十一日のソ連の質問に対して、アメリカ政府が十二月二十八日に覚書で返事したことが大きい。この覚書は、公表された。

（講和資料として印刷中）。

覚書は、ソ連の質問に、ひとつひとつ答えておる。ここでは、安全保障に関する部分だけ紹介する。

覚書は、こういつておる。

（4）講和條約の締結と同時に日本の軍事占領は終結するというのがアメリカ政府の見解である。ポツダム宣言に述べられた「平和と安全保障

及び正義の新秩序」がいまだ確立されず、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない事実は、日本がアメリカ及びその他の諸国と、国連憲章とくにその第五一條の規定に基いて、個別的にまた集団的に自衛上の取極に参加することを裏付ける理由となろう。このような取極のなかには、アメリカやその他の諸国の軍隊の日本駐在がふくまれても差しつかえないだろう。

（5）ソ連政府が講和條約締結後の日本の安全保障について提起した二つの問題（すなわち、アメリカ覚書の「日本区域における国際の平和と安全の維持のための、日本國機関とアメリカの及びおそらくはその他の部隊との共同責任」とある。その共同責任について、（イ）日本國軍隊すなわち日本國陸軍、海軍及び空軍並びにこれらに相応する日本國參謀部を創設することが提案されているかどうか。（ロ）この共同責任とは、講和條約の締結後も、アメリカの陸軍、海軍及び空軍の基地を日本領域に維持することを意味するか。）に対する答えは、さきのアメリカ提案及び以上述べたところで明らかである。（アメリカは、講和條約の締結後の日本が陸海空軍を保持することが許されるかとのソ連の質問に対する回答を回避しつつも、ソ連は、四七年六月極東委員会十三国が日本の再軍備を禁止したことを挙げているが、極東委員会は條約が調印されるまでの対日政策決定のためにのみ構成されたものであること、及び、その決定は正式に條約にとりいれられない限り、その後は効力を失うものであることを指摘している。（二九日 UP によつて補足）。

これで、安全保障についての、アメリカの考えが、だいぶはつきりしてきた。

全体として、アメリカの対ソ回答で、とくに注意される点は、必要とあらばソ連の参加なくとも他の諸国とともに對日講和の締結を推進する意向を明らかにしたこと、「無責任な軍国主義が世界から駆逐されていないとにかくみて」日本はなんらかの條約によってアメリカその他の國の軍隊

が日本に引き続き駐在し、その援助の下に自衛の備えをすることは当然であるとの見解を明らかにしたこと、領土の最終的帰属はカイロ、ヤルタ、ポツダム等の宣言ないし協定にもかかわらず最終的には国連の決定にゆだねられるべきであるとのアメリカの考えをはつきりさせたことであろう（二十八日ニューヨーク・タイムズ）。

## 二、マ元帥の年頭声明

本年一月一日マ元帥は日本国民に対するメッセージのうちで、「国際的な無法律状態が引き続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、国家の政策の手段としての戦争放棄を規定する日本憲法の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らなければならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相携えて国連の諸原則のわく内で力を撃退するに力をもつてすることが諸君の義務となるだろう。不幸にしてかかる事態が万一起つた場合、日本の安全保障は、太平洋地域の他のすべての自由諸国家の深い関心事となるだろう。わたしは一九五一年には新しい日本が、まだ残っている戦禍を十分ぬぐい去ることができる講和条約を通じて政治的自由の恩恵をうけることになると心から信じている。」とのべた。

朝鮮における国連軍の苦戦にみられる極東情勢の急迫化や、西欧における西独再武装の現実問題となつてゐる折でもあるので、「日本が一九五一年中にアメリカの完全な協力者となって民主主義勢力の極東防衛線の維持に一役買うことになる」のを示唆したものと観測され（一日 UP 東京）、講和問題に関連して、日本の再軍備がいろいろ論じられるようになった。

日本の再軍備については、アメリカのイヴニング・スター や ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙などがこれを支持し（一日ワシントン UP、二日ニューヨーク・AP）、ニューヨーク・タイムズは日本は決して中立を保ちえないとい論じ、日本国内には再軍備について鋭い意見の対立があり、再軍備に対する日本の熱意がたらないことを指摘した程である。（四日ニューヨーク・AFP）。

しかし、ソ連、中共は、いわずもがな、オーストラリア、ニュージーラ

ンド、フィリピン等從来から日本の再武装に反対してきている諸国は、直に反対の声をあげた。オーストラリアのスペンサー外相は二日從来の対日政策に変りないことを確認し、日本の軍国主義の再現に対しては適当な保障を講じなければならないと言明した（二日シドニー AP）。比のロムロ外相はフィリピンの対日態度は賠償要求と軍事力の復活防止にあると言明した（三日マニラ UP）。

ただ国民政府だけは、從来の態度をかえて、対米回答のなかで、自衛のための日本の再武装をみとめ、米軍の日本駐在に関する日米協定に反対しないことを明らかにしたといわれておる（六日台北 UP）。

## 三、英連邦首相会議

一月四日からロンドンで開催された英連邦首相会議は九国の首相（南阿はドンゲス内相が代理出席）が加わり、十二日に終了した。この会議では、対日講和も議題のひとつだった。

新聞報道によると五日対日講和が問題となつた。英国、インド、セイロン、ニュージーランド、オーストラリアの諸国から熱心に講和促進の支持があり、場合によつては仮條約を締結してはどうかとの議論もでた。討議された仮條約の構想には一定の保障のもとに日本に部分的な再軍備の道を開くという考案がふくまれ、日米同盟條約による米軍の日本駐在案もその一部をなしている。ただし日本海軍の再建は許さないという（五日ロンドン AFP）。

九日会議は、対日講和の早期締結の方針を決定して、コミュニケが発表された。それによると、

(一) 中ソ両国をふくめ対日戦争に参加した全國家が会議に参加すべきである。(二) 中共の参加については中共政府の承認を必ずしも必要としない。(三) 中ソ両国の参加が得られない場合は両国の参加なしでも早急に対日講和條約草案を起草すべきである。なお中共政府の参加に関して一部の首相から対日講和に限つて中共政府に事実上の承認を與えるとの提案がされた。というのである（九日ロンドン AFP）。

日本の再軍備については、英政府のスポークスマンの話によると英連邦各国首相は、情勢の発展によつては極東の危機に関する討議を再開すると言明した。英連邦各国首相は、日本に対して寛大な講和條約を早急に締結することが極東情勢を安定化するものであるという点について意見一致した。大部分の連邦首相は、日本の再武装に関し米国と協調する用意があるが、その際次の保障を要求するものとみられる。

- (一) 日本の軍事力は、非共産世界と連結しなければならない。米国は、日本に軍隊を駐留させる権利を持ち、日本が再び侵略戦争を起さないことを保障する。
- (二) 講和條約参加国は、日本が一国に対し侵略を企図するような場合は、一致して日本に当る。
- (三) 日本の空海軍部隊の攻撃的性格を制限する。

これは、十日ロンドン AP の報道である。これをよむと、英連邦の一部にいかに強い対日警戒心があるかが判然とする。九日ロンドン、ロイター電も九日の会議の模様を、報じているが、同じ感想をもたされる。すなわち、

「オーストラリアとニュージーランドは、強力な日本の再軍備を防ぐため、とくに海軍、商船隊、重工業を制限するためしつかりした保障が與えられなければならないと強硬に主張した。これに対しパキスタンは、日本の復興はアジアの経済的発展と極東の安定をみちびくという理由で、日本の完全な再建は絶対にさまたげるべきでないと強調した。インドもパキスタンとともに、できるだけ早く日本を自由なる国家の社会に復帰せしむべきであると主張した。インド、パキスタン両国は、アジアの水準からみれば高度の文明と経済をもつてゐる八千万日本人は世界平和の維持にとって重要な要因であると述べた。英と加は、日本の将来は現実的に取扱うべきであるという態度をとつた。南アフリカは、日本の再軍備について何らの見解も述べなかつた。

会議の討議は、台湾にもふれた。意見の一致をみなかつた。インドと英

は、カイロ宣言を堅持すべきであるとし、中共を承認していない連邦諸国は米国の提案を支持するものが多かつた。」

なお、十一日オーストラリア外相スペンサーが、特に声明を発して、「オーストラリアは、日本の国際社会加入を阻止しようとは思わないが、武装した侵略日本を復活を防止する適切な処置を規定せず、また日本の再軍備能力に制限を課さない講和條約には反対する。」といつておることを指摘しておかねばならぬ。

英連邦首相会議は、十二日閉会に際して、宣言を発表した。宣言の冒頭には「日独両国との講和問題解決を促進すべきこと」がうたつてある。

(どうかそういう方向へ、英連邦諸国よ、努力してくれよといいたくなる。)

#### 四、国民政府の対米回答

国民政府スポークスマンは、一月六日、國府が米国の覚書に対する回答を國務省に手交したことを確認した。回答の内容は、次のようなものといわれる(六日台北 UP)。

- (一) 台湾の将来はカイロ、ヤルタ、ポツダム諸宣言ではつきりと決定されており、いかなる他の国も台湾に國府の見解に反するような主権を樹立する道義的権利はない。
- (二) 日本に対し寛大な講和を許そうという既定の政策に変化ない。しかし、このことは、國府が公式に賠償要求をとりさげることは意味しないが、賠償要求を強く主張することはしないであろう。
- (三) 日本が必要な場合自衛のため再武装する権利については文句をつけない。
- (四) 白米間に米軍の日本駐在継続を認める個別協定を結ぶことに反対しない。
- (五) 講和條約は、できる限りすみやかに締結することに賛成する。
- (六) 中共政府は、いかなる問題についても、法的、道徳的権利をもつていない。
- (七) 澎湖島は、常に台灣省の一部であり、台灣に関する見解は、当然同島

にも適用される。

#### 五、ダレス特派大使訪日発表

一月十一日国務省はダレス顧問が大統領の命によって対日講和の実現の手段についてマ元帥並びに日本政府首脳部と検討のため対日講和使節団の団長とし大使の資格で近く日本を訪れるであろうと発表した（十一日ワシントン AFP、AP 等）。

この発表があるまで、いろいろな米国の動きが報道された。五〇年末には、朝鮮の戦況の悪化に伴うて国務、国防両省の間に再び講和促進に関して意見の対立があると伝えられ（十二月二十七日ワシントン UP）、一月八日のニュースウィーク誌も講和促進の最大の障害は、クレムリンではなく、むしろ朝鮮に対する主要基地としての日本の保持に重点をおこうとする（すなわち現状のまま占領管理して日本を利用すべしとする）国防省であると書いたほどであった。十一日のダレス特派大使訪日の発表は、このような対立に解答を與えたものである。十一日の AP 電は、「この発表は、朝鮮で国連軍が敗退している時機にお且つ対日講和交渉を推進すべきかどうかをめぐって米国政府部内に存した不安の一時期が終つたことを明らかにしたものだ。」国防省の一部と国務省との間に見解の対立があつたことを述べた後で、「統合参謀本部員もついに国務省の見解に同意し、八日アチソン国務、マーシャル国防両長官を交えて開かれた会合で両省間に最後的決定をみ、ダレス顧問の日本派遣を勧告、十一日大統領によって承認された」といつている。

#### 六、條約の方式に関する報道

一月一日ダレス顧問は、(一)アメリカと他の極東委員会構成国との間の交渉は、今もなお続けられている。條約の内容や手続についてはまだ何も決定していない。(二)ソ連の妨害をうけない一つの方法として対日戦参加諸国との間に一連の個別的條約を結ぶことを検討中である。が、それは、アメリカ政府の公式政策ではなく、單なる手続上の方法として考えられているものである。と述べて、同じ内容の平和條約を二国間で結んで行く方式を

とつて、ソ連や中共を除外するか、せぬかについての難問を回避しようとの考案があることを示した（一日レークサクセス AP）。これに関して、アメリカの新聞報道は、たびたび、個別條約支持を伝えていて、一月一日のニューヨーク・タイムズは、米政府は全面講和の構想をすべて個別講和を推しすすめることに決定したとまで報じたが、これは翌二日国務省スポーツマンによつて強く否定された（二日ワシントン AP）。

この否定にもかかわらず、その後、アメリカからの報道は、アメリカ当局の方で個別的條約の方式を考慮しているということが多い。（一月六日ワシントン坂井特派員、十日ワシントン坂井特派員、十日ワシントン UP、十一日ワシントン中村特派員、十一日ワシントン AP、十二日ワシントン UP、十二日ワシントン AP、十三日ワシントン AP、十三日ワシントン坂井特派員。）そして、どちらになるかは、ダレス特派大使の訪日の後、アメリカ政府の腹はきまろうといつているが、個別條約の可能性が大きい方へ、最近は、なつていっている。

#### 七、安全保障に関する報道

アメリカからの報道で、安全保障に関連するものを時日を追うて、並べてみると、次のようになる。

- (一) 七日ワシントン坂井特派員は、ダレス氏は訪日の際講和條約と同時に実施される、日本の安全保障と日本をめぐる国際平和の確保のため日米両国が平等の立場で締結する共同防衛協定案について協議するだろう。
- (二) 七日ワシントン UP は、タフト上院議員がラヂオ・インターヴュで、「米国は朝鮮から撤兵して日本と台湾を結ぶ防衛線に後退すべきだ。もし米国が海、空軍を提供するならば、日本は自己の長期的防衛のため地上軍の大部分を進んで出することになるものと信じている。」といつたと伝えた。
- (三) 十日ワシントン坂井特派員 「……日本が米国と……講和を締結したら、その効力発生と同時に、占領は打ち切りとなり日本が中共又は國府と個別的條約を結ぶことは自由になる。占領が終つてから日本の安全を

守るための日米相互防衛協定を相談するのではなく、真空状態の期間がないように前もつて話し合い講和実現と同時に共同防衛協定の効力を発生するように考慮されよう。講和実現とともに現在の総司令部の機構は軍事に関するもののみが共同防衛任務のことを取扱うことになり、その他の機関は全部なくなる。相互協定で日本に留まる米軍の費用は英國に派遣されているのと同じように、米国防省の予算でまかなうことになる。米軍が共同防衛のため使用する施設その他の費用を両国でどう分担するかは両政府間の話合できめられ、日本の復興を妨げないよう最も合理的にきめられよう。」

(四) 十一日ワシントン AP 「……米国の政策のうち確実な点は、米国が締約国となる講和條約は、極東における共産主義の拡大に対する防壁として、さらに日本列島自体の保護者として米軍が日本に駐在できるような安全保障協定を伴わなければならないということである。」

(五) 十一日ワシントン中村特派員 「ダレス氏の渡日は、軍事当局者を同行する点で、前回の渡日とは、大いに趣を異にしており、日本の安全保障に関連し、再軍備問題が総司令部当局及び日本政府との間に具体的に打診されるのではないかとみられている。」

(六) 十二日ワシントン UP 「米国の官邊筋では、日本の小地上部隊を将来国連憲章の規定のもとで、大規模な地域軍に編入する可能性を検討している。この問題については、まだ、最終的決定は下されていない。これは、日本の再武装を行う前に、日本の憲法をある程度改正し、同時に、連合諸国の全般的同意をうる必要があるため非常に急を要する問題とは考えられていないからである。」

日本の再軍備とドイツの再軍備は、類似の問題とは考えることはできない。日本は、島国であり、日本を侵略から守るために、主として海、空軍に依存し、地上部隊は制限されたものですむからである。もよりの基地にある米国の海、空軍を太平洋における米国の最前線維持と日本の防衛に利用することができる。」

(七) 十二日ワシントン中村特派員 「ワシントン外交界では、「再軍備問題など日本にとって駆引の道具ができている」と見るむきもある。このことは、西独の例もあり、米政府をして講和に慎重ならしめているひとつの原因になっている。」

吉田首相のさきの東京における外人記者会見を「再軍備には無條件には応じられない」との意味で米国ではとつており、吉田首相が再軍備に絶対に反対であるとは國務省当局でもみていない。」

(八) 十三日ワシントン AP 「日本の再武装問題に関して米関係当局者は、少数の日本人部隊を国連軍に編入するとか、あるいは、目下西ドイツとの間に交渉中であるような地域的防衛軍へ統合するという構想もでたが、別に決定にはいたらず、この問題は、日本が国連に加入するまでは持ちこしとなろうと言明している。」

(九) 十三日ワシントン坂井特派員 「大統領特使として近く渡日するダレス大使は、十二日上院外交委員会の民主党コナリー委員長、ジョージ議員、共和党のワイリー、スミス議員四氏と秘密会議を行った。講和條約も相互防衛協定も上院の協賛をうる必要があるので、ダレス大使から政府の両案の概要を説明し、両党的支持を求めたのに対し、四委員は詳細にわたる質問の後、十分な了解を與えダレス大使を激励した模様である。」

(十) 十五日ワシントン AFP 「……ダレス特使が東京にいつてまずとりあげなければならないものに日本の再軍備問題がある。マ元帥は、このほど平和條約が締結されたあつきには、日本は、再軍備さるべきだとの見解をのべた。マ元帥のような有力な人物の意見は、当然ワシントンを初め世界各国の首都で大きな反響をよんだ。実際マ元帥の声明は忠実にホワイト・ハウスの見解を反映したものである。したがつて、マ元帥とダレス大使の会談では、初めに、この問題がとりあげられるだろう。」

ワシントン消息筋によると、米国は、日米同盟條約の問題に関してドイツの十個師団創設を提案した五〇年九月の禍を繰り返えしたくないと切望している。だから、日本は日本人が承認する程度においてのみ再軍

備されることになろう。これが、現在の米政府の考え方である。

.....

日本の地理的立場と戦略的価値から考えて、日本は世界戦争において中立を維持することはできないという点が指摘されている。したがつて、日米間の平和條約には附帯條項として日本を防衛するため、米国が日本に海空軍基地をもち、米軍を駐在させる権利をもつような相互援助條約をどうしても伴わねばならぬと考えられている。米国の専門家は、この代価を拂うことによつてのみ、日本は独立と主権を再び獲得できると述べている。」

要するに、平和條約と同時に日米間に共同防衛條約を締結して米軍の日本留駐を実現したいということは判然とでておる。日本の再軍備については、慎重な態度であつて、マ元帥以外に、責任ある地位にある人から積極的な再軍備論が公式に表明されたことは、まだない。慎重考究中という感触をうけるのである。

(附記)

#### 安全保障問題に関する政党の態度

講和問題が進展してき、それにつれ、米国の考え方方がはつきりしてくるにつれ、日本でもこの問題についての考え方方が具体的になってきた。政府当路者や個人の見解は、別として、ここには各政党の態度について、メモしておくこととする。それも、安全保障に関する分だけである。材料は、新聞報道であるから、あるいは、正確でないところがあるかも知れない。

#### 一、参院緑風会

一月五日朝日の報道によると、次のような案が考えられておるといふ。  
「国連に加入し国連による安全保障を望むが、過渡的には米国の駐兵または日米協定によって安全を確保する。極東情勢の実情によつては国連の要請があれば国連加入国の義務として再武装するが、これも日本の財政では警察予備隊を強化する程度となろう。海上保安隊は弱体で

あるから日本政府の裁量の下で規模と質を強化したい。」

#### 二、民主党

十八日の読売によると、民主党は、ダレス特派使節に対して、次のような要請をするという。

##### 「(3)自主的自衛力の整備強化

他力本願のみで日本の防衛を全うすることは不可能であり、またいたずらに他力本願で外力のみ頼つて平和を維持しようとする国民はやがて独立心を失い国家を維持する能力をも喪失するおそれあるものと認め、内外よりする秩序の破壊行動に対し自衛しうる警察力をすみやかに整備強化することを希望し、連合諸国も軍国主義の拾頭を危惧するごとき妄想を一てきして、進んでこれに協力せんことを希望する。

自衛のため基本精神として(一)祖国を自ら護る。(二)国際機関参加の場合安全措置に関する権利も主張するが義務も履行する。という決意を国民の中に浸透させ、当面の対策として内乱の予防、鎮圧に動員可能な一切の心的、物的防衛力を……結集整備する。(として十項目をあげているが、そのうちには、国家非常事態宣言法の制定とか、警察予備隊を二十万程度に増員すること、民間特設防衛隊法を制定すること、国家に国家安全保障委員会を設定することなどをあげている。)

##### （4）国際連合憲章による安全保障の確保

すみやかに日本の国連加入が許容せられる日を待望するとともに憲章のワク内において東亜の平和を維持する地域的集団安全保障制度が確立せられるならば、これに参加して積極的に協力する。」

#### 三、社会党

十七日の読売によると、社会党の方針は、次のようである。

「.....

(二) われわれは、講和後の安全保障については、日本が非武装平和の

憲法を守りつつ国連の集団保障によって独立を全うし得ることを要望する。従つて、われわれは、再武装したくない。また特定国との軍事協定（軍事基地の提供をふくめた）によって安全を保障する方に賛成しない。われわれは卒直にいつて東西の武装対立に加わらないで、<sup>(や)</sup>自主的中立が守りたい。しかし、同時にわれわれは、暴力革命や国際侵略に反対し国連の平和と秩序への努力に賛成し、また、独立国として自衛の本然の権利があることを知っている。しかしながら前述のように国連に加入が認められて、その集団保障によって侵略から保障されることを要望する。」

#### 四、自由党

十九日の読売によると、同党の立場は、次のようなである。

##### 「安全保障問題

国連加入による集団的安全保障を根本とし、わが国の負うべき正当な責務はこれを忠実に実行するものである。わが国は、いまだ国連には未加入であるが、朝鮮動乱の例にみれば、わが国は事実集団保障をうけている状況にある。よつて、国連未加入のまま、しかも、講和條約が未締結のまでも国連よりの要請によつてわが国に課せられる義務があればこれを忠実に実行するものである。

また、情勢の緊迫により、国際共産主義の指示による国内暴動が生じた場合われわれとしてはこれに処する対策をもたねばならぬ、この種暴動を防ぐに足る国内治安及び海上保安力の整備強化の必要を主張する。」

要するに、政党の方針として報道されておるところは、

イ、安全保障については国連憲章による集団保障によることとし、これに積極的に協力する。……という点では、大体一致しておる。

社会党のみは、特定国との軍事協定はいやであり、東西の武装対立に対して中立でありたいといつてゐる。

ロ、再武装については、これを好まない。そして、自衛能力の整備、すなわ

ち、国内治安維持力の拡充強化でゆきたいというところで、大体一致しておる。不思議と大きなではないといえるのである。

緑風会のみが、ややある方式の再軍備ようなものをのぞかしておるだけである。

以上

25 昭和 26 年 1 月 24 日

## 安全保障についての問題点<sup>†1</sup>

極秘

### 安全保障についての問題点

一九五一、一、二四

合衆国の対日講和七原則提案以来安全保障について各種の報道がある。これらの報道について次のような問題がある。

一、米国では、「日本が自衛できるようになるまで」米国（その他の国も加わるかも知れない）と日本との間に共同防衛的な取極の下に米軍（その他の国の中も加わるかも知れない）が日本に駐留することにしたい腹案だと報じられている。

「日本が自衛できるようになるまで」とすると、永久駐兵の結果を招来する可能性もある。

また、この表現には、日本に再軍備さしたい意向ももらっているよう避けとれる。

かような漠然とした期限をつけることは、問題である。

二、安全保障の取極の内容のひとつとして日本に一定限度の軍備をもつこと

<sup>†1</sup> 本文書は、1月23日の堀田元大使との意見交換を踏まえ、外務事務当局が作成したもの。

を許し且つ日本がその限度を守っているかどうかを確かめるための監視を規定しようとの考えがある。英連邦にこの傾向が強い。

監視付の制限軍備をもつということは、自主独立国にとって問題である。同じく民主陣営の盟邦として日本を迎えるゆえんでもない。

三、太平洋同盟のような集団保障方式を取り結び、そのうちに、「日本が侵略行為にでる場合には他の加盟国は協力して日本に当るべき」ことを明らかにしようとの考案もでている。

民主陣営の共産陣営に対抗するための安全保障取極（具体的にいえば米国のソ連に対するための安全保障取極である。）のうちに、盟邦の盟邦に対する侵略の可能性を見し、これに対し実力行使の義務を定めるような方式が、問題とされていることは、日本の安全保障のための駐屯軍が日本の侵略に対する監視軍に性質を一変しうることを意味するものであつて、日本として承服しかねるところである。



## 26 昭和 26 年 1 月 26 日

### 沖縄・小笠原諸島の信託統治に米国が固執する場合の措置

〔極秘〕

米国が沖縄、小笠原諸島の信託統治を固執する場合の措置

一九五一、一、二六

沖縄及び小笠原諸島が信託統治にされる場合、国民感情を最も刺戟する点は、これら諸島が永久に日本の手を離れるのではないかという点である。

これを緩和するためには左の措置が考えられる。

#### (1) 信託統治に期限を付すること。

実例として旧伊太利植民地ソマリランドの信託統治期間は十年とされ、その後は独立することになっている。かように、信託統治に年限をつける

ことが一番望ましい。

それがむずかしい場合には、「これらの諸島を信託統治にすることを必要ならしめる事態が存続する期間」信託統治に付することとし、かかる必要の解消した場合には、憲章第七十六條（信託統治の基本目的を定めている）(3)の規定に従つて、「住民の自由に表明した意志」に従つてこれら諸島の最終的地位を決定すべきことを信託統治協定において明白にする。これは、憲章の規定に合致するところであつて、法理上の困難はない。

これに加えて、信託統治にする必要の解消したる暁には合衆国がこれらの諸島を日本に返還する考え方であるとの保障を協定外の文書で取り付けられれば、万全である。

#### (2) 日本を共同施政者（ジョイント・オーソリティ）とすること。

信託統治地域に対して共同施政者を設けている実例は、ナウルー島に対する英、豪及びニュージーランドの共同施政がある。また、旧敵国を施政者とした例は、伊のソマリランドに対する施政がある。日本が合衆国とともにこれらの諸島の共同施政者となれば、諸島の帰属についても、諸島の行政についても、島民に対する権能についても、合衆国と同等の地位にたつこととなり、わが国民感情を満足せしむるに足ろう。（共同施政者という観念は、國務省係官が言及した事実がある。）

なお、島民の国籍については、憲章に定める信託統治制度の関係から、施政国の国籍も取得せず、また、国際連合の国籍も取得せず、また旧領有国の国籍も保有せず、どの国の国籍もない特殊の地位にあつて（先例によると信託統治地域の市民権を有するとされておる。）施政国が地域外において外交上及び領事上の保護を與えることになっておる。従つて、これらの諸島の住民に対する日本国籍の保有を要請することは困難である。

上述の二点の外、信託統治に関して左記の事項について考慮を求むべきである。

#### (1) これら諸島と日本本土との関係をできるだけ従来通りとすること。なかんずく、双方住民の交通移住は自由とし、関税上も日本の一<sup>部</sup>として認め

らること。

- (2) 従来小笠原諸島、硫黄島の住民であつて、戦争中（日本によって）及び終戦後（米国によって）日本本土に引揚させられているものについて、原島に復帰を許されること。
- ~~~~~

27 昭和 26 年 1 月 27 日

### 講和条約成立後の最惠国待遇について

極秘

#### 講和条約成立後の最惠国待遇に関する件(案)

昭二六、一、二七 政、経、一

- 一、対日講和条約に関する七原則の第五項は、日本が連合諸国に対し最惠国待遇を許すべきこととしている。この規定が日本に対し片務的のものであるか又は連合国とイタリーとの間の講和条約におけると同様、相互主義を基礎とするものであるかは明らかにされていない。
- 二、対伊條約起草当時とは異り、GATTが既に成立し、実施されている現状においては、相互主義による無條件の最惠国待遇に関する規定を講和条約に含ましめることには、困難があるかもしれない。すなわちGATTに基き既にその関税率を引下げた連合諸国は、米国政府の好意ある努力にもかかわらず、未だにGATT締約国の一員となつていないわが国に対し、GATTに基く讓許を含む通商上の最惠国待遇を與えることを躊躇する可能性があることは予め考慮されなければならないであろう。
- 三、しかしながらもし最惠国待遇に関する規定が片務的であるか又は双務の場合でもGATTに基く讓許が最惠国待遇の範囲から除外されるならば日本は、新しい通商航海條約が締結されるまでは、講和後においても世界貿易上実質上差別待遇を受けることになり、わが国の経済自立の達成にと

つて重大な障害となるであろう。

四、従つて日本政府としては対日講和条約において通商上の最惠国待遇が相互主義の基礎の上に規定され、しかも右規定の下において日本が平等無差別の立場において世界貿易に参加することが可能なように、右最惠国待遇は、形式上にも実質上にもGATTに基く讓許にもおよぶことを確実にせられることを希望する。

前記二、の如き困難は、日本政府にとっては明らかでない何等かの理由によって、日本がいまだGATTへの参加を認められないために生ずるものであるが、世界貿易の自由化と多角化を支持する日本としては、GATTに対する参加が認められ、関税の低減を目指とする関税交渉を行う機会の與えられることを待望していることを明らかにしておきたい。

~~~~~

28 昭和 26 年 (1) 月<sup>†1</sup>

### 講和前に安全保障条約を締結する方式について

極秘

#### 講和前に安全保障条約を締結する方式について

先方から、平和條約の締結をまたずして安全保障のための條約を締結する方式を提案した場合には（末尾の注、参照）、次の方針により、これに対処する。

一、次の趣旨により、この方式の不得策なるゆえんを説く。

（→久しきにわたり講和を待望し、今回こそその実現すべきを期待している日本国民は、この案を提示された場合、痛く失望すべく、いかように説明しても納得しないであろう。

<sup>†1</sup> 作成日不明。

(二)日本国民がどれ程その安全を米国によって保障されることを希望しているにしても、この方式による場合、日本国民の心裡から強制された安全保障なりとの印象を拂拭することは、困難であろう。

(三)右のことは、共産主義者に宣伝の好き機会を與えることとなり、また、現に日本国民中の少なからざる部分を占める善意のいわゆる平和主義者、中立論者を反米に走らしめることとなるであろう。

(四)従つて、多数講和の早期実現が望み難しとすれば、まず日米両国間のみの講和を実現し、その上で安全保障に関する取極を締結する方式を探ることが、日米関係の大局上望ましい。

二、先方がこれ以外に道なしとして、この方式を固執する場合には、上述の不利をカバーするために、最低限度として、次の諸項を要望する。

(一)まず、米国側において戦争状態の終了を宣言し、日本側においてこれを確認した上で、安全保障條約締結の手続に入る。

(二)米国政府は、戦争状態の終了を宣言すると共に、日本が降伏文書に基づく一切の義務をすでに完全に履行したものと認める旨を宣言し、これにより、米国の官憲による日本の占領管理事務を停止する。

(三)安全保障條約には、日本政府が、平和條約の成立後〇年以内にこれを再検討することを提案した場合には、米国政府は、これに応ずべき旨の規定を設ける。

(四)米国政府は、戦争状態の終了を宣言するに当り、本宣言発出の趣旨は、講和前においても、日本にできるだけ大幅の自主性を回復せしめるにあり、平和條約の締結のための努力は、従来通り継続すべき旨を声明する。

[注] タフト上院議員（共和党政策委員会委員長）は、現政府の外交政策を批判した一月五日の上院における演説で、「われわれは、直ちに日本と一つの條約を締結し、その上で両院合同決議により日本との平和を宣言すべきであると思う。右の條約は、空海両面における米国からの援助を規定し、又、日本が防衛目的の自己の地上軍を創設することができる

まで差当り数個師程度の援助を與えることを規定すべきである。」と述べている。日本の再武装を説く評論家の中にも、講和をまたずして安全保障條約を締結することが可能であり、またそうすべきであると説く者がある（レイモンド・モーレイ）。ダレス氏は、個別講和の方式を一つの試案として挙げたその談話の中で、これについては、関係諸国の同意も得なければならないと述べている。従つて、個別講和方式も、関係諸国との交渉の段階で難航する場合も考えられる。そうなると、米国の対日施策を速かに、且つ强力に進めるために、平和條約とは切離して、戦争状態終了宣言プラス安全保障條約という方式を採用せんとすることも考えられ、ダレス氏が今回訪日の際、これについての日本側の意見を求める可能性もなくはない。